



青森県基本計画

「選ばれる青森」への挑戦

支え合い、共に生きる

令和3年度

青森県税務統計



青森県総務部税務課

目 次

第一 財 政

1 税務行政の所管区域	1
2 令和3年度一般会計決算額	2
3 一般会計の歳入総額に占める県税収入の割合及び前年対比（平成24年度～令和3年度）	3
4 令和3年度一般会計歳入歳出予算及び決算	4
5 一般会計歳入歳出決算の累年比較	4

第二 税 収 入

1 令和3年度県税部別県税決算額	5
2 県税収入歩合推移	6
3 令和3年度県税決算額（総括）	7
4 令和3年度県税税目別県税部別調定収入等の実績	11
5 令和3年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績	12
6 県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）	13
7 平成24年度～令和3年度調定額の前年対比	14
8 平成24年度～令和3年度収入額の前年対比	15
9 税目別収入歩合年度別調	16
10 令和3年度県税欠損処分年度別調	17
11 県税欠損処分県税部別調	19
12 県税欠損処分の内訳	20
13 県税の減免等の内訳	21
14 令和3年度県税滞納繰越額年度別調	22
15 県税滞納繰越額県税部別調	24
16 県税証明等手数料内訳	24
17 令和3年度延滞金税目別収入済額調	25
18 令和3年度延滞金未納額調	26
19 令和3年度県税部別、税目別納税者及び特別徴収義務者数調（現年課税分）	27
20 令和3年度県税関係予算計上の状況	28

第三 課 稅 状 況

1 法人県民税等に関する調	29
(1) 法人県民税額等	29
(2) 業種別及び分割基準別	30
(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）	31
(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）	32
(5) 利子割額	33
(6) 利子割の特別徴収義務者等	34
(7) 配当割	35
(8) 株式等譲渡所得割	35
2 個人事業税に関する調	36
(1) 第一種事業	36

(2) 第二種事業	36
(3) 第三種事業	37
(4) 分割個人の所得金額	38
(5) 事業専従者	38
(6) 所得階層別	39
(7) 個人事業税の減免	41
3 法人事業税に関する調	42
(1) 事業税額等	42
(2) 事業税額等（外形対象法人分）	43
(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）	44
(4) 所得階層別	45
(5) 業種別及び分割基準別	46
(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）	47
(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）	48
(8) 資本金別法人数	49
(9) 資本金及び所得階層別	50
(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）	51
(11) 付加価値割	52
(12) 付加価値割の内訳	52
(13) 雇用安定控除	53
(14) 資本割	54
(15) 資本割に係る持株特例	54
(16) 資本割の圧縮措置	55
(17) 徴収猶予	56
(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調	57
(19) 非課税事業	57
4 地方消費税に関する調	58
(1) 調定額	58
(2) 清算金収入額、清算金支出額等	58
5 不動産取得税に関する調	59
(1) 家屋	59
(2) 家屋の価格段階別	60
(3) 土地	61
(4) 土地の価格段階別	62
(5) 課税標準の特例の適用状況	63
(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況	65
6 ゴルフ場利用税に関する調	66
7 自動車税に関する調	67
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調	67
ア 新車	67
イ 中古車	69
ウ 新車・中古車	71
エ 取得価額段階別（新車）	73
オ 取得価額段階別（中古車）	74
(2) 自動車税種別割に関する調	76

8	鉱区税に関する調	80
9	狩猟税に関する調	81
10	軽油引取税に関する調	82
(1)	軽油の引取数量等	82
(2)	課税免除措置の対象となる軽油	82
11	徴収状況に関する調	83
12	整理未済額の内訳	84
13	産業振興等に係る地方税の減免額に関する調	84
14	地方税に関する争訟に関する調	85
(1)	不服申立て	85
(2)	訴訟	85
15	犯則事件に関する調	86
16	延滞金等に関する調	87
(1)	延滞金等	87
(2)	過少申告加算金等	87
17	徴税費に関する調（累年比較）	88
18	税務機構に関する調	89

第四 調定収入状況

1	住民税	90
(1)	調定収入状況	90
ア	県税部別の状況	90
イ	市町村別の状況	91
(2)	県税部別個人県民税定期賦課の状況	93
(3)	市町村別収入歩合年度別調	94
2	県民税利子割	96
3	法人県民税・事業税	97
(1)	県税部別調定状況（現年課税分）	97
(2)	業種別調定状況（現年課税分）	99
(3)	法人県民税超過課税の状況	100
(4)	法人県民税超過課税対象法人等の状況	101
(5)	法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況	102
4	個人事業税	104
(1)	調定状況（現年課税分）	104
(2)	定期賦課の状況	105
5	不動産取得税	107
6	たばこ税	107
7	ゴルフ場利用税	108
8	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割	109
9	自動車税種別割	110
(1)	調定状況（現年課税分）	110
(2)	定期賦課の状況	110
(3)	自動車保有車両数の推移	111
10	軽油引取税	112

11 徴 収 状 況	113
(1) 収入未済額の内訳	113
(2) 差押処分・換価処分の状況	113
12 納税証明書等交付件数調	114
13 更正・決定の状況（簡税関係）	114

第五 税 率 等

令和3年度県税の税率等	115
-------------	-----

第六 参 考 計 数 等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較	126
2 県民の租税負担に関する調	127
(1) 全 国	127
(2) 青 森 県	127
3 令和2年度国税徴収表	128
(1) 青 森 県 分	128
(2) 税務署別実績調	128
4 令和3年度都道府県税決算見込額調	129
5 令和3年度東北六県県税税目別調定収入状況調	130
6 令和3年度市町村税の決算状況調	131
(1) 県 計	131
(2) 市 計	132
(3) 町 村 計	133
7 徴收取扱費及び県交付金市町村別交付状況	134
8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調	136

第七 税 务 機 構

1 税 务 機 構	137
2 県税調定件数・税務職員数年度別推移	138
3 税務職員数調	139
(1) 職 种 別	139
(2) グループ（課）別	139
4 税務職員年齢別調	140
5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域	141

利用上の注意

数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計において必ずしも一致しない場合がある。

第一 財政

1 税務行政の所管区域



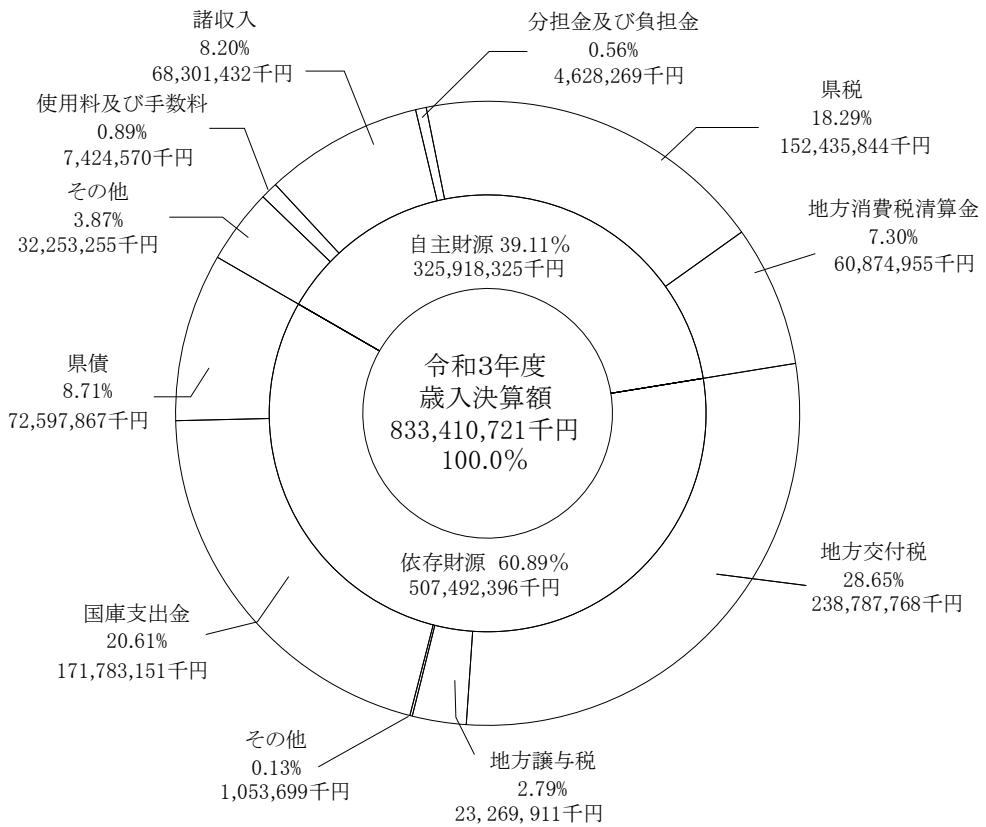
区分	所管区域	面積 km ²	人口 人	世帯数 世帯
東青	青森市、東津軽郡	1,478.11	292,337	146,504
中南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	1,556.34	257,963	119,566
三八	八戸市、三戸郡	1,274.88	283,114	136,434
西北	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	1,794.38	133,438	62,698
上北	十和田市、三沢市、上北郡	2,126.10	189,826	88,859
下北	むつ市、下北郡	1,416.12	68,312	35,503
計	十市、八郡	9,645.94	1,224,990	589,564

面積は「令和4年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」（国土地理院）による。

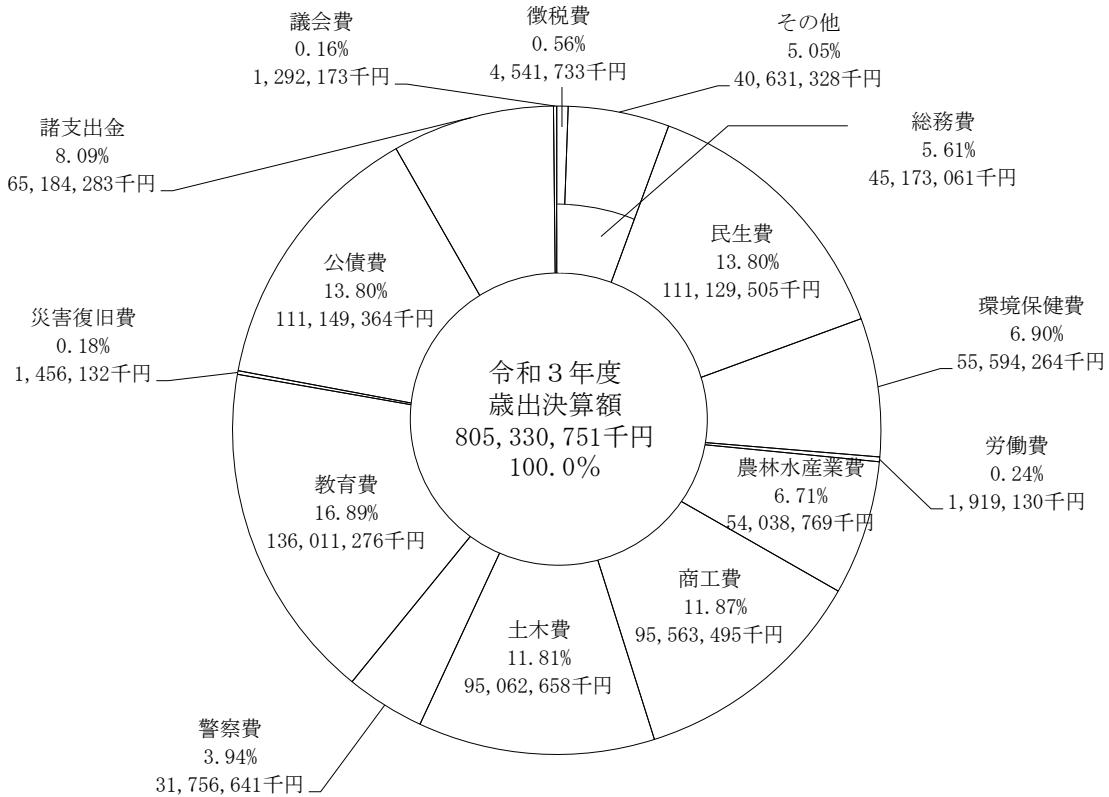
人口、世帯数は令和4年8月1日現在住民基本台帳（日本人計）による。

2 令和3年度一般会計決算額

(1) 岁入決算額構成比



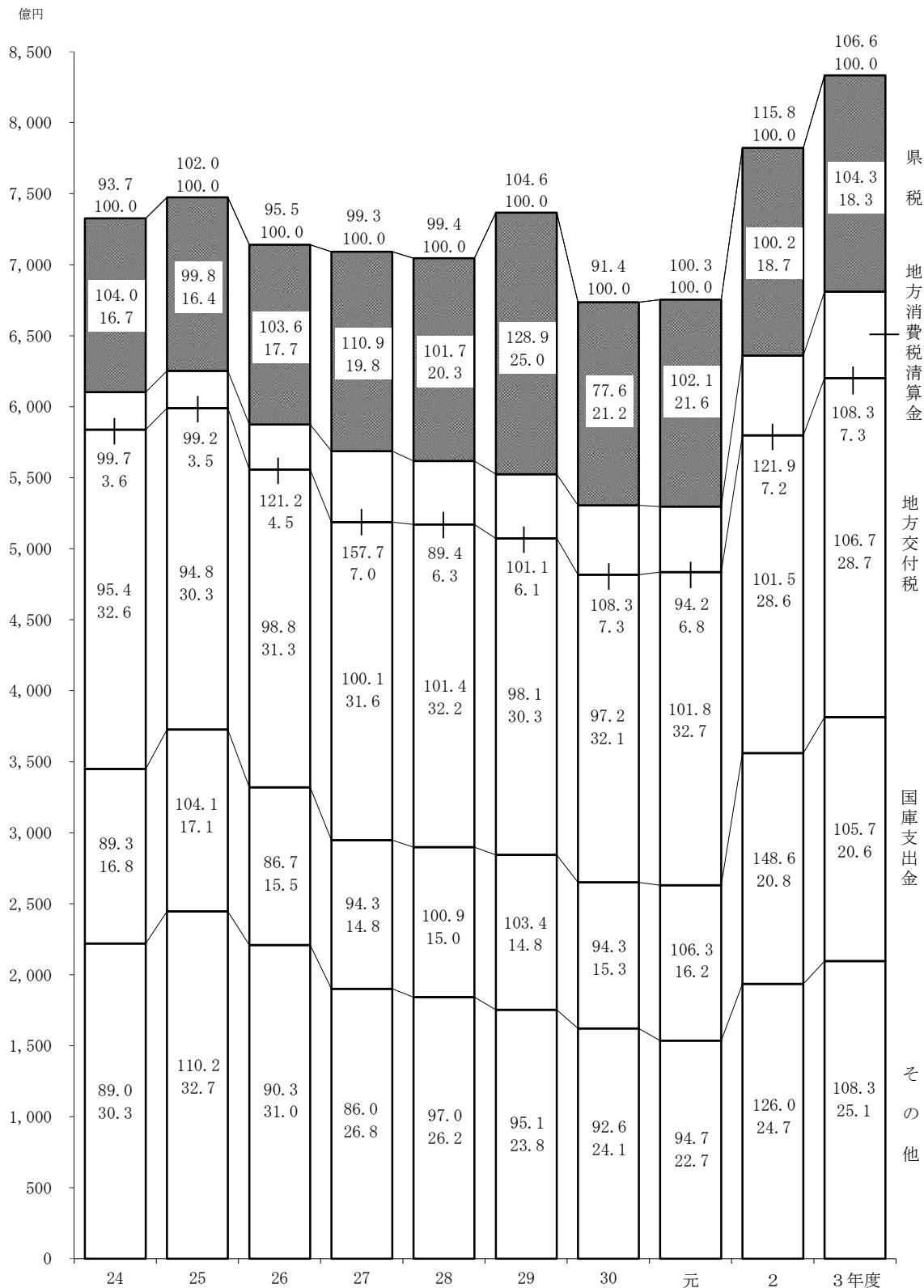
(2) 岁出決算額構成比



3 一般会計の歳入総額に占める 県税収入の割合及び前年対比

(平成24年度～令和3年度)

上段……前年対比%
下段……構成比%



4 令和3年度一般会計歳入歳出予算及び決算

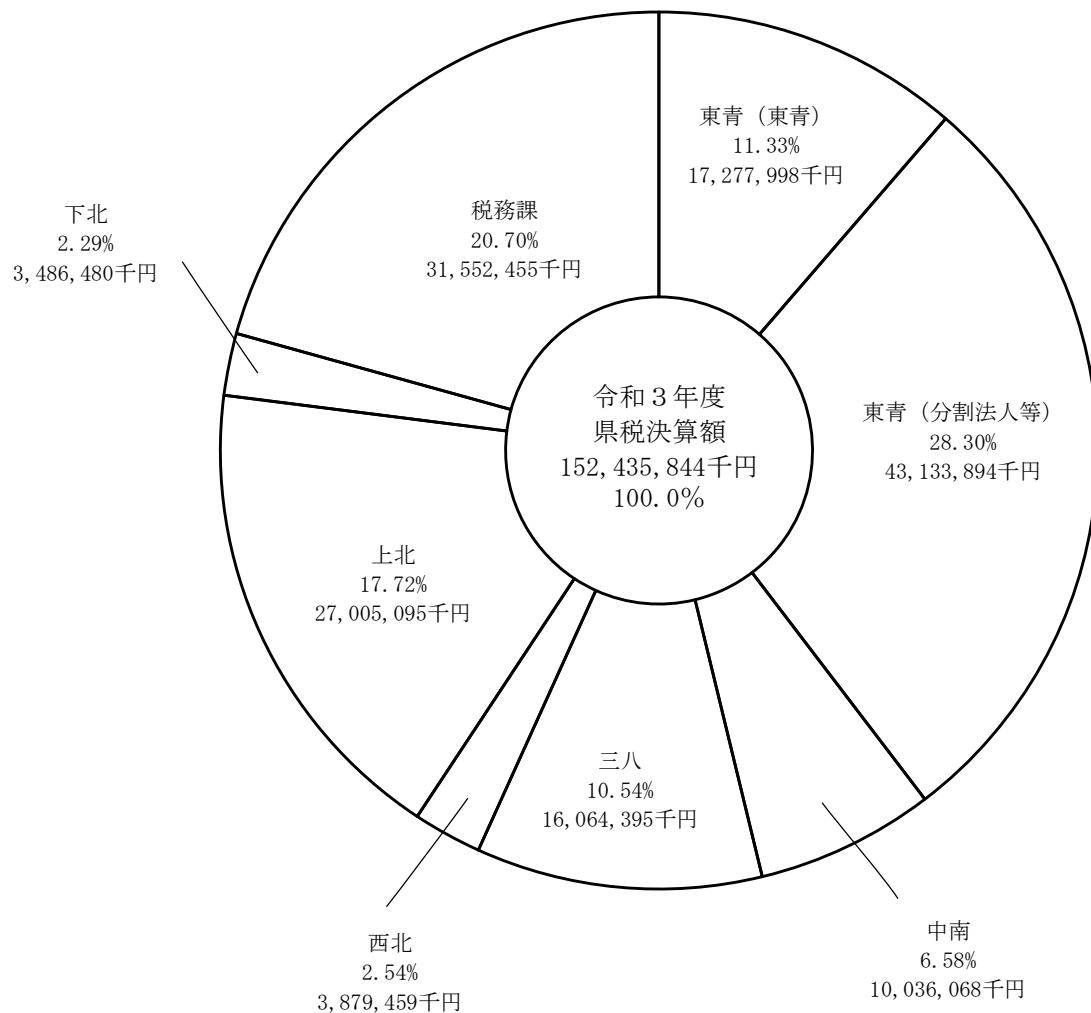
歳 入 区 分	(単位:円、%)			歳 出 区 分			(単位:円、%)						
	予 算 額	決 算 額	予算額に対する 増減(△)額	予 算 額	構 成 比	予 算 額	決 算 額	予 算 額	構 成 比				
				予算額 に対する 割合	決算額 に対する 割合					予算額 に対する 割合	決算額 に対する 割合		
県 税	152,067,039,000	152,435,843,760	368,804,760	100.2	16.33	18.29	議 会 費	1,333,957,000	1,292,173,272	△ 41,783,728	96.9	0.14	0.16
地方消費税清算金	60,874,955,000	60,874,955,109	109	100.0	6.54	7.30	総 務 費	51,851,544,000	45,173,060,622	△ 6,678,483,378	87.1	5.57	5.61
地 方 譲 与 税	23,269,911,000	23,269,911,010	10	100.0	2.50	2.79	民 生 費	114,438,206,000	111,129,504,713	△ 3,308,701,287	97.1	12.29	13.80
地 方 特 例 交 付 金	722,494,000	722,494,000	0	100.0	0.08	0.09	環 境 保 健 費	66,175,214,000	55,594,264,310	△ 10,580,949,690	84.0	7.11	6.90
地 方 交 付 税	238,787,768,000	238,787,768,000	0	100.0	25.65	28.65	労 働 費	2,323,945,000	1,919,130,483	△ 404,814,517	82.6	0.25	0.24
交通安全対策特別交付金	331,205,000	331,205,000	0	100.0	0.04	0.04	農 林 水 産 業 費	81,401,500,681	54,038,768,912	△ 27,362,731,769	66.4	8.74	6.71
分担金及び負担金	4,667,733,000	4,628,269,463	△ 39,463,537	99.2	0.50	0.56	商 工 費	111,876,064,000	95,563,495,492	△ 16,312,568,508	85.4	12.02	11.87
使用料及び手数料	7,406,770,000	7,424,569,995	17,799,995	100.2	0.80	0.89	土 木 費	142,251,421,013	95,062,657,675	△ 47,188,763,338	66.8	15.28	11.81
国 庫 支 出 金	237,141,059,007	171,783,150,576	△ 65,357,908,431	72.4	25.47	20.61	警 察 費	33,105,780,440	31,756,640,618	△ 1,349,139,822	95.9	3.56	3.94
財 産 収 入	1,139,144,000	1,218,519,301	79,375,301	107.0	0.12	0.15	教 育 費	147,266,882,000	136,011,276,369	△ 11,255,605,631	92.4	15.82	16.89
寄 附 金	28,765,000	75,144,444	46,379,444	261.2	0.00	0.01	災 害 復 旧 費	2,384,630,000	1,456,132,284	△ 928,497,716	61.1	0.26	0.18
繰 入 金	10,949,988,000	10,373,464,210	△ 576,523,790	94.7	1.18	1.24	公 債 費	111,254,205,000	111,149,363,974	△ 104,841,026	99.9	11.95	13.80
繰 越 金	20,586,127,127	20,586,127,890	763	100.0	2.21	2.47	諸 支 出 金	65,279,709,000	65,184,282,729	△ 95,426,271	99.9	7.01	8.09
諸 収 入	70,848,297,000	68,301,431,745	△ 2,546,865,255	96.4	7.61	8.20	予 備 費	6,063,000	0	△ 6,063,000	—	0.00	—
県 債	102,127,866,000	72,597,866,666	△ 29,529,999,334	71.1	10.97	8.71	計	930,949,121,134	805,330,751,453	△ 125,618,369,681	86.5	100.00	100.00
計	930,949,121,134	833,410,721,169	△ 97,538,399,965	89.5	100.00	100.00							

5 一般会計歳入歳出決算の累年比較

歳 入 区 分	(単位:千円、%)						歳 出 区 分	(単位:千円、%)															
	平成29年度		平成30年度		令和元年度			令和2年度		令和3年度				平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比		決 算 額	構 成 比														
県 税	184,260,899	25.0	142,930,479	21.2	145,874,817	21.6	146,191,197	18.7	152,435,844	18.3	議 会 費	1,287,172	0.2	1,214,048	0.2	1,258,698	0.2	1,194,948	0.2	1,292,173	0.2		
地 方 消 費 税 清 算 金	45,188,544	6.1	48,946,572	7.3	46,101,269	6.8	56,219,429	7.2	60,874,955	7.3	総 務 費	30,657,785	4.2	31,721,495	4.8	32,002,685	4.8	34,349,852	4.5	45,173,061	5.6		
地 方 譲 与 税	21,051,442	2.9	23,417,503	3.5	22,824,271	3.4	21,321,732	2.7	23,269,911	2.8	民 生 費	100,446,973	13.9	95,568,084	14.4	98,877,300	14.9	108,608,634	14.4	111,129,505	13.8		
地 方 特 例 交 付 金	374,043	0.1	451,640	0.1	1,441,133	0.2	754,701	0.1	722,494	0.1	環 境 保 健 費	19,170,830	2.7	19,067,394	2.9	19,820,836	3.0	41,227,082	5.4	55,594,264	6.9		
地 方 交 付 税	222,957,678	30.3	216,642,644	32.2	220,529,779	32.6	223,762,919	28.6	238,787,768	28.7	労 働 費	1,745,585	0.2	1,699,484	0.2	1,759,462	0.3	1,798,926	0.2	1,919,130	0.2		
交通安全対策特別交付金	355,101	0.0	326,592	0.0	308,405	0.0	339,150	0.1	331,205	0.0	農 林 水 産 業 費	52,291,802	7.3	51,684,718	7.8	50,582,548	7.6	53,336,329	7.0	54,038,769	6.7		
分 担 金 及 び 負 担 金	4,513,916	0.6	4,416,781	0.7	5,134,451	0.8	4,082,751	0.5	4,628,269	0.6	商 工 費	57,278,643	8.0	53,627,904	8.1	53,603,765	8.1	97,276,579	12.9	95,563,495	11.9		
使 用 料 及 び 手 数 料	8,348,651	1.1	8,140,960	1.2	8,124,240	1.2	7,433,583	1.0	7,424,570	0.9	土 木 費	77,904,057	10.8	79,335,026	12.0	82,480,103	12.4	84,375,140	11.1	95,062,658	11.8		
国 庫 支 出 金	109,081,105	14.8	102,881,373	15.3	109,321,360	16.2	162,481,727	20.8	171,783,151	20.6	警 察 費	29,150,724	4.0	30,316,073	4.6	29,681,380	4.5	29,876,532	4.0	31,756,641	3.9		
財 産 収 入	1,273																						

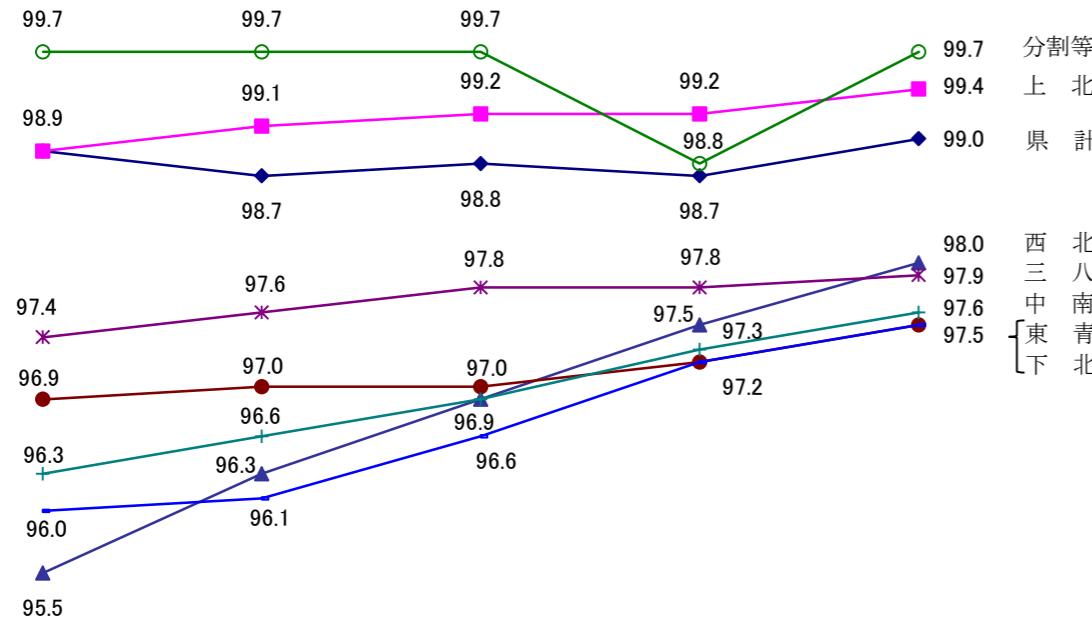
第二 税 收 入

1 令和3年度県税部別県税決算額

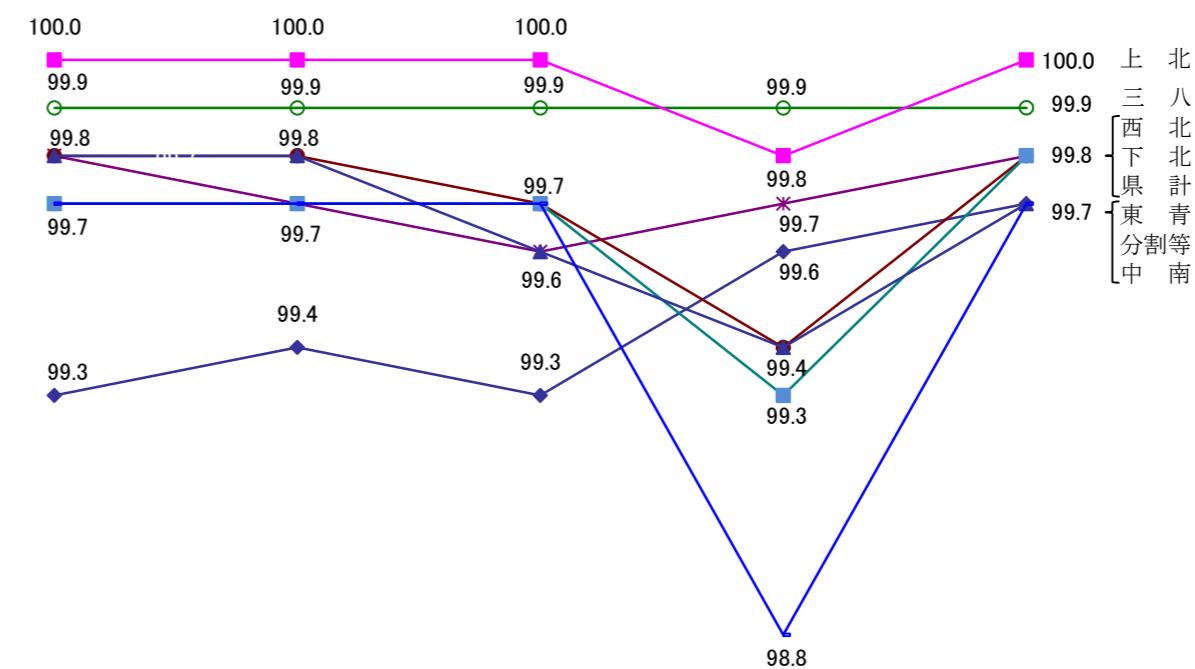


2 県 税 収 入 步 合 推 移

県税全体



個人県民税(均等割、所得割)、地方消費税
及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税



参考	
分割等	99.7
上北	99.4
県計	99.0
西北	98.0
三八	97.9
中南	97.6
東青	97.5
下北	97.5

参考	
上北	100.0
三西	99.9
八北	99.8
中南	99.8
東青	99.7
下	99.8
県計	99.8
分割等	99.7
中南	99.7

29 30 元 2 3年度

29 30 元 2 3年度

3 令和 3 年度 県税決算額 (総括)

(単位: 件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率 (%)			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定		
普通税	現 緑 消 計	119,933,931,000	1,232,813	120,702,960,918	1,219,933	120,277,208,249	114	2,359,036	12,766	423,393,633	100.3	99.6	
	549,061,000	45,670	1,612,542,717	11,984	581,086,159	4,075	129,494,044	29,611	901,962,514	105.8	36.0		
	31,474,798,000	22	31,474,798,062	22	31,474,798,062					100.0	100.0		
	151,957,790,000	1,278,505	153,790,301,697	1,231,939	152,333,092,470	4,189	131,853,080	42,377	1,325,356,147	100.2	99.1		
	現 緑 計	33,517,478,000	618,766	33,954,434,617	607,614	33,623,761,812	95	1,895,598	11,057	328,777,207	100.3	99.0	
	360,647,000	43,559	1,306,189,379	10,765	341,611,807	3,981	123,002,552	28,813	841,575,020	94.7	26.2		
	33,878,125,000	662,325	35,260,623,996	618,379	33,965,373,619	4,076	124,898,150	39,870	1,170,352,227	100.3	96.3		
	配当割	現	649,946,000	5,423	646,287,616	5,423	646,287,616			99.4	100.0		
	株式等譲渡所得割	現	609,302,000	278	604,925,165	278	604,925,165			99.3	100.0		
	人	現 緑 計	2,717,924,000	32,055	2,715,315,200	31,884	2,710,171,920	15	349,238	156	4,794,042	99.7	99.8
民法	人	現 緑 計	16,814,000	310	23,756,235	153	18,433,835	51	1,002,855	106	4,319,545	109.6	77.6
	利子割	現 緑 計	2,734,738,000	32,365	2,739,071,435	32,037	2,728,605,755	66	1,352,093	262	9,113,587	99.8	99.6
	人	現 緑 計	164,013,000	3,899	137,963,366	3,899	137,963,366			84.1	100.0		
	計	現 緑 計	37,658,663,000	660,421	38,058,925,964	649,098	37,723,109,879	110	2,244,836	11,213	333,571,249	100.2	99.1
	人	現 緑 計	377,461,000	43,869	1,329,945,614	10,918	360,045,642	4,032	124,005,407	28,919	845,894,565	95.4	27.1
	計	現 緑 計	38,036,124,000	704,290	39,388,871,578	660,016	38,083,155,521	4,142	126,250,243	40,132	1,179,465,814	100.1	96.7
	人	現 緑 計	1,019,066,000	12,141	1,041,486,800	12,053	1,025,610,905			88	15,875,895	100.6	98.5
	人	現 緑 計	7,303,000	164	12,816,004	88	6,847,474	9	1,100,982	67	4,867,548	93.8	53.4
	人	現 緑 計	1,026,369,000	12,305	1,054,302,804	12,141	1,032,458,379	9	1,100,982	155	20,743,443	100.6	97.9
	人	現 緑 計	27,268,235,000	17,640	27,291,015,700	17,588	27,274,625,951			52	16,389,749	100.0	99.9
税事	人	現 緑 計	111,653,000	130	160,376,908	78	132,742,757	11	661,355	41	26,972,796	118.9	82.8
	人	現 緑 計	27,379,888,000	17,770	27,451,392,608	17,666	27,407,368,708	11	661,355	93	43,362,545	100.1	99.8
	計	現 緑 計	28,287,301,000	29,781	28,332,502,500	29,641	28,300,236,856			140	32,265,644	100.0	99.9
	人	現 緑 計	118,956,000	294	173,192,912	166	139,590,231	20	1,762,337	108	31,840,344	117.3	80.6
	人	現 緑 計	28,406,257,000	30,075	28,505,695,412	29,807	28,439,827,087	20	1,762,337	248	64,105,988	100.1	99.8
	地 方 消 費 税	譲 貨 計	29,117,986,000	11	29,117,985,982	11	29,117,985,982				100.0	100.0	
	人	現 緑 計	2,356,812,000	11	2,356,812,080	11	2,356,812,080				100.0	100.0	
	計	現 緑 計	31,474,798,000	22	31,474,798,062	22	31,474,798,062				100.0	100.0	
	人	現 緑 計	1,825,255,000	15,323	1,862,360,910	15,256	1,853,192,813			67	9,168,097	101.5	99.5
	人	現 緑 計	14,752,000	185	59,066,213	114	50,848,976	11	3,284,800	60	4,932,437	344.7	86.1
不動産取得税	人	現 緑 計	1,840,007,000	15,508	1,921,427,123	15,370	1,904,041,789	11	3,284,800	127	14,100,534	103.5	99.1
	たばこ税	現 緑 計	1,682,794,000	982	1,682,830,660	982	1,682,830,660				100.0	100.0	
	人	現 緑 計	1,682,794,000	982	1,682,830,660	982	1,682,830,660				100.0	100.0	
	ゴルフ場利用税	現 緑 計	132,168,000	132	145,508,525	132	145,508,525				110.1	100.0	
	人	現 緑 計	2,143,000	4	4,286,650	4	4,286,650				200.0	100.0	
	人	現 緑 計	134,311,000	136	149,795,175	136	149,795,175				111.5	100.0	
	軽油引取税	現 緑 計	13,359,795,000	1,887	13,545,263,659	1,887	13,545,263,659				101.4	100.0	
	人	現 緑 計	13,359,795,000	1,887	13,545,263,659	1,887	13,545,263,659				101.4	100.0	

(注) 滞納緑越分の調定済額については、緑越減額による調定減により、前年度の収入未済額と一致しない場合がある。

(単位：件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率(%)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定
自 動 車 稅	環境性能割	現 緑 計	920,072,000 920,072,000	19,113 19,113	888,963,800 888,963,800	19,112 19,112	888,947,800 888,947,800	1	16,000 16,000	96.6 96.6	100.0 100.0
鉱区税	種別割	現 緑 計	16,180,528,000 35,749,000 16,216,277,000	505,105 1,318 506,423	16,245,747,900 46,051,328 16,291,799,228	503,756 782 504,538	16,197,261,057 26,314,660 16,223,575,717	4 12 16	114,200 441,500 555,700	48,372,643 19,295,168 67,667,811	100.1 73.6 100.0
核燃料物質等取扱税	固定資産税	現 緑 計	17,100,600,000 35,749,000 17,136,349,000	524,218 1,318 525,536	17,134,711,700 46,051,328 17,180,763,028	522,868 782 523,650	17,086,208,857 26,314,660 17,112,523,517	4 12 16	114,200 441,500 555,700	48,388,643 19,295,168 67,683,811	99.9 57.1 99.6
産業廃棄物税	目的税	現 緑 計	2,339,000 2,339,000	47 47	2,228,000 2,228,000	47 47	2,228,000 2,228,000			95.3	100.0
旧法による自動車税	自動車取得税	現 緑 計	439,648,000 77,657,000 517,305,000	5 1 6	470,078,000 77,657,400 547,735,400	5 1 6	470,078,000 77,657,400 547,735,400			106.9 100.0 105.9	100.0
均等割、所得割、地方消費税及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	均等割、所得割、地方消費税及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現 緑 計	19,367,711,000 19,367,711,000 82,412,000 82,412,000 4,259,000 4,259,000 78,153,000 78,153,000 1,000 1,000	16 16 571 571 364 364 207 207 12 12	19,390,893,600 19,390,893,600 88,149,939 88,149,939 3,971,400 3,971,400 84,178,539 84,178,539 294,100 294,100	16 16 571 571 364 364 207 207 395 395	19,390,893,600 19,390,893,600 88,149,939 88,149,939 3,971,400 3,971,400 84,178,539 84,178,539 14,307,251 14,307,251	151 151 930 930 151 151 930 930 151 151	5,785,374 5,785,374 33,589,540 33,589,540 5,785,374 5,785,374 33,589,540 33,589,540 2,359,036 2,359,036	423,393,633 423,393,633 935,552,054 935,552,054 12,766 12,766 100.3 100.3 135,279,418 135,279,418	100.3 100.3 103.4 103.4 100.0 100.0 99.6 99.6 100.0 100.0
参考	特別証紙収入分 自動車税環境性能割 自動車税種別割	現 現			12,233 21,790		570,223,000 375,845,300				

(単位：件、円)

(単位:件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率(%)		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定	
環境性能割	過少申告加算金	現 緑	3	10,100	3	10,100					100.0	
	不申告加算金	現 緑	8	25,400	8	25,400					100.0	
	重加算金	現 緑										
核燃料物質等取扱税	過少申告加算金	現 緑										
	不申告加算金	現 緑										
	重加算金	現 緑										
産業廃棄物税	過少申告加算金	現 緑										
	不申告加算金	現 緑										
	重加算金	現 緑										
自動車取得税(旧法)	過少申告加算金	現 緑										
	不申告加算金	現 緑										
	重加算金	現 緑										
軽油引取り税(旧法)	過少申告加算金	現 緑										
	不申告加算金	現 緑										
	重加算金	現 緑										
滯納処分費	現	1,000										
通告処分収入	現	1,000										
過誤納未還付金	現	1,000	24	52,305	24	52,305				極大	100.0	
県税関係証明等手数料	現	8,667,000	21,448	8,579,400	21,448	8,579,400				99.0	100.0	
税外合計	現	120,322,000	28,033	110,291,537	28,006	104,720,143		27	5,571,394	87.0	94.9	
	緑	354,000	60	4,370,255	12	367,871	7	50,552	3,951,832	103.9	8.4	
	計	120,676,000	28,093	114,661,792	28,018	105,088,014	7	50,552	9,523,226	87.1	91.7	
合計		152,187,715,000	1,308,657	154,047,089,693	1,260,935	152,540,931,774	4,347	137,689,006	43,375	1,368,468,913	100.2	99.0

4 令和 3 年度県税 税目別 県税部別 調定収入等の実績

(単位: 千円、%)

5 令和3年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績

(単位 : 千円、 %)

区分		東	青	中	南	三	八	西	北	上	北	下	北	分割法人等	計
延滞金	調定額		15,905		15,065		19,632		5,698		9,246		1,374	15,793	82,713
	収入額		15,905		15,065		19,632		5,698		9,246		1,374	15,793	82,713
	収入歩合		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	100.0	100.0
過少申告 加算金	調定額		104		41		9		10		1			157	322
	収入額		74		41		9		10		1			157	292
	収入歩合		71.2		100.0		100.0		100.0		100.0			100.0	90.7
不申告 加算金	調定額		267		377		163		135		723		147	72	1,884
	収入額		157		129		128		24		213		116	72	839
	収入歩合		58.8		34.2		78.5		17.8		29.5		78.9	100.0	44.5
重加算金	調定額		5,559		9,015		1,727		304		2,849		528	1,129	21,111
	収入額		726		6,823		1,727		247		1,961			1,129	12,613
	収入歩合		13.1		75.7		100.0		81.3		68.8			100.0	59.7
滞納処分費	調定額														
	収入額														
	収入歩合														
通告処分 収入	調定額														
	収入額														
	収入歩合														
過誤納 未還付金	調定額													52	52
	収入額													52	52
	収入歩合													100.0	100.0
県税関係証 明等手数料	調定額		1,631		1,424		1,408		1,760		1,867		489		8,579
	収入額		1,631		1,424		1,408		1,760		1,867		489		8,579
	収入歩合		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
計	調定額		23,466		25,922		22,939		7,907		14,686		2,538	17,203	114,661
	収入額		18,493		23,482		22,904		7,739		13,288		1,979	17,203	105,088
	収入歩合		78.8		90.6		99.8		97.9		90.5		78.0	100.0	91.7

6 県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
	調定額	収入額	調定額構成比%		調定額	収入額	調定額構成比%		調定額	収入額	調定額構成比%		調定額	収入額	調定額構成比%		
東 青	17,779,136	17,224,372	9.5	17,634,624	17,101,870	12.2	17,659,326	17,128,010	12.0	17,426,156	16,945,769	11.8	17,713,861	17,277,998	11.5		
中 南	10,582,375	10,190,413	5.7	10,227,131	9,879,976	7.1	10,080,746	9,769,433	6.8	10,244,299	9,968,387	6.9	10,279,254	10,036,068	6.7		
三 八	16,776,161	16,336,697	9.0	16,488,333	16,098,636	11.4	16,384,529	16,026,607	11.1	15,941,087	15,583,764	10.8	16,404,401	16,064,395	10.7		
西 北	3,810,925	3,637,641	2.1	3,870,373	3,728,536	2.7	3,813,806	3,693,755	2.6	3,920,523	3,821,953	2.6	3,958,577	3,879,459	2.6		
上 北	28,174,363	27,873,002	15.1	28,170,353	27,915,803	19.4	27,195,721	26,971,640	18.4	26,700,335	26,481,618	18.0	27,169,275	27,005,095	17.6		
下 北	3,037,495	2,915,121	1.6	3,002,656	2,886,644	2.0	3,255,957	3,144,955	2.2	3,320,552	3,226,174	2.2	3,575,043	3,486,480	2.3		
分 割 法 人 等	43,758,084	43,606,929	23.5	42,712,690	42,571,038	29.5	42,471,164	42,330,106	28.8	40,268,573	39,793,585	27.2	43,279,562	43,133,894	28.1		
税 务 課	62,476,724	62,476,724	33.5	22,747,976	22,747,976	15.7	26,810,311	26,810,311	18.1	30,369,947	30,369,947	20.5	31,552,455	31,552,455	20.5		
計	186,395,263	184,260,899	100.0	144,854,136	142,930,479	100.0	147,671,560	145,874,817	100.0	148,191,472	146,191,197	100.0	153,932,428	152,435,844	100.0		

(注) 分割法人等には、県民税利子割、個人事業税及び自動車関係税を含む。

7 平成24年度～令和3年度調定額の前年対比

(単位：千円)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	
県民税 個人 法人 利子割 計	均等割及び 所得割 配当割 株式等 譲渡 割 人 法 人 利 子 割 計	33,612,240 230,803 42,789 4,461,990 481,895 38,829,717	104.0 111.9 105.1 107.7 87.3 104.2	34,005,017 490,438 531,116 4,484,168 497,307 40,008,046	101.2 212.5 75.9 100.5 103.2 103.0	33,825,915 972,165 403,242 4,832,113 460,408 40,493,843	99.5 198.2 極大 107.8 92.6 101.2	34,067,016 674,103 472,168 4,270,160 406,965 39,890,412	100.7 69.3 117.1 88.4 88.4 98.5	34,928,120 346,529 175,945 3,883,044 330,051 39,663,689	102.5 51.4 37.3 90.9 81.1 99.4	35,732,052 456,343 407,890 3,920,061 428,747 40,945,093	102.3 131.7 231.8 101.0 129.9 103.2	35,491,289 341,464 273,429 3,932,061 349,452 40,387,695	99.3 74.8 67.0 100.3 81.5 98.6	35,459,833 437,222 242,860 3,683,038 181,290 40,004,243	99.9 128.0 88.8 93.7 51.9 99.1	35,253,374 380,741 445,841 2,890,109 182,130 39,152,195	99.4 87.1 183.6 78.5 100.5 97.9	35,260,624 646,288 604,925 2,739,071 137,963 39,388,871	100.0 169.7 135.7 94.8 75.7 100.6
	個人 事業 法人 税 計	803,759 14,840,907 15,644,666	98.2 108.6 108.0	866,175 16,934,004 17,800,179	107.8 114.1 113.8	907,855 17,971,712 18,879,567	104.8 106.1 106.1	919,492 20,132,441 21,051,933	101.3 112.0 111.5	958,489 23,749,023 24,707,512	104.2 118.0 117.4	989,736 25,267,650 26,257,386	103.3 106.4 106.3	988,265 24,099,281 25,087,546	99.9 95.4 95.5	961,012 24,386,416 25,347,428	97.2 101.2 101.0	975,290 23,056,071 24,031,361	101.5 94.5 94.8	1,054,303 27,451,393 28,505,696	108.1 119.1 118.6
	地方消費税	13,036,485	98.0	13,482,895	103.4	15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9
	不動産取得税	3,188,276	133.5	2,275,806	71.4	2,652,280	116.5	2,349,516	88.6	2,146,709	91.4	2,237,504	104.2	2,035,010	91.0	2,207,428	108.5	2,105,383	95.4	1,921,428	91.3
	たばこ税	3,485,846	99.4	2,078,246	59.6	1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1
	ゴルフ場利用税	151,307	97.0	151,357	100.0	159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	136,603	93.6	149,795	109.7
	自動車取得税	2,457,663	130.1	2,290,442	93.2	986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,604,074	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6	皆減			
	軽油引取税	15,007,828	100.7	14,648,025	97.6	14,110,588	96.3	13,737,028	97.4	13,486,823	98.2	13,738,985	101.9	13,862,798	100.9	13,367,891	96.4	13,261,558	99.2	13,545,264	102.1
	自動車税環境性能割														410,900	皆増	875,146	213.0	888,964	101.6	
	自動車税種別割														110,512	皆増	16,389,295	極大	16,291,799	99.4	
	鉱区税	4,173	97.9	3,417	81.9	3,095	90.6	2,775	89.7	2,904	104.6	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3
	固定資産税	463,766	46.3	115,234	24.8	73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2
	核燃料物質等取扱税	16,044,802	109.8	15,237,235	95.0	18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6
	狩獵税	17,962	89.3	15,692	87.4	14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9
	産業廃棄物税	241,234	139.2	209,399	86.8	101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2
	特別地方消費税 自動車取得税 自動車税 軽油引取税	359 67 17,464,673 1,489	48.2 100.0 27 40.3	皆減 皆減 17,219,626 982																	
	県税合計	126,040,313	103.8	125,536,608	99.6	129,670,202	103.3	143,154,419	110.4	145,275,772	101.5	186,395,263	128.3	144,854,136	77.7	147,671,560	101.9	148,191,472	100.4	153,932,428	103.9
	地方消費税清算金	26,399,274	99.7	26,176,270	99.2	31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3
	特別法人事業譲与税 地方法人特別譲与税 地方揮発油譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 地方道路譲与税 森林環境譲与税 航空機燃料譲与税	16,235,389 3,008,427 195,810 194,520 190,003 180,003 179,458 179,458 180,003 180,003 167,880 167,880 159,986 159,986 149,804 149,804 134,528 134,528 97,003 97,003 72.1 72.1 96,520 96,520 99.5 99.5 108,345 108,345 100,124 100,124 96,300 96,300 13,353 13,353 62,501 62,501 468.1	102.7 99.9 92.5 99.3 92.3 100.0 7.1 100.0 100.0 82.1 94.9 99.1 95.3 93.6 87,961 1 66,749 59,636 98.4 13,353 21,321,733	19,627,159 2,935,524 194,520 194,520 180,003 180,003 179,458 179,458 180,003 180,003 2,720,692 2,911,787 2,762,108 2,736,567 167,880 167,880 159,986 159,986 149,804 149,804 134,528 134,528 97,003 97,003 72.1 72.1 96,520 96,520 99.5 99.5 108,345 108,345 100,124 100,124 96,300 96,300 13,353 13,353 62,501 62,501 468.1	120.9 97.6 99.3 99.3 92.3 100.0 7.1 100.0 100.0 120.7 107.0 94.9 99.1 93.3 92.3 100.3 100.3 80.1 80.1 90.1 90.1 117.1 116.9 91.9 91.9 109.2 109.2 106.6 106.6 99.7 99.7 111.2 111.2 97.5 97.5 22,824,271 22,824,271 23,417,503 23,417,503 60,577 60,577 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0<br																

8 平成24年度～令和3年度収入額の前年対比

(単位：千円)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	税額	前年比%																			
県民税	均等割及び所得割	30,770,088	104.2	31,260,963	101.6	31,258,826	100.0	31,746,574	101.6	32,818,750	103.4	33,828,916	103.1	33,790,225	99.9	33,892,433	100.3	33,832,797	99.8	33,965,374	100.4
	個人配当割	230,803	111.9	490,438	212.5	972,165	198.2	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1	646,288	169.7
	法人株式等譲渡得割	42,789	105.1	531,116	極大	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7
	法人利子割	4,415,845	107.8	4,452,598	100.8	4,806,168	107.9	4,248,983	88.4	3,866,933	91.0	3,908,042	101.1	3,922,247	100.4	3,672,729	93.6	2,859,739	77.9	2,728,605	95.4
	計	35,941,420	104.5	37,232,422	103.6	37,900,809	101.8	37,548,793	99.1	37,538,208	100.0	39,029,938	104.0	38,676,817	99.1	38,426,534	99.4	37,701,248	98.1	38,083,155	101.0
	事業法	769,791	98.9	842,287	109.4	885,035	105.1	893,282	100.9	936,211	104.8	971,889	103.8	967,816	99.6	944,750	97.6	961,057	101.7	1,032,459	107.4
税	計	14,740,422	108.6	16,880,204	114.5	17,945,821	106.3	20,111,287	112.1	23,727,629	118.0	25,252,795	106.4	24,081,074	95.4	24,359,957	101.2	22,695,707	93.2	27,407,369	120.8
	地方消費税	15,510,213	108.1	17,722,491	114.3	18,830,856	106.3	21,004,569	111.5	24,663,840	117.4	26,224,684	106.3	25,048,890	95.5	25,304,707	101.0	23,656,764	93.5	28,439,828	120.2
不動産取得税	13,036,485	98.0	13,482,895	103.4	15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	
たばこ税	3,021,191	138.8	2,182,283	72.2	2,595,926	119.0	2,301,647	88.7	2,108,525	91.6	2,220,676	105.3	2,017,798	90.9	2,188,094	108.4	2,044,530	93.4	1,904,042	93.1	
ゴルフ場利用税	3,485,846	99.4	2,078,246	59.6	1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	
自動車取得税	151,307	98.0	151,357	100.0	159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	132,316	90.6	149,795	113.2	
軽油引取税	2,457,663	130.1	2,290,442	93.2	986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,603,854	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6	皆減				
自動車税環境性能割	14,969,039	100.7	14,589,546	97.5	14,051,910	96.3	13,736,782	97.8	13,483,829	98.2	13,696,846	101.6	13,823,179	100.9	13,331,154	96.4	13,261,558	99.5	13,545,264	102.1	
自動車税種別割															410,900	皆増	875,146	213.0	888,948	101.6	
鉱区税	3,942	96.7	3,185	80.8	2,884	90.5	2,564	88.9	2,904	113.3	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	
固定資産税	463,766	46.3	115,234	24.8	73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	
核燃料物質等取扱税	16,044,802	109.8	15,237,235	95.0	18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	
狩猟税	17,962	89.3	15,692	87.4	14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	
産業廃棄物税	241,234	139.2	209,399	86.8	101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	
特別地方消費税	52	極大		皆減											110,512	皆増	16,341,738	極大	16,223,576	99.3	
自動車取得税															2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	
自動車税	17,157,153	99.2	16,943,724	98.8	16,789,479	99.1	16,639,087	99.1	16,560,158	99.5	16,618,265	100.4	16,664,550	100.3	16,460,620	98.8	52,080	0.3	14,601	28.0	
軽油引取税	507	71.0	636	125.4	346	54.4		皆減													
県税合計	122,502,582	104.0	122,254,787	99.8	126,677,181	103.6	140,520,394	110.9	142,908,659	101.7	184,260,899	128.9	142,930,479	77.6	145,874,817	102.1	146,191,197	100.2	152,435,844	104.3	
地方消費税清算金	26,399,274	99.7	26,176,270	99.2	31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	
特別法人事業譲与税															18,618,943	皆増	20,445,300	20,445,300	20,445,300	109.8	
地方法人特別譲与税	16,235,389	102.7	19,627,159	120.9	23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9	皆減				
地方揮発油譲与税	3,008,427	99.9	2,935,524	97.6	2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	
石油ガス譲与税	195,810	92.5	194,520	99.3	179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	9											

9 税目別収入歩合年度別調

(単位: %)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人県民税	均等割及び所得割 現 総 計	97.9 18.9 91.5	97.9 19.0 91.9	98.1 20.2 92.4	98.4 21.5 94.0	98.5 23.1 94.7	98.7 23.8 95.2	98.8 25.2 95.6	98.8 24.6 96.0	98.9 26.6 96.3
法人県民税	配当割 現 総 計	100.0 100.0	100.0							
県民税利子割	現 総 計	99.7 21.2 99.0	99.8 24.1 99.3	99.8 32.4 99.5	99.8 27.8 99.5	99.9 31.4 99.6	99.9 37.2 99.7	99.8 41.9 99.8	99.8 39.7 99.7	99.1 53.7 98.9
個人事業税	現 総 計	100.0 98.8 95.8	100.0 99.3 97.2	100.0 98.6 97.5	100.0 99.2 97.1	100.0 99.2 97.7	100.0 98.9 98.2	100.0 99.3 98.3	100.0 99.3 98.5	100.0 98.5 97.9
法人事業税	現 総 計	99.9 11.9 99.3	100.0 9.5 99.7	100.0 20.4 99.9	100.0 21.0 99.9	100.0 20.9 99.9	100.0 38.4 99.9	100.0 51.6 99.9	100.0 61.8 99.9	100.0 59.3 98.4
地方消費税	譲 貨 計	100.0 100.0 100.0								
不動産取得税	現 総 計	99.4 13.5 94.8	99.1 21.5 95.9	99.6 37.2 97.9	99.4 24.7 98.0	99.7 24.6 98.2	99.7 59.3 99.2	99.5 52.0 99.2	99.5 47.5 99.1	97.5 52.7 97.1
たばこ税	現 総 計	100.0 — 100.0								
ゴルフ場利用税	現 総 計	100.0 100.0 100.0	100.0 96.9 100.0	100.0 100.0 100.0						
自動車取得税	現 総 計	100.0 — 100.0	— — —							
軽油引取税	現 総 計	99.7 100.0 99.7	99.6 100.0 99.6	99.6 100.0 100.0	99.6 100.0 100.0	99.7 100.0 99.7	99.7 100.0 99.7	99.7 100.0 99.7	99.7 100.0 100.0	100.0 100.0 100.0
自動車税環境性能割	現 総 計	— — —								
自動車税種別割	現 総 計	— — —								
鉱区税	現 総 計	97.4 32.3 94.5	96.7 45.5 93.2	96.3 54.7 93.2	100.0 0.0 92.4	100.0 100.0 100.0	100.0 — 100.0	100.0 100.0 100.0	100.0 — 100.0	100.0 — 100.0
固定資産税	特 交 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
核燃料物質等取扱税	現 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
狩猟税	現 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業廃棄物税	現 総 計	— 100.0								
特別地方消費税	現 総 計	14.5 14.5	— —							
旧法による税	自動車取得税	0.0 0.0	0.0 0.0	— —						
	自動車税	99.3 37.1 98.2	99.3 36.9 98.4	99.4 38.3 98.6	99.5 41.8 98.8	99.6 47.7 99.1	99.6 48.2 99.2	99.6 45.1 99.3	99.6 44.3 99.3	100.0 44.8 45.6
	軽油引取税	100.0 33.7 34.0	— 64.8 64.8	— 100.0 100.0	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
	計	99.2 21.3 100.0	99.2 21.6 100.0	99.3 23.8 100.0	99.4 24.9 100.0	99.5 25.0 100.0	99.5 26.2 100.0	99.5 28.5 100.0	99.6 28.4 100.0	99.3 30.6 100.0
		97.2	97.4	97.7	98.2	98.4	98.4	98.7	98.8	99.0

10 令和3年度県税欠損処分年度別調

(単位: 件、円)

課税年度 区分		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額									
県民税	個人法利子割	95	1,895,598	169	2,559,781	136	3,856,501	299	7,458,043	392	11,761,291	2,985	97,366,936	4,076	124,898,150	
		15	349,238	16	240,929	18	390,822	7	139,011	6	147,800	4	84,293	66	1,352,093	
	計	110	2,244,836	185	2,800,710	154	4,247,323	306	7,597,054	398	11,909,091	2,989	97,451,229	4,142	126,250,243	
事業税	個人法					2	713,600	1	23,900	2	129,800	4	233,682	9	1,100,982	
	人			2	230,116	6	298,939	1	79,200	1	22,300	1	30,800	11	661,355	
	計			2	230,116	8	1,012,539	2	103,100	3	152,100	5	264,482	20	1,762,337	
不動産取得税				3	986,900			1	996,500	5	1,183,700	2	117,700	11	3,284,800	
たばこ税																
ゴルフ場利用税																
自動車取得税																
軽油引取税																
自動車税環境性能割																
自動車税種別割		4	114,200	12	441,500										16	555,700
鉱区税																
核燃料物質等取扱税																
狩猟税																
産業廃棄物税																
軽油引取税(旧法)																
自動車取得税(旧法)																
自動車税(旧法)																
県税合計		114	2,359,036	202	4,459,226	181	5,948,284	322	9,111,244	413	13,514,291	3,108	102,246,373	4,340	137,638,454	
過少申告加算金	個人県民税															
	県民税利子割															
	法人事業税															
	たばこ税															
	ゴルフ場利用税															
	自動車取得税															
	軽油引取税															
	自動車税環境性能割															
	核燃料物質等取扱税															
	産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)																
自動車取得税(旧法)																
計																

(単位：件、円)

課税年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計		
		区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不申告加算金	個人県民税															
	県民税利子割															
	法人事業税		1	11,316	3	30,941				1	3,320	2	4,975	7	50,552	
	たばこ税															
	ゴルフ場利用税															
	自動車取得税															
	軽油引取税															
	自動車税環境性能割															
	核燃料物質等取扱税															
	産業廃棄物税															
重加算金	軽油引取税（旧法）															
	自動車取得税（旧法）															
	計			1	11,316	3	30,941			1	3,320	2	4,975	7	50,552	
	個人県民税															
	県民税利子割															
	法人事業税															
	たばこ税															
	ゴルフ場利用税															
	自動車取得税															
	軽油引取税															
税外合計	自動車税環境性能割															
	核燃料物質等取扱税															
総計	産業廃棄物税															
	軽油引取税（旧法）															
	自動車取得税（旧法）															
	計			1	11,316	3	30,941			1	3,320	2	4,975	7	50,552	
	外合計															
	計	114	2,359,036	203	4,470,542	184	5,979,225	322	9,111,244	414	13,517,611	3,110	102,251,348	4,347	137,689,006	

11 県税欠損処分県税部別調

(単位:件、円)

区分 課税年度	令和3年度			令和2年度			令和元年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度以前			計		
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
東 青	36	644,644		32	646,892		43	1,150,676		67	1,715,939		63	3,549,800		610	27,272,791		851	34,980,742	
中 南	15	153,181		26	533,571		24	414,478		47	836,290		93	2,256,429		479	16,857,336		684	21,051,285	
三 八	36	930,083		79	1,842,160		43	1,605,160		66	2,439,254		105	3,894,072		758	23,275,922		1,087	33,986,651	
西 北	10	222,556		20	362,066		13	312,648		26	768,507		30	718,009		255	9,671,508		354	12,055,294	
上 北	10	268,778		32	613,911		17	409,260		78	1,420,848		77	1,597,363		743	16,052,536		957	20,362,696	
下 北				2	30,442		21	651,603		21	1,371,316		36	1,052,738		149	4,474,611		229	7,580,710	
分 割 等	7	139,794		12	441,500		23	1,435,400		17	559,090		10	449,200		116	4,646,644		185	7,671,628	
計	114	2,359,036		203	4,470,542		184	5,979,225		322	9,111,244		414	13,517,611		3,110	102,251,348		4,347	137,689,006	

12 県税欠損処分の内訳

(単位:件、円)

区分		欠損処分						計		備考			
		地方税法第18条		地方税法第15条の7						B			
				第4項		第5項							
		時効完成A	3カ年経過により消滅したもの	3カ年経過前に消滅したもの				件数	金額	件数	金額		
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
県民 税	個人 人 利子割	2,007 1	47,687,075 15,793	1,056 2	34,047,136 36,600	1,013 63	43,163,939 1,299,700	4,076 66	124,898,150 1,352,093	373	12,575,346		
	計	2,008	47,702,868	1,058	34,083,736	1,076	44,463,639	4,142	126,250,243	373	12,575,346		
	事業 税					9 11	1,100,982 661,355	9 11	1,100,982 661,355				
計						20	1,762,337	20	1,762,337				
不動産取得税 たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税環境性能割 自動車税種別割 鉱区税 狩猟税 産業廃棄物税 軽油引取税(旧法) 自動車取得税(旧法) 自動車税(旧法)		1 108	60,000 4,287,262			10 16 43	3,224,800 555,700 1,498,112	11 16 151	3,284,800 555,700 5,785,374				
県税合計		2,117	52,050,130	1,058	34,083,736	1,165	51,504,588	4,340	137,638,454	373	12,575,346		
過少申告加算金 不申告加算金 重加算金						6	47,070	7	50,552				
税外合計		1	3,482			6	47,070	7	50,552				
総計		2,118	52,053,612	1,058	34,083,736	1,171	51,551,658	4,347	137,689,006	373	12,575,346		

(注) B欄の額はA欄の額の内書である。

13 県税の減免等の内訳

(単位: 件、円)

区分	条例第9条によるもの	条例第10条の減免			不動産取得税減免条例によるもの 特別災害による減免要綱によるもの	身体障害者等に対する自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免によるもの	生活路線バスに係る自動車税種別割の減免によるもの	青森県県税の特別措置に関する条例によるもの										
		第1号	第2号					過疎地域における課税免除	産業復興促進区域における課税免除	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除	承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除	復興産業集積区域における不均一課税による差額	認定産業振興促進計画区域における不均一課税による差額	原子力発電施設等立地地域における不均一課税による差額	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税による差額	計	
		生活のため公私の扶助を受けるもののため災害等により担税力を失ったと認められるもののため																
県民税	個人		112	5														
	法人			1,675,569	125,200													
	計		112	5	1,675,569	125,200												
事業税	個人																	
	法人								8					131	4		143	
	計								13,311,200					220,146,600	2,224,300		235,682,100	
不動産取得税		11	4			5			2				4	31	2		39	
		3,800,400	77,600			345,900			2,531,500				9,651,300	77,832,800	8,408,600		98,424,200	
軽油引取税																		
自動車税環境性能割		4					356											
	394,100						21,714,300											
自動車税種別割		92	8				17,355	132										
	3,334,100		199,000				679,313,000	2,738,100										
鉱区税																		
狩猟税																		
産業廃棄物税																		
旧法による税	自動車取得税																	
	自動車税																	
総計		107	124	5		5	17,711	132	10				4	162	6		182	
		7,528,600	1,952,169	125,200		345,900	701,027,300	2,738,100	15,842,700				9,651,300	297,979,400	10,632,900			334,106,300

(注) 「不均一課税による差額」とは、標準税率による税額と不均一課税の税率による税額との差額をいうものである。

上段: 件数

下段: 金額 (円)

14 令和3年度県税滞納繰越額年度別調

(単位: 件、円)

課税年度 区分		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県民税	個人人割	11,057	328,777,207	7,138	210,734,161	5,601	165,965,867	4,482	133,106,424	3,629	108,246,701	7,963	223,521,867	39,870	1,170,352,227
	法人子割	156	4,794,042	63	3,273,288	26	554,715	10	347,993	5	120,000	2	23,549	262	9,113,587
	計	11,213	333,571,249	7,201	214,007,449	5,627	166,520,582	4,492	133,454,417	3,634	108,366,701	7,965	223,545,416	40,132	1,179,465,814
事業税	個人人割	88	15,875,895	44	2,728,794	5	313,682	6	248,492	6	912,380	6	664,200	155	20,743,443
	法人子割	52	16,389,749	25	21,296,558	11	3,496,615	5	2,179,623					93	43,362,545
	計	140	32,265,644	69	24,025,352	16	3,810,297	11	2,428,115	6	912,380	6	664,200	248	64,105,988
不動産取得税		67	9,168,097	23	2,157,600	20	1,220,026	1	22,900	6	540,700	10	991,211	127	14,100,534
たばこ税															
ゴルフ場利用税															
自動車取得税															
軽油引取税															
自動車税環境性能割		1	16,000											1	16,000
自動車税種別割		1,345	48,372,643	524	19,295,168									1,869	67,667,811
鉱区税															
固定資産税															
核燃料物質等取扱税															
狩猟税															
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
自動車税(旧法)															
県税合計		12,766	423,393,633	7,817	259,485,569	6,041	185,730,765	4,752	144,798,234	3,828	116,951,625	8,103	228,585,861	43,307	1,358,945,687
過少申告加算金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	1	29,895												
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
計		1	29,895											1	29,895

(単位：件、円)

課税年度 区分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
不申告加算金	個人県民税														
	県民税利子割	10	434,831	7	41,639	3	84,613			4	80,285		24	641,368	
	法人事業税														
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
計	軽油引取税(旧法)														
	自動車取得税(旧法)	10	434,831	7	41,639	3	84,613			4	80,285	10	354,572	34	995,940
加重計算金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	16	5,106,668	8	3,199,105	6	85,203					3	106,415	33	8,497,391
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
計	軽油引取税(旧法)														
	自動車取得税(旧法)	16	5,106,668	8	3,199,105	6	85,203					3	106,415	33	8,497,391
税外合計		27	5,571,394	15	3,240,744	9	169,816			4	80,285	13	460,987	68	9,523,226
総計		12,793	428,965,027	7,832	262,726,313	6,050	185,900,581	4,752	144,798,234	3,832	117,031,910	8,116	229,046,848	43,375	1,368,468,913

15 県税滞納繰越額県税部別調

(単位:件、円)

課税年度 区分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東 青	3,045	96,101,552	2,136	74,436,887	1,681	51,551,102	1,372	41,594,817	1,163	36,189,533	3,603	101,008,089	13,000	400,881,980
中 南	2,261	67,404,588	1,465	42,613,325	1,045	31,623,379	842	23,393,858	633	17,986,479	966	39,113,019	7,212	222,134,648
三 八	2,938	101,765,480	1,865	57,979,841	1,389	41,533,335	1,106	35,662,324	937	27,151,986	1,978	41,938,317	10,213	306,031,283
西 北	980	21,387,834	416	12,109,463	389	10,187,246	273	7,146,466	206	6,191,160	397	10,048,897	2,661	67,071,066
上 北	1,507	48,340,432	920	25,779,921	746	20,691,931	559	16,751,521	435	13,605,461	586	18,647,790	4,753	143,817,056
下 北	584	21,802,109	441	12,161,970	403	14,377,815	346	11,107,954	266	7,782,782	445	13,780,515	2,485	81,013,145
分 割 等	1,451	66,591,638	574	34,404,162	388	15,765,957	254	9,141,294	188	8,044,224	128	4,049,234	2,983	137,996,509
計	12,766	423,393,633	7,817	259,485,569	6,041	185,730,765	4,752	144,798,234	3,828	116,951,625	8,103	228,585,861	43,307	1,358,945,687

16 県税証明等手数料内訳

(単位:件、円)

区分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額								
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第1号 〔請求に係る徴収金の納付、納入すべき額並びに納付、納入した額及び未納の額の証明〕	2,902	1,160,800	2,142	856,900	2,476	990,400	1,695	678,000	1,967	786,800	681	272,400	11,863	4,745,300
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第5号 〔徴収金につき滞納処分を受けたことのない証明〕														
○ 地方税法施行規則第1条の9第1号 〔法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた額の証明〕														
○ 条例第32条第1項 〔その他県税事務に関する証明〕	90	36,000	42	16,800			17	6,800	28	11,200	13	5,200	190	76,000
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の交付〕	904	361,600	1,219	487,600	874	349,600	2,445	978,100	2,383	953,200	483	193,200	8,308	3,323,300
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の再交付又は書換え〕	183	73,200	156	62,400	170	68,000	242	96,800	291	116,400	45	18,000	1,087	434,800
計	4,079	1,631,600	3,559	1,423,700	3,520	1,408,000	4,399	1,759,700	4,669	1,867,600	1,222	488,800	21,448	8,579,400

17 令和3年度延滞金税目別収入済額調

(単位 : 件、円)

区分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人県民税		1,920,118		56,704,922		58,625,040
法人県民税	146	1,140,600	121	439,900	267	1,580,500
県民税利子割						
個人事業税	47	118,800	79	1,138,172	126	1,256,972
法人事業税	543	5,748,068	80	1,655,558	623	7,403,626
不動産取得税	57	174,700	124	1,789,026	181	1,963,726
たばこ税						
ゴルフ場利用税	3	3,700			3	3,700
自動車取得税						
軽油引取税	11	54,500			11	54,500
自動車税環境性能割						
自動車税種別割	3,407	5,351,619	957	2,738,900	4,364	8,090,519
鉱区税						
核燃料物質等取扱税						
狩猟税						
産業廃棄物税						
軽油引取税（旧法）						
自動車取得税（旧法）						
自動車税（旧法）	2	6,100	606	3,727,783	608	3,733,883
県税合計	4,216	14,518,205	1,967	68,194,261	6,183	82,712,466

(注) 令和4年5月31日現在の数値である。

18 令和3年度延滞金未納額調

(単位 : 件、円)

区分	前年度以前に確定したもの		本年度に確定したもの		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人県民税						
法人県民税	177	728,084	15	100,800	192	828,884
県民税利子割						
個人事業税	147	2,949,669	16	53,300	163	3,002,969
法人事業税	54	942,664	22	128,941	76	1,071,605
不動産取得税	103	4,055,735	13	57,600	116	4,113,335
たばこ税						
ゴルフ場利用税						
自動車取得税						
軽油引取税						
自動車税環境性能割						
自動車税種別割	249	780,800	590	1,039,281	839	1,820,081
鉱区税						
核燃料物質等取扱税						
狩猟税						
産業廃棄物税						
軽油引取税（旧法）	10	1,204,300			10	1,204,300
自動車取得税（旧法）						
自動車税（旧法）	1,344	12,174,722			1,344	12,174,722
県税合計	2,084	22,835,974	656	1,379,922	2,740	24,215,896

(注) 令和4年5月31日現在の数値である。

19 令和3年度県税部別、税目別納税者 及び特別徴収義務者数調（現年課税分）

(単位：人)

区分	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
個人県民税 (均等割及び所得割) (配 当 割) (株式等譲渡所得割)	144,257	126,613	152,916	60,372	100,588	34,020	3,196 112	618,766 3,196 112
法人県民税	4,772	3,755	4,756	1,980	3,132	1,016	3,850	23,261
県民税利子割							232	232
個人事業税							6,254	6,254
法人事業税	4,617	3,630	4,579	1,926	3,016	979	3,690	22,437
不動産取得税	2,440	2,372	2,579	1,395	2,130	568		11,484
たばこ税							794	794
ゴルフ場利用税	3	5	2	1	4			15
軽油引取税	55	21	53	5	19	12		165
自動車税 (自動車税(旧法)) (環境性能割) (種別割)							524,230 (12) (19,113) (505,105)	524,230 (12) (19,113) (505,105)
鉱区税							13	13
固定資産税							1	1
核燃料物質等取扱税					4	1		5
狩猟税	88	18	70	16	121	51		364
産業廃棄物税	1	2	5		2	2		12
計	156,233	136,416	164,960	65,695	109,016	36,649	542,372	1,211,341
個人県民税(均等割及び所得割)を除く計	11,976	9,803	12,044	5,323	8,428	2,629	542,372	592,575

(注) 地方消費税及び固定資産税(国有資産等所在都道府県交付金)を除く。

20 令和3年度県税関係予算計上の状況

(単位:千円)

区分	当初予算額	11月議会	2月議会	専決処分 (4.3.31)	累計
個人民税	31,976,368		1,901,757		33,878,125
配当割	435,614		214,332		649,946
譲り受け割	384,386		224,916		609,302
法人県民税	2,190,852		543,886		2,734,738
県民税利子割	164,013				164,013
個人事業税	765,932		260,437		1,026,369
法人事業税	19,948,514		6,963,492	467,882	27,379,888
地方消費税	30,038,982		1,156,988	278,828	31,474,798
不動産取得税	1,972,580		△ 132,573		1,840,007
たばこ税	1,533,432			149,362	1,682,794
ゴルフ場利用税	134,311				134,311
軽油引取税	12,437,594		922,201		13,359,795
自動車税	1,053,744		△ 133,672		920,072
種別割	16,011,226		205,051		16,216,277
鉱区税	2,339				2,339
固定資産税	517,305				517,305
核燃料物質等取扱税	19,367,711				19,367,711
狩猟税	4,259				4,259
産業廃棄物税	78,153				78,153
旧法による税	1				1
自動車取得税	1				1
自動車税	26,836				26,836
合計	139,044,152		12,126,815	896,072	152,067,039
税外合計	121,690		△ 1,014		120,676
地方消費税清算金	56,882,636	4,929,734	△ 937,415		60,874,955
特別法人事業譲与税	14,157,745		6,283,911	3,644	20,445,300
地方揮発油譲与税	2,395,729			65,216	2,460,945
石油ガス譲与税	86,371			10,149	96,520
自動車重量譲与税	105,139			3,206	108,345
地方道路譲与税					
森林環境譲与税	100,124			△ 3,824	96,300
航空機燃料譲与税	72,151			△ 9,650	62,501
地方譲与税計	16,917,259		6,283,911	68,741	23,269,911

第三 課 稅 狀 況

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（令和3年2月1日から令和4年1月31までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上了。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

「均等割」欄のうち、納税義務者数欄には、令和3年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各連結事業年度の個別帰属法人税額（法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区分	分割法人人												県内法人				合計				
	本県本店分				他県本店分				小計				県内法人				合計				
	法人 数	事業 年度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税 割額	法 人 数	事 業 年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額	法 人 数	事 業 年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額	法 人 数	事 業 年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額	法 人 税 割 額				
電気供給業	資本金1億円以上の法人	4	4	8,225	70	5	5	87,386	1,313	26	26	3,447,660	89,822	12	12	2,076,516	44,679	5,524,176	134,501		
ガス供給業	資本金1億円未満の法人											95,611	1,383	122	123	85,381	1,199	180,992	2,582		
生命保険業														4	4	73,932	1,194	73,932	1,194		
損害保険業																	2,669,083	53,358			
少額短期保険業																	1,495,567	35,018			
貿易保険業																		1,495,567	35,018		
倉庫業																					
鉄道事業・軌道事業		1	1																		
銀行業		2	2	580,695	15,643	10	10	1,799,341	36,318	26	26	10,951	188	3	3	414,425	4,137	425,376	4,325		
証券業												3	3	284,161	7,013	4	4	1,140	11	285,301	7,024
製造業	資本金1億円以上の法人	15	15	2,377,679	47,356	344	345	5,275,459	113,511	25	25	7,653,138	160,867	25	25	2,336,421	26,096	9,989,559	186,963		
	資本金1億円未満の法人	71	71	700,656	14,139	259	260	777,896	16,898	1,393	1,393	1,478,552	31,037	1,412	1,412	2,185,745	39,082	3,664,297	70,119		
建設業	資本金1億円以上の法人	4	4	58,192	1,188	154	154	2,763,049	73,344	4	4	2,821,241	74,532	4	4	97,552	1,620	2,918,793	76,152		
	資本金1億円未満の法人	97	97	757,161	14,769	148	148	357,224	11,402	4,091	4,091	1,114,385	26,171	4,116	4,116	6,771,162	102,585	7,885,547	128,756		
運輸業	資本金1億円以上の法人	3	3	13,376	147	54	54	776,921	16,093	6	6	790,297	16,240	6	6	59,864	992	850,161	17,232		
	資本金1億円未満の法人	35	35	252,545	4,881	108	108	234,437	4,964	662	662	486,982	9,845	613,331	667	8,563	1,100,313	18,408			
卸売・小売業	資本金1億円以上の法人	16	16	1,751,543	38,132	353	354	4,434,321	93,100	13	13	6,185,864	131,232	13	13	188,387	4,332	6,374,251	135,564		
	資本金1億円未満の法人	174	175	2,666,944	51,009	609	612	1,254,963	29,286	4,805	4,805	3,921,907	80,295	4,832	5,068,932	83,078	8,990,839	163,373			
その他の金融・保険業	資本金1億円以上の法人					23	24	254,251	5,632	4	4	254,251	5,632	4	4	101,572	829	355,823	6,461		
	資本金1億円未満の法人	3	3	4,352	157	28	28	24,723	464	270	270	29,075	621	271	203,203	3,686	232,278	4,307			
不動産業	資本金1億円以上の法人					27	29	391,583	8,984	7	7	391,583	8,984	7	7	39,188	833	430,771	9,817		
	資本金1億円未満の法人	21	21	193,605	3,346	25	25	76,141	1,705	1,346	1,346	269,746	5,051	1,355	896,895	12,789	1,166,641	17,840			
サービス業	資本金1億円以上の法人	7	7	535,533	10,813	224	227	2,229,231	48,579	32	32	2,764,764	59,392	4,271	4,298	593,615	10,645	3,358,379	70,037		
	資本金1億円未満の法人	157	157	777,245	14,825	570	576	1,251,353	24,132	4,271	4,271	2,028,598	38,957	71,322	71,322	6,497,737	110,279				
上記以外の事業	資本金1億円以上の法人	1	1	137,210	3,273	10	10	154,697	3,399	2	2	291,907	6,672	2	2	171,374	3,378	463,281	10,050		
	資本金1億円未満の法人	15	15	133,820	2,445	20	20	76,594	1,553	790	795	210,414	3,998	997,622	14,987	1,208,036	18,985				
	合計	629	630	10,956,198	222,304	3,040	3,058	30,119,683	675,970	41,075,881	898,274	17,892	18,011	27,445,396	436,037	68,521,277	1,334,311				

(注) 1 令和3年度において調定した普通法人（清算法人を除く。）について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和3年度において確定した法人税割額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。

3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和3年度において確定申告又は決定を行った法人（欠損法人を含む。）のうち現事業年度分について記載した。

4 「法人税割額」欄には、令和3年度において調定した法人税割額（現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。）を記載した。

5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区分 資本金別	法人 数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に基づく控除額 ⑤	利子割額の控除額 ⑥	租税条約の実施に係る控除額 ⑦	差引 法人税割額 ①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分 ⑧	うち超過課税相当額 うち連結分		
		うち連結申告法人数	うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額												
300万円未満	3,018	1	1,399,817	105	21,391	1	千円	千円	千円	千円	千円	21,390	1	5,852	千円
300万円以上1,000万円未満	9,665	2	4,628,453	1,265	56,954	9	千円	千円	千円	千円	千円	56,945	39	11,354	10
1,000万円	2,976	12	3,749,095	96,396	59,982	21	千円	千円	千円	千円	千円	59,961	2,148	18,204	871
1,000万円超5,000万円未満	2,372	20	10,954,844	589,207	189,117	197	千円	153	千円	千円	千円	188,767	14,205	73,207	6,261
5,000万円以上1億円未満	393	14	5,812,616	520,257	122,997	870	千円	千円	千円	千円	千円	122,127	11,081	52,409	4,878
1億円	72	6	2,381,799	839,455	92,840	262	千円	5	千円	千円	千円	92,573	14,791	40,841	6,571
1億円超10億円未満	72	15	4,378,218	2,021,189	116,034	67	千円	19	千円	千円	千円	115,948	39,853	51,533	17,713
10億円	10	2	5,432,812	2,350,991	97,552	102	千円	1	千円	千円	千円	11,749	3,024	5,222	1,344
10億円超50億円未満							千円	22	千円	千円	千円	97,428	15,092	43,294	6,707
50億円							千円	1	千円	千円	千円	1,529	643	680	286
50億円超100億円未満							千円	407	千円	千円	千円	52,394	450	23,286	200
100億円以上	3	1	1,670,474	20,513	253,301	83	千円	1,947	千円	千円	千円	251,271	21,658	110,490	9,626
保険業法に規定する相互会社							千円	47	千円	千円	千円	21,964	13,665	9,762	6,073
合計	18,581	73	40,408,128	6,439,378	1,098,500	1,852	千円	2,602	千円	千円	千円	1,094,046	136,650	446,134	60,540
内訳	県内法人	17,962	59	23,927,842	3,146,863	365,967	110	千円	30	千円	千円	365,827	56,333		
	分割法人	619	14	16,480,286	3,292,515	732,533	1,742	千円	2,572	千円	千円	728,219	80,317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く）。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書
- 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
- 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
- 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
- 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
- 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
- 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
- 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定
- 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る

(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）

区分 資本金別	法人 数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額又は個別控除 対象所得税額等相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理 に基づく 控除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に 係る控除 額 ⑦	差引 法人税割額 ①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分 ⑧	うち超過 課税相当 額 うち 連結分	
		うち連結申告法人 数	うち連結申告法人に係る個別帰属 法人税額										うち 連結分 うち 連結分	
300万円未満	3,973	1	1,754,094	105	29,237	1					29,236	1	7,945	
300万円以上1,000万円未満	9,843	2	4,675,801	1,265	57,421	9					57,412	39	11,354	10
1,000万円	2,985	12	3,755,090	96,396	60,025	21					60,004	2,148	18,204	871
1,000万円超5,000万円未満	2,504	20	11,043,480	589,207	190,041	197		153			189,691	14,205	73,338	6,261
5,000万円以上1億円未満	427	14	5,885,258	520,257	123,957	870					123,087	11,081	52,739	4,878
1億円	73	6	2,443,217	839,455	92,840	262		5			92,573	14,791	40,841	6,571
1億円超10億円未満	120	15	4,468,070	2,021,189	118,185	67		19			118,099	39,853	52,489	17,713
10億円					11,750			1			11,749	3,024	5,222	1,344
10億円超50億円未満	26	2	5,794,169	2,350,991	102,737	102		22			102,613	15,092	45,598	6,707
50億円					1,530			1			1,529	643	680	286
50億円超100億円未満	4		142,951		57,297	213		407			56,677	450	25,189	200
100億円以上	3	1	1,670,474	20,513	330,512	83		4,568			325,861	21,658	145,759	9,626
保険業法に規定する相互会社					22,038	27		47			21,964	13,665	9,762	6,073
合計	19,958	73	41,632,604	6,439,378	1,197,570	1,852		5,223			1,190,495	136,650	489,120	60,540
内訳	県内法人	19,325	59	25,025,263	3,146,863	383,271	110		30		383,131	56,333		
	分割法人	633	14	16,607,341	3,292,515	814,299	1,742		5,193		807,364	80,317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
- 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
- 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
- 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
- 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
- 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
- 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
- 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。
- 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種類	税額	課税支払額	非課税支払額	左の非にう住る者額	納申告書数
特定公社債以外の公社債の利子	40	812			
銀行預金利子	59,587	1,215,312	58,756	4	
銀行以外の金融機関の預貯金利子	19,886	406,032	60,299	1	
勤務先預金等の利子	50,085	1,002,212	702		
合同運用信託の収益の分配					
公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配					
郵便貯金利子	1	39			
国外一般公社債等の利子等					
財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	960	19,197	213		
私募の運用収益公債の社債分投資の信託配当等					
私募公社債等運用投資信託の収益の分配					
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,639	52,900			
定期積金の給付補てん金	2,634	53,575			
掛金の給付補てん金					
抵当証券の利息					
貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益					
外貨建預貯金等の為替差益					
一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,131	43,023			
小計	7,404	149,498	11		
その他					
合計	137,963	2,793,102	119,981	5	3,920

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区分	特別徴収義務者数	営業所数
銀行等	9	190
信用金庫等	7	99
農林中央金庫等	16	85
証券会社	4	5
保険会社等	20	41
社内預金実施企業	24	39
その他の金融機関等	50	51
合計	130	510

- (注) 1 令和4年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種類	税額	支払金額			納入申告書数
		課税分	還付税額	非課税等分	
上場株式等の配当等	千円 161,306	千円 3,226,928		千円 184,141,901	枚
投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の配分	14,050	275,752		3,147,166	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	2,900	57,967		336,979	
源泉徴収選択口座内配当等	468,032	10,213,993	847,461	1,948,183	
合計	646,288	13,774,640	847,461	189,574,229	6,169

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
 4 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種類	税額	支払金額			納入申告書数
		課税分	還付税額分	非課税等分	
特定株式等譲渡所得	千円 604,925	千円 13,037,476	千円 4,614,663		枚 294

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額（第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額）を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2個人事業税に関する調

(1) 第一種事業

種別	課 税 人 員			所 得 金 額				事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額				事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得 課税者	所得 失格者	計	所 課	得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①				所 課	得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①	所 課	得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①	
物品販売業	人 748	人 44	人 792	千円 4,159,355	千円 158,048	千円 4,317,403	千円 2,245,578	千円 2,071,825	千円 2,071,825	問屋業	人 2	人 2	千円 7,057	千円 7,057	千円 5,800	千円 1,257			
保険業										両替業									
金銭貸付業	1		1	6,166		6,166	2,900	3,266		公衆浴場業	2		13,851	13,851	5,800	8,051			
物品貸付業	12	1	13	64,453	5,135	69,588	37,700	31,888		演劇興行業									
不動産貸付業	1,392	21	1,413	9,221,811	67,532	9,289,343	4,052,034	5,237,309		遊技場業	9		36,022	36,022	26,100	9,922			
製造業	470	30	500	2,502,263	113,396	2,615,659	1,443,476	1,172,183		遊覧所業									
電気供給業	9		9	34,398		34,398	26,100	8,298		商品取引業									
土石採取業										不動産売買業	7		32,313	32,313	20,300	12,013			
電気通信事業										広告業	11		38,803	38,803	31,900	6,903			
運送業	116	10	126	560,415	45,513	605,928	362,017	243,911		興信所業									
運送取扱業										案内業	5		30,315	30,315	14,500	15,815			
船舶ていけい場業										冠婚葬祭業	8		66,403	66,403	23,200	43,203			
倉庫業										合計	4,675	228	4,903	27,113,934	854,379	27,968,313	14,082,427	13,885,886	
駐車場業	12		12	53,891		53,891	34,800	19,091											
請負業	1,508	81	1,589	8,563,394	312,891	8,876,285	4,589,496	4,286,789											
印刷業	3		3	18,075		18,075	8,700	9,375											
出版業																			
写真業	12	2	14	51,324	8,351	59,675	40,600	19,075		種別									
席貸業										課 税 人 員									
旅館業	12	2	14	43,875	7,262	51,137	39,150	11,987		所 得 金 額									
料理店業	40	3	43	175,021	9,595	184,616	122,525	62,091		種 别	所得 課税者	所得 失格者	計	所 課	得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①	事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
飲食店業	226	27	253	1,069,871	102,280	1,172,151	729,109	443,042		畜産業	人 6	人 6	千円 86,001	86,001	16,192	69,809			
周旋業	14		14	83,780		83,780	40,600	43,180		水産業	11		138,686	138,686	30,934	107,752			
代理業	45	7	52	212,046	24,376	236,422	148,142	88,280		薪炭製造業									
仲立業	11		11	69,032		69,032	31,900	37,132		合計	17		224,687	224,687	47,126	177,561			

(3) 第三種事業

種別	課 税 人 員			所 得 金 額				事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 課	得 税	税 所失	得 格	税 所失	計 ①
医業	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	124		124	1,190,554		1,190,554		358,875	831,679
歯科医業	54		54	489,778		489,778		155,634	334,144
薬剤師業	1		1	5,198		5,198		2,900	2,298
あん摩等の事業	16	3	19	79,480	10,750	90,230		55,100	35,130
獣医業	33		33	357,603		357,603		95,459	262,144
装蹄師業	1		1	5,325		5,325		2,900	2,425
弁護士業	59	3	62	787,342	13,640	800,982		179,800	621,182
司法書士業	64	1	65	617,718	5,556	623,274		187,775	435,499
行政書士業	22	1	23	191,110	4,675	195,785		65,250	130,535
公証人業	2		2	15,524		15,524		5,800	9,724
弁理士業	3		3	21,889		21,889		8,700	13,189
税理士業	134	2	136	1,610,702	2,028	1,612,730		380,869	1,231,861
公認会計士業	10		10	141,658		141,658		29,000	112,658
計理士業									
社会保険労務士業	65		65	525,228		525,228		188,500	336,728
コンサルタント業	77	2	79	444,341	7,523	451,864		222,818	229,046
設計監督者業	122	2	124	684,708	9,439	694,147		358,875	335,272
不動産鑑定業	1		1	8,509		8,509		2,900	5,609
デザイン業	35	4	39	180,616	17,454	198,070		112,134	85,936
諸芸師匠業	56	5	61	256,799	16,556	273,355		170,134	103,221
理容業	46	8	54	198,503	26,848	225,351		154,909	70,442
美容業	132	23	155	579,258	85,851	665,109		446,842	218,267
クリーニング業	3		3	10,485		10,485		8,700	1,785
公衆浴場業	2		2	6,497		6,497		5,800	697
歯科衛生士業									
歯科技工士業	43	6	49	197,999	22,023	220,022		142,100	77,922
測量士業	15	1	16	99,000	3,558	102,558		46,400	56,158
土地家屋調査士業	54	1	55	395,968	6,369	402,337		159,500	242,837
海事代理士業	1		1	3,202		3,202		2,900	302
印刷製版業									
合計	1,175	62	1,237	9,104,994	232,270	9,337,264		3,550,574	5,786,690

(注)1 いざれも令和2年の年中における事業の所得に対して課税した令和3年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。

なお、令和3年の年中に事業を廃止した者に対して令和3年度において課税したものも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

区分	本 県 本 店 分					他 県 本 店 分	
	課税人員	課 税 標 準 額			課税人員	分割を受けた 課税標準額	
		本 県 分	他 県 分	計			
第一種事業	人	千円	千円	千円	人	千円	
第二種事業					1		3,624
第三種事業					1		7,269
計					2		10,893

(5) 事業専従者

区分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納税者数 (①)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (②)	専従者数 (③)	給与額 (④)	納税者数 (⑤)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (⑥)	専従者数 (⑦)	控除額 (⑧)	納税者数 (①+⑤)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (②+⑥)	専従者数 (③+⑦)	給与額 (控除) (④+⑧)
第一種事業	人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
第二種事業	3,959	1,726	2,154	4,158,645	944	196	214	172,290	4,903	1,922	2,368	4,330,935
第三種事業 あん摩業等以外	17	6	8	31,202					17	6	8	31,202
あん摩業等	1,128	491	545	1,306,903	89	23	28	20,348	1,217	514	573	1,327,251
合 計	5,119	2,230	2,716	5,513,182	1,038	219	242	192,638	6,157	2,449	2,958	5,705,820

(6) 所得階層別

区分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下			
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額		
第一種事業	所得税課税者	人 204	千円 595,957	人 188	千円 572,701	人 186	千円 584,543	人 145	千円 469,489	人 166	千円 556,131	人 138	千円 475,254	人 155	千円 547,354	人 137	千円 498,917	人 142	千円 528,476	
	所得税失格者	21	62,100	13	38,160	20	59,594	15	46,123	16	53,529	9	28,776	15	47,325	10	36,476	6	22,648	
	計	225	658,057	201	610,861	206	644,137	160	515,612	182	609,660	147	504,030	170	594,679	147	535,393	148	551,124	
第二種事業	所得税課税者											2	6,868							
	所得税失格者											2	6,868							
	計																			
第三種事業	あん摩業等以外のもの	所得税課税者	37	107,678	37	112,914	27	81,414	34	110,595	28	93,132	30	103,457	27	95,787	31	112,276	18	66,702
	所得税失格者	3	8,922	3	9,106	8	25,277	5	16,241	3	10,024	3	10,346	3	10,646			4	15,024	
	計	40	116,600	40	122,020	35	106,691	39	126,836	31	103,156	33	113,803	30	106,433	31	112,276	22	81,726	
事業合計	あん摩業等	所得税課税者			3	9,123			1	3,267	1	3,324				1	3,639	1	3,794	
	所得税失格者				1	3,039	1	3,165												
	計				4	12,162	1	3,165	1	3,267	1	3,324				1	3,639	1	3,794	
合計	小計	計	40	116,600	44	134,182	36	109,856	40	130,103	32	106,480	33	113,803	30	106,433	32	115,915	23	85,520
	所得税課税者	241	703,635	228	694,738	213	665,957	180	583,351	195	652,587	170	585,579	182	643,141	169	614,832	161	598,972	
	所得税失格者	24	71,022	17	50,305	29	88,036	20	62,364	19	63,553	12	39,122	18	57,971	10	36,476	10	37,672	
	計	265	774,657	245	745,043	242	753,993	200	645,715	214	716,140	182	624,701	200	701,112	179	651,308	171	636,644	

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合計			
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額		
第一種事業	所得税課税者	119	455,726	131	516,942	953	4,200,025	591	3,220,548	401	2,567,399	608	4,938,138	411	6,386,334	4,675	27,113,934	
	所得税失格者	15	57,884	11	43,470	42	166,406	26	124,132	5	31,524	2	11,949	2	24,283	228	854,379	
	計	134	513,610	142	560,412	995	4,366,431	617	3,344,680	406	2,598,923	610	4,950,087	413	6,410,617	4,903	27,968,313	
第二種事業	所得税課税者	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687	
	所得税失格者	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687	
	計	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687	
第三種事業	あん摩業等以外のもの	所得税課税者	25	96,255	31	122,409	206	916,608	122	662,251	107	688,239	170	1,395,188	228	4,255,284	1,158	9,020,189
	所得税失格者	1	3,892	3	11,825	16	68,649	4	17,124	1	6,369	1	7,201	1	874	59	221,520	
	計	26	100,147	34	134,234	222	985,257	126	679,375	108	694,608	171	1,402,389	229	4,256,158	1,217	9,241,709	
業合計	あん摩業等	所得税課税者			5	22,588	2	11,149			2	16,365	1	11,556	17	84,805		
	所得税失格者				1	4,546									3	10,750		
	計				6	27,134	2	11,149			2	16,365	1	11,556	20	95,555		
合計	小計	計	26	100,147	34	134,234	228	1,012,391	128	690,524	108	694,608	173	1,418,754	230	4,267,714	1,237	9,337,264
	所得税課税者	146	559,672	162	639,351	1,164	5,139,221	716	3,899,690	510	3,266,416	783	6,376,245	647	10,820,228	5,867	36,443,615	
	所得税失格者	16	61,776	14	55,295	59	239,601	30	141,256	6	37,893	3	19,150	3	25,157	290	1,086,649	
計		162	621,448	176	694,646	1,223	5,378,822	746	4,040,946	516	3,304,309	786	6,395,395	650	10,845,385	6,157	37,530,264	

(7) 個人事業税の減免

区分	人員	所得金額	減免額
第一種事業	人	千円	千円
	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
第二種事業			
	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
第三種事業			
	あん摩業等以外のもの		
	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
	あん摩業等		
	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
合計	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		

(注) 1 令和3年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものと記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3 法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

区分	現事業年度分													合計	当該年度において発生した歳出還付額		
	確定額				確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額						
	事業年度数	所得金額	税額	確定申告及び決定のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したものの⑥	当該年度に収入したものの⑦					
	あ確定申も告のが		あ確定申も告のが	しうちも決の定	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	⑥	⑦	⑧	⑨			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨							
法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人分	普通法人	595	千円	千円	千円	1,823,267	182	438,211	188	510,563	37,455	1,933,074	78,280	4,661	1,937,735		
	通法人	2,107	千円	千円	千円	3,186,444	3	64	890	917,186	867	1,105,076	131,329	3,505,727	1,258,457	58,409	3,564,136
	県内法人	17,495	60	95,133,280	5,705,364	72	12	857	2,788	1,519,739	3,161	1,846,845	336,943	6,370,270	1,572,537	86,431	6,456,701
	小計	20,197	60	170,196,760	10,715,075	72	15	921	3,860	2,875,136	4,216	3,462,484	505,727	11,809,071	2,909,274	149,501	11,958,572
	特別法人	1,105	1	33,196,737	1,606,602	6							1,606,602	16,508	736	1,607,338	
	公益法人等	470	1	1,189,499	71,273	1							71,273	2,208	76	71,349	
	人格なき社団等	226		108,344	3,906								3,906	4,185	146	4,052	
	清算法人	283	1	28,079	1,383		4	318			226	1,291				1,291	
	特定信託																
	法人課税信託																
	計	22,281	63	204,719,419	12,398,239	79	15	921	3,864	2,875,454	4,216	3,462,484	505,953	13,492,143	2,932,175	150,459	13,642,602
法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分		208		3,039,894		3	252	117	1,208,151	128	1,518,417	42,468	3,392,880		7,424	3,400,304	
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分		966		9,918,587		1	851	779	4,478,394	797	4,417,842	202,841	10,061,727		186,383	10,248,110	
事業税計		23,455	63	25,356,720	79	19	2,024	4,760	8,561,999	5,141	9,398,743	751,262	26,946,750		344,266	27,291,016	
地方法人特別税分														81,167	81,167		
特別法人事業税分				9,136,237	44		770		3,081,842		3,208,069	834,356		10,097,590	99,200	10,196,790	
合計		23,455	63	34,492,957	123	19	2,794	4,760	11,643,841	5,141	12,606,812	1,585,618	37,044,340		524,633	37,568,973	95,798

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等 (外形対象法人分)

区分	現事業年度分													過事業年度分	合計(調定額)	当該年度において発生した歳出還付額			
	確定額				確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調定額	所得金額、付加価値額又は資本金等の額					
	事業年度数	税額	確定申告及び決定のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの	①+②-③+④+⑤+⑥							
あ確つ定めた申告も告のが	しうたちも決の定	所得金額、付加価値額又は資本金等の額	あ確つ定めた申告も告のが	しうたちも決の定	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの	⑦+⑧	⑨	⑩	⑪			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰			
所得割分	法人	普通法	分割法人	本県本店分	25	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
			本県他店分	本店分	898	19,445,986	194,253			19	59,012	19	99,091		234,332	234,332			
			他県本店分			107,611,589	1,073,705		1	136	722	308,145	741	426,913		1,226,853	5,689,692	32,892	
			他県他店分			5,556,750	54,799				38	20,739	37	30,203		64,345		64,345	
			県内法人		43														
			小計		966		132,614,325	1,322,757		1	136	779	387,896	797	556,207		1,525,530	5,689,692	32,892
			清算法人																
			計		966		132,614,325	1,322,757		1	136	779	387,896	797	556,207		1,525,530	5,689,692	32,892
			清算法人																
付加価値割分	法人	普通法	分割法人	本県本店分		966	132,614,325	1,322,757		1	136	779	387,896	797	556,207		1,525,530	5,689,692	32,892
			本県他店分			90,562,777	1,086,752					493,095		548,556		1,142,213	7,613,985	33,700	
			他県本店分			297,657,872	3,571,897				536	1,682,715		1,465,331		3,537,146	13,237,665	89,639	
			他県他店分			21,126,027	253,511					110,756		120,335		263,090	371	3	
			県内法人																
			小計			409,346,676	4,912,160			536		2,286,566		2,134,222		4,942,449	20,852,021	123,342	
			清算法人																
			計			409,346,676	4,912,160			536		2,286,566		2,134,222		4,942,449	20,852,021	123,342	
			清算法人																
資本割分	法人	普通法	分割法人	本県本店分		966	132,614,325	1,322,757		1	136	779	387,896	797	556,207		1,525,530	5,689,692	32,892
			本県他店分			416,176,555	2,080,881					1,078,441		1,024,520		2,026,960	298,177	709	
			他県本店分			295,226,551	1,474,345				179	661,889		643,096		1,442,149	11,462,091	29,440	
			他県他店分			25,736,803	128,444					63,602		59,797		124,639		124,639	
			県内法人																
			小計			737,139,909	3,683,670			179		1,803,932		1,727,413		3,593,748	11,760,268	30,149	
			清算法人																
			計			737,139,909	3,683,670			179		1,803,932		1,727,413		3,593,748	11,760,268	30,149	
			清算法人																
事業税計					966		9,918,587			1	851	779	4,478,394	797	4,417,842		10,061,727		186,383
地方法人特別税分																			
特別法人事業税分																			
合計					966		13,396,717			1	1,205	779	6,088,917	797	5,824,073		848,119	13,981,197	300,791
																	14,281,988		
																	27,221		

(注) 1 令和3年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和3年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和2年度以前に申告等があり、令和3年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。

3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区分	現事業年度分													過事業年度分	合計（調定額）	当該年度において発生した歳出還付額					
	確定額				確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額			調定額							
	事業年度数		税額	確定申告及び決定のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの									
	あ確つ定めた申も告のが	しうたちも決の定			事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額											
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	62	千円	千円	千円	2	千円	千円	44	千円	千円	千円	千円	千円	1,368,382	1,021,460	7,386	1,375,768			
	地方法人特別税分			923,016												25	25				
	特別法人事業税分			280,641		9		154,523		261,761					387,888		2,078	389,966			
	合計	62		1,203,657		2		581,399		1,133,974					1,756,270		9,489	1,765,759			
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる法人分	収入割分	35	千円	218,604,626	千円	35	千円	589,503	30	503,859		42,149	千円	千円	1,696,273		1,696,273				
	付加価値割分			30,266,285		150,269		108,001		73,781		106			116,155	10,261	38	116,193			
	資本割分			40,114,001		74,193		38,424		36,870		56			72,695			72,695			
	事業税計	35		1,964,230				735,928		614,510		42,311			1,885,123		38	1,885,161			
	特別法人事業税分			776,358				262,952		260,529		8,050			781,985			781,985			
	合計	35		2,740,588				998,880		875,039		50,361			2,667,108		38	2,667,146			
同号口に掲げる法人分	収入割分	111	千円	14,093,469	千円	111	千円	106,267	52	18,924	54	12,367		157	100,090		100,090				
	所得割分			1,032,278		46,381		26,423		19,327					39,285			39,285			
	事業税計	111		152,648		1		223	52	45,347	54	31,694		157	139,375		139,375				
	特別法人事業税分			56,420				67		16,554		11,091			51,082			51,082			
	合計	111		209,068		1		290	52	61,901	54	42,785		215	190,457		190,457				
	合計	208		4,153,313		3		328	117	1,642,180	128	2,051,798		50,576	4,613,835		9,527	4,623,362	14,380		

(注) 1 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

2 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区分	欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合計				
		事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額		
事業年度年二回法人	分割法人	軽減税率適用法人																		
		その他の	県内法人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	分割法人	計																		
		その他の	県内法人	229	58	62,189	26	145,052	8	71,041	93	2,589,744	24	1,768,402	45	11,671,843	4	9,327,781	487	25,636,052
事業年度年一回法人	分割法人	軽減税率適用法人		41	5	9,914	2	12,978	2	18,100	22	628,303	20	1,375,427	31	8,984,976	10	38,119,117	133	49,148,815
		計																		
	分割法人	県内法人	10,415	3,935	5,474,041	1,138	6,535,690	327	2,946,203	1,345	28,913,432	216	14,888,704	158	35,450,531	4	6,481,429	17,538	100,690,030	
		合計	10,685	3,998	5,546,144	1,166	6,693,720	337	3,035,344	1,460	32,131,479	260	18,032,533	234	56,107,350	18	53,928,327	18,158	175,474,897	
		合計	10,685	3,998	5,546,144	1,166	6,693,720	337	3,035,344	1,460	32,131,479	260	18,032,533	234	56,107,350	18	53,928,327	18,158	175,474,897	

(注) 1 令和3年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区分	割合												県内法人				合計	
	本県本店分				他県本店分				小計									
	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ①	事業税額 ②	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ③	事業税額 ④	所得金額 ①+③ ⑤	事業税額 ②+④ ⑥	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ⑤+⑦ ⑨	事業税額 ⑥+⑧ ⑩		
法第十七条の二第一項第一号に掲げる法人分	電気供給業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	24,745	1,213	1	1	121	2	121	2	363	7	363	7	363	7		
	ガス供給業	2,2	11,387	570	2	2	884	62	25,629	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	25,629	1,275		
	倉庫業	2,2	29,461	3,093	1	1	725	51	12,112	621	63	63	62,769	3,513	74,881	4,134		
	鉄道事業・軌道事業	1,1			2	2	137,812	9,620	137,812	9,620	137,812	9,620	4	4	1,351,527	34,071	1,489,339	43,691
	銀行業						7,721	730	37,182	3,823	25	25	274,349	19,611	311,531	23,434		
	証券業						6,138,255	491,912	6,138,255	491,912	6,138,255	491,912	1	1				
	製造業						2,587,199	207,335	2,587,199	207,335	2,587,199	207,335	1	1				
	建設業												4	4	7,606	331	7,606	331
	通輸業												4	4	7,606	331	7,606	331
	飲食店業												12	12	1,127,686	89,540	4,756,612	352,710
	卸売業												1,394	1,407	9,943,860	711,024	16,944,564	1,274,292
	その他																	
	保険業																	
	金融業																	
	不動産業																	
	ビサス																	
	上記以外の事業																	
	計	594	595	26,588,106	1,937,735	2,081	2,107	48,475,374	3,564,136	75,063,480	5,501,871	17,438	17,495	95,133,280	6,456,701	170,196,760	11,958,572	

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）

区分	割合												法人			
	本県本店分						他県本店分						小計			
	法人 数	事業年 度数	所 得 金 額 ①	付 加 価 値 額 ②	資 本 金 等 の 額 ③	事 業 税 額 ④	法 人 数	事業年 度数	所 得 金 額 ⑤	付 加 価 値 額 ⑥	資 本 金 等 の 額 ⑦	事 業 税 額 ⑧	所 得 金 額 ⑨ ①+⑤	付 加 価 値 額 ⑩ ②+⑥	資 本 金 等 の 額 ⑪ ③+⑦	事 業 税 額 ⑫ ④+⑧
電気			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
発電用固定資産割									67,842	101,949	188,120	84,654	67,842	101,949	188,120	84,654
発電所接続電線路割									21,720	32,771	56,485	11,501	21,720	32,771	56,485	11,501
供給							6	6	32,771	56,485	11,501		3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106
総固定資産割									3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106				
業							14	16	6,146,923	4,098,111	136,106					
事務所数割									1,472,251	1,004,062	30,759		604,979	1,472,251	1,004,062	30,759
従業者数割																
ガス供給業																
倉庫業	1	1							66,633	220,366	197,541	4,236	66,633	1,069,580	4,344,611	34,730
鉄道事業・軌道事業			849,214	4,147,070	30,494	3	3		802	873,266	10,436,516	38,035	802	873,266	10,436,516	38,035
銀行業	2	2	1,305,984	8,036,040	41,383,523	333,830	3	3	4,329,620	6,041,835	14,019,085	191,623	5,635,604	14,077,875	55,402,608	525,453
証券業			1,355,596	8,408,019	43,583,687	350,343	9	9	1,199,129	1,960,135	2,593,506	51,062	2,554,725	10,368,154	46,177,193	401,405
製造業	7	7	9,538,327	46,431,314	313,474,558	2,248,688	267	270	26,417,321	65,604,460	84,221,695	1,507,551	35,955,648	112,035,774	397,696,253	3,756,239
建設業			9,801	134,859	24,999	1,892			11,332,783	32,271,337	22,386,285	666,894	11,342,584	32,406,196	22,411,284	668,786
運輸・通信業	1	1	19,898	273,787	50,753	3,839	127	128	5,797,858	13,971,572	8,817,894	304,450	5,817,756	14,245,359	8,868,647	308,289
飲食店業									9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561	9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561
その他金融・保険業									1,439,602	2,878,813	99,949	1,439,602	6,423,871	2,878,813	99,949	
不動産業									12,318,253	44,962,466	26,877,099	792,820	15,246,719	55,775,215	32,363,783	979,267
サービス業			2,928,466	10,812,749	5,486,684	186,447	236	239	8,302,667	27,478,440	14,220,493	496,443	11,611,764	39,075,864	19,830,515	701,142
上記以外の事業			3,309,097	11,597,424	5,610,022	204,699			2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329	2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329
合計	25	25	19,445,986	90,562,777	416,176,555	3,437,914	884	898	107,611,589	297,657,872	295,226,551	6,358,119	127,057,575	388,220,649	711,403,106	9,796,033

区分	県内法人						合計			
	法人 数	事業年 度数	所 得 金 額 ⑬	付 加 価 値 額 ⑭	資 本 金 等 の 額 ⑮	事 業 税 額 ⑯	所 得 金 額 ⑨+⑬	付 加 価 値 額 ⑩+⑭	資 本 金 等 の 額 ⑪+⑮	事 業 税 額 ⑫+⑯
電気			千円	千円	千円	千円				
発電用固定資産割							67,842	101,949	188,120	84,654
発電所接続電線路割							21,720	32,771	56,485	11,501
供給							3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106
総固定資産割							604,979	1,472,251	1,004,062	30,759
業										
事務所数割										
ガス供給業										
倉庫業	1	1	541,391	788,863	900,000	20,970	608,024	1,858,443	5,244,611	55,700
鉄道事業	2	2					802	1,108,491	11,186,489	43,820
銀行業							5,635,604	14,077,875	55,402,608	525,453
証券業							2,554,725	10,368,154	46,177,193	401,405
製造業	13	13	4,080,423	14,911,663	9,531,693	287,599	40,036,071	126,947,437	407,227,946	4,043,838
建設業							11,342,584	32,406,196	22,411,284	668,786
運輸・通信業	3	3	201,938	2,023,976	3,842,400	44,236	5,817,756	14,245,359	8,868,647	308,289
飲食店業	4	4					9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561
その他金融・保険業	2	2	65,243	209,620	1,130,123	8,143	2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329
不動産業	6	6	85,882	363,537	3,779,488	22,307	1,785,050	5,393,450	7,006,805	57,667
サービス業	11	12	581,873	2,495,129	5,149,669	58,252	9,616,290	32,381,374	28,943,677	651,028
上記以外の事業							4,949,803	14,556,048	17,727,467	328,061
合計	42	43	5,556,750	21,126,027	25,736,803	452,077	132,614,325	409,346,676	737,139,909	10,248,110

(注) 令和3年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区分	分割										法人									
	本県本店分					他県本店分					小計									
	法人 数	事 業 年 度 数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	法人 数	事 業 年 度 数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	
電気供給	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	千円	千円	千円	千円	千円	4	4	56,674,595	千円	千円	千円	千円	565,631	56,674,595	千円	千円	千円	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	13,356	16,696				150	9	25,304,858	28,187				252,696	25,304,858	665	252,696	665	
ガス供給		ガス供給業	4	4				187	17	7,576	79,067,551	5,707,195	23,609,592	214,827	409,885	7,576	409,885	23,609,592	214,827	
生命保険業		事務所数割 従業者数割							1	102,027	429,362	4,136	290,228	327,844	452	1,993,438	442,718	4,136	327,844	
損害保険業		事務所数割 従業者数割							20	137,812	33,200,495	41,571	55,936	416,169	9,619	118,723	137,812	41,571	55,936	
少額短期保険業		事務所数割 従業者数割							11	12,431,628	12,467,279				340,876	33,200,495	12,431,628	342,436	340,876	
貿易保険業		事務所数割 従業者数割								32,805,868					126,285	32,805,868	131,045	126,285	342,436	
合計			4	4	30,052				337	69	71	278,500,133	8,865	8,032,432	31,812,551	2,875,512	278,530,185	8,865	8,032,432	31,812,551
																				2,875,849

区分	県内法人							合計											
	法人 数	事 業 年 度 数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額							
		⑯	⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑪+⑯	⑫+⑰	⑬+⑯+⑰	⑭+⑯+⑰	⑮+⑯+⑰							
電気供給	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	千円	千円	千円	千円	千円	56,674,595	千円	千円	千円	千円	565,631						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	128	129	45,239,167	435,731	14,592,709	3,179,324	265,886	45,357,890	440,460	14,634,280	3,235,260	682,242					
ガス供給		ガス供給業	4	4	1,351,527				34,070	1,489,339				43,689					
生命保険業		事務所数割 従業者数割								33,200,495					340,876				
損害保険業		事務所数割 従業者数割								12,431,628					126,285				
少額短期保険業		事務所数割 従業者数割								32,805,868					342,436				
貿易保険業		事務所数割 従業者数割								12,467,279					131,045				
合計			132	133	46,590,694	435,731	14,592,709	3,179,324	299,956	325,120,879	444,596	22,625,141	34,991,875	3,175,805					

(注) 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ① + ②	利益法人 ④ + ⑤	欠損法人 ② + ⑤	計 ③ + ⑥	不申告人 法	休業中の人 法	清算中の 法人	所在不明 法人			
	2の県に またがるもの	3以上の 県にまたがるもの	計 ①	2の県に またがるもの	3以上の 県にまたがるもの	計 ②											
300万円未満	13	1	14	30	7	37	51	1,054	1,746	2,800	1,068	1,783	2,851	149	341	135	3
300万円以上1,000万円未満	49	5	54	68	7	75	129	3,604	5,821	9,425	3,658	5,896	9,554	81	783	544	12
1,000万円	70	11	81	53	13	66	147	1,182	1,591	2,773	1,263	1,657	2,920	10	122	320	8
1,000万円超5,000万円未満	82	34	116	42	12	54	170	1,054	976	2,030	1,170	1,030	2,200	11	59	256	2
5,000万円以上1億円未満	25	24	49	16	9	25	74	171	131	302	220	156	376	6	56		
1億円	10	8	18	2	3	5	23	27	19	46	45	24	69			15	
1億円超10億円未満	2	7	9	3	3	6	15	23	17	40	32	23	55	1	2	28	
10億円																	
10億円超50億円未満		6	6	1		1	7	2	1	3	8	2	10			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上	1	2	3	215	54	269	619	7,117	10,302	17,419	7,467	10,571	18,038	252	1,313	1,356	25
合計	252	98	350	215	54	269	619	7,117	10,302	17,419	7,467	10,571	18,038	252	1,313	1,356	25

(注) 令和3年2月1日から令和4年1月31までの間に事業年度が終了し、かつ、令和3年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合計			税額			
		法人数	うち連結申告法人人数	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち連結申告法人人数	所得金額	うち連結分			
300万円未満	1,783	772	1,004,025	160	914,717	40	358,475	91	1,591,274	3	189,479	2	278,985		2,851	1	4,336,955	702	227,658	24		
300万円以上 1,000万円未満	5,896	2,269	3,084,123	628	3,581,323	174	1,577,609	531	10,285,789	42	2,850,890	14	3,378,796		9,554	2	24,758,530	5,461	1,351,920	1,169		
1,000万円	1,657	3	575	862,540	214	1,242,602	68	608,878	343	7,908,769	37	2,495,703	26	5,421,378		2,920	13	18,539,870	407,635	1,255,426	37,492	
1,000万円超 5,000万円未満	1,030	5	335	527,238	145	847,962	47	420,993	402	9,727,387	125	8,567,564	113	24,032,801	3	6,304,750	2,200	19	50,428,695	2,610,021	3,674,931	257,166
5,000万円以上 1億円未満	156	1	34	55,139	17	94,731	6	51,943	78	2,161,799	36	2,670,569	46	13,122,014	3	8,107,247	376	13	26,263,442	2,335,210	2,280,061	209,072
1億円	24		3	3,875	2	12,386			10	337,522	9	685,221	19	4,950,903	2	3,720,829	69	6	9,710,736	3,537,575	1,925,079	262,264
1億円超 10億円未満																						
10億円																						
10億円超 50億円未満																						
50億円																						
50億円超 100億円未満																						
100億円以上																						
合計	10,546	9	3,988	5,536,940	1,166	6,693,721	335	3,017,898	1,455	32,012,540	252	17,459,426	220	51,184,877	8	18,132,826	17,970	54	134,038,228	8,896,604	10,715,075	767,187

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。

4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠損法人			左のうち付加価値額が0以下である法人		年所得400万円以下				年所得400万円超800万円以下				年所得800万円超1,000万円以下				年所得1,000万円超5,000万円以下				年所得5,000万円超1億円以下				
	法人 う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 価 値 の 資 本 金 等 額	資 本 金 等 額	法 人 数	資 本 金 等 額	法 人 数	所得 金 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額	法 人 数	所 金	得 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額	法 人 数	所 金	得 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額	法 人 数	所 金	得 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額	法 人 数	所 金	得 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額		
1億円超 10億円未満	22	8,642,521	12,001,345	3	710,000	4	9,204	169,297	756,900	千円	千円	千円	千円	2	17,445	406,145	780,000	3	75,894	2,659,207	1,012,058	7	486,048	2,206,521	2,716,600	
10億円		1,304,043	7,840,607											1	28,707	1,448,536	4,795,000	2	149,178	1,603,626	5,400,000					
50億円																										
50億円超 100億円未満																										
100億円以上																										
合計	24	9,946,564	19,841,952	3	710,000	4	9,204	169,297	756,900					2	17,445	406,145	780,000	4	104,601	4,107,743	5,807,058	9	635,226	3,810,147	8,116,600	

所得階層 資本金別	年所得1億円超10億円以下				年所得10億円超				合計								税額								
	法 人 数	所得 金 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額	法 人 数	所得 金 額	付 価 値 の 資 本 金 等 額	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	所得 金 額	う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 価 値 の 資 本 金 等 額	資 本 金 等 額	う ち 連 結 申 告 法 人 数	所得 割 う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 価 値 の 資 本 金 等 額	資 本 割 う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 価 値 の 資 本 金 等 額	資 本 割 う ち 連 結 申 告 法 人 数							
1億円超 10億円未満	13	4,740,283	15,547,983	3	7,869,731	4,990,814	12,571,164	1,803,737	54	8	10,319,688	1,231,051	42,202,838	7,718,946	26,940,371	3,664,378	225,208	56,826	1,051,838	222,991	215,336	36,650			
10億円										2	23,674,774	10,133,587	60,442,013	17,472,970	36,621,835	2,941,000	264,759	42,434	983,582	125,293	304,096	35,710			
50億円超 50億円未満																5,228	2,980	33,663	17,762	6,608	3,932				
50億円超 100億円未満																162,409	3,905	448,873	23,469	158,355	11,894				
100億円以上	1	328,272	7,873,122	65,513,460	2	7,113,935	43,766,995	351,762,247	3	1	7,442,207	328,272	51,640,117	7,873,122	417,275,707	65,513,460	634,121	132,988	2,298,900	573,738	2,978,002	507,483			
合計	14	5,068,555	23,421,105	73,383,191	10	35,601,638	112,423,967	372,152,212	67	11	41,436,669	11,692,910	154,284,968	33,065,038	480,837,913	72,118,838	1,322,757	249,392	4,912,160	989,849	3,683,670	596,798			

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 このほか(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益						
	特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人分			左以外の法人分			特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人分			左以外の法人分			特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人分			左以外の法人分			特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人分			左以外の法人分			
	報酬給与額総額	外國分報酬給与額	非課税事業分報酬給与額	課税対象報酬給与額	課税対象報酬給与額	課税対象報酬給与額	純支払利子総額	外國分支払利子	非課税事業分純支払利子	課税対象支払利子	課税対象支払利子	純支払利子	純支払賃借料総額	外國分支借料	非課税事業分純支払賃借料	課税対象純支払賃借料	課税対象純支払賃借料	純支払賃借料	外國分單年度損益額	非課税事業分單年度損益額	課税対象單年度損益額	課税対象單年度損益額	課税対象單年度損益額	課税対象單年度損益額	
第一号第七イ十ニ掲げる二法第二人一分項	①	②	③	④-②-③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰	⑯+⑰
1億円超 10億円未満	千円	千円	千円	千円	42,226,266	42,226,266	千円	千円	千円	676,391	676,391	千円	千円	千円	2,516,853	2,516,853	千円	千円	千円	7,656,708	7,656,708	7,656,708	7,656,708	7,656,708	7,656,708
10億円					41,052,394	41,052,394				1,013,442	1,013,442				4,046,011	4,046,011				23,477,605	23,477,605	23,477,605	23,477,605	23,477,605	23,477,605
10億円超 50億円未満					43,671,529	43,671,529				4,956,559	4,956,559				2,866,716	2,866,716				7,770,480	7,770,480	7,770,480	7,770,480	7,770,480	7,770,480
50億円					126,950,189	126,950,189				6,646,392	6,646,392				9,429,580	9,429,580				38,904,793	38,904,793	38,904,793	38,904,793	38,904,793	38,904,793
50億円超 100億円未満					199,377	199,377				659,509	659,509				325,369	325,369				13,135,912	13,135,912	13,135,912	13,135,912	13,135,912	13,135,912
100億円以上					127,149,566	127,149,566				7,305,901	7,305,901				9,754,949	9,754,949				52,040,705	52,040,705	52,040,705	52,040,705	52,040,705	52,040,705
小計																									
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分																									
合計																									

(12) 付加価値割の内訳

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益							
	給与分	掛金分	掛金		控除分		労働者分	労働者派遣を受けた法人分	労働者派遣をした法人分	(7)うち控除分	支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	単年度利益を計上した法人分	単年度損失を計上した法人分	支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	単年度利益を計上した法人分	単年度損失を計上した法人分				
			①	③-④	②	③	④	⑥+⑦-⑧	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	単年度利益を計上した法人分	単年度損失を計上した法人分		
第一号第七イ十ニ掲げる二法第二人一分項	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	支払利子	受取利子		
1億円超 10億円未満	千円	千円	千円	千円	767,032	60,895	1,580,464	1,572,064	44,610	36,210	628,323	236,795	4,093,564	4,899,096	10,694,146	△ 3,037,438	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
10億円					464,047	464,047	815,933	815,933			1,028,196	25,823	5,579,217	1,849,800	23,703,482	△ 225,877										
10億円超 50億円未満					3,274,168	3,274,168					5,724,897	45,107,250	3,538,845	672,129	7,770,480											
50億円					196,594	381	381	2,403	2,403		656,809	1,246	324,125	7,224	13,320,435	△ 184,523										
50億円超 100億円未満					119,482,913	1,896,988	1,957,883	60,895	5,672,968	5,664,568	44,610	36,210	8,038,225	45,371,114	13,535,751	7,428,249	55,488,543	△ 3,447,838								
100億円以上					119,286,319	1,896,607	1,957,502	60,895	5,670,565	5,662,165	44,610	36,210	7,381,416	45,369,868	13,211,626	7,421,025	42,168,108	△ 3,263,315								
小計																										
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分																										
合計																										

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人(清算法人及び収入金額課税分を除く。)について記載した。

ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分 資本金別	付加価値額が 0以下である 法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合											
		70%以下			70%超~75%以下			75%超~80%以下			80%超~85%以下		
		法人数	法人数	付加価値額	控除額	法人数	法人数	付加価値額	控除額	法人数	法人数	付加価値額	控除額
第一号第七イナ二掲げる法人一分項	1億円超 10億円未満	3	3	1,268,502		2	2	3,243,153	128,150		3	2,719,393	257,280
	10億円												
	10億円超 50億円未満		1	1,273,822						1	9,273,271	529,241	1
	50億円												
	50億円超 100億円未満									1	35,755,978	2,572,434	
	100億円以上												
	小計	3	4	2,542,324		2	3,243,153	128,150		2	45,029,249	3,101,675	4
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分		1	8	13,876,667						1	171,067	2,997	
	合計	4	12	16,418,991		2	3,243,153	128,150		3	45,200,316	3,104,672	4

区分 資本金別	収益配分額に占める報酬給与額の割合												
	85%超~90%以下			90%超~95%以下			95%超~100%以下			合計(70%超分)			
	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	
第一号第七イナ二掲げる法人一分項	1億円超 10億円未満	3	2,154,132	497,559	11	7,176,194	979,263	29	36,514,843	8,836,812	48	51,807,715	10,699,064
	10億円												
	10億円超 50億円未満			5	42,640,458	6,370,333		2	16,353,186	2,212,158	9	68,315,630	9,130,225
	50億円												
	50億円超 100億円未満												
	100億円以上			1	10,221,262	2,348,140		1	13,288,043	2,704,592	3	59,265,283	7,625,166
	小計	3	2,154,132	497,559	17	60,037,914	9,697,736	32	66,156,072	13,753,562	60	179,388,628	27,454,455
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分					1	442,532	9,320	1	△ 170,097	4,152	3	443,502	16,469
	合計	3	2,154,132	497,559	18	60,480,446	9,707,056	33	65,985,975	13,757,714	63	179,832,130	27,470,924

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資 本 金		法 人 税 法 上 の 資 本 金 等 の 額	法 第 72 条の 21 第 1 項 第 1 号 に 係 る 算 分	法 第 72 条の 21 第 1 項 第 2 号 及 び 第 3 号 に 係 る 控 除 分	法 附 則 第 9 条 第 1 項 ~ 第 3 項、第 11 項、 第 12 項 及 び 第 19 項 に 係 る 控 除 分	収 入 金 額 課 税 分	月 数 按 分 後 の 資 本 金 等 の 額	持 株 控 除 分	外 国 事 業 分	非 課 稅 事 業 分	法 附 則 第 9 条 第 4 項 ~ 第 7 項 に 係 る 控 除 分	資 本 圧 縮 措 置 前 の 資 本 金 等 の 額	資 本 圧 縮 措 置 分	課 税 対 象 資 本 金 等 の 額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫ $(7) - (8) - (9) - (10) - (11)$	⑬	⑫ - ⑬ ⑭	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第法 一第 号七 内 イ十 に二 掲条 げの る二 法第 人一 小 分項 第三 号イ に掲 げの る法 人	1 億 円 超 10 億 円 未 滿 10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 滿 50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 滿 100 億 円 以 上 外 国 法 人 計	20,428,699 26,622,471 24,234,696 34,932,194 456,548,903 668,871,916 501,212,298 730,426,581	千円	千円	千円	千円	26,940,375 36,621,835 675,125,337 738,687,547 2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	千円	千円	千円	千円	26,940,375 36,621,835 675,125,337 738,687,547 2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	千円	千円	26,940,375 36,621,835 417,275,707 480,837,917 2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871
法第 人一 小 分項 第三 号イ に掲 げの る法 人	内 国 法 人 外 国 法 人 計	2,107,912 2,954,324 2,107,912 2,954,324	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871	2,954,324 2,954,324 2,954,324 741,641,871
合	計	503,320,210 733,380,905	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	2,954,324 741,641,871	483,792,241

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人					
	法 人 数	持 株 特 例 適 用 前 の 資 本 金 等 の 額	法 人 数	持 株 特 例 適 用 前 の 資 本 金 等 の 額	特 定 子 会 社 の 株 式 又 は 出 資 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 資 本 金 等 の 額	① - ② ③	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
法第 七十二 条の二 第一項 第一号イ に掲 げる 法人分	100 億 円 未 滿 100 億 円 以 上 500 億 円 未 滿 500 億 円 以 上 1000 億 円 未 滿 1000 億 円 以 上 2000 億 円 未 滿 2000 億 円 以 上 3000 億 円 未 滿 3000 億 円 以 上 4000 億 円 未 滿 4000 億 円 以 上 5000 億 円 未 滿 5000 億 円 以 上 小 計	64 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 12	63,562,210 32,479,037 65,513,460 577,132,840 738,687,547 2,954,324 741,641,871	67 738,687,547	2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324 2,954,324	12	741,641,871	741,641,871
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	合 計	79	741,641,871	2,954,324	741,641,871	741,641,871	741,641,871	

(16) 資本割の圧縮措置

区分 圧縮前資本金等の額別	法 人 数	圧縮前資本金等の額 ①	資 本 圧 縮 額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
		千円	千円	千円
法 第七 500億円以下 500 億 円 超 1000 億 円 以 下	65	96,041,247		96,041,247
十 2000 億 円 以 下	1	65,513,460		65,513,460
二 3000 億 円 以 下				
条 3000 億 円 超 4000 億 円 以 下				
の 4000 億 円 超 5000 億 円 以 下				
二 5000 億 円 超 6000 億 円 以 下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
第 6000 億 円 超 7000 億 円 以 下				
一 7000 億 円 超 8000 億 円 以 下				
項 8000 億 円 超 9000 億 円 以 下				
第 9000 億 円 超 1兆円以下				
一 1兆円超 2兆円以下				
号 2兆円超 3兆円以下				
イ 3兆円超 4兆円以下				
に 4兆円超 5兆円以下				
掲 5兆円超				
げ る				
法 人 分 小 計	67	738,687,547	257,849,630	480,837,917

区分 圧縮前資本金等の額別	法 人 数	圧縮前資本金等の額 ①	資 本 圧 縮 額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
		千円	千円	千円
法 第七 500億円以下 500 億 円 超 1000 億 円 以 下	12	2,954,324		2,954,324
十 2000 億 円 以 下				
二 3000 億 円 以 下				
条 3000 億 円 超 4000 億 円 以 下				
の 4000 億 円 超 5000 億 円 以 下				
二 5000 億 円 超 6000 億 円 以 下				
第一項 6000 億 円 超 7000 億 円 以 下				
第三号 7000 億 円 超 8000 億 円 以 下				
イ 8000 億 円 超 9000 億 円 以 下				
イ 9000 億 円 超 1兆円以下				
イ 1兆円超 2兆円以下				
イ 2兆円超 3兆円以下				
イ 3兆円超 4兆円以下				
イ 4兆円超 5兆円以下				
イ 5兆円超				
法人分 小 計	12	2,954,324		2,954,324
合 計	79	741,641,871	257,849,630	483,792,241

(17) 徴収猶予

区分 資本金別	前年度までの徴収猶予分								本年度における徴収猶予分													
	現事業年度分				過事業年度分				本年度中の当初徴収猶予額													
	前年度までの当初徴収猶予額の総計 ①	前年度までに納付された額の総計 ②	前年度までに猶予を取消した額の総計 ③	前年度までに納付を免除等した額の総計 ④	前年度末の徴収猶予残額 ⑤	法第72条の38の2 法第72条の38の2 第1項第1号又は第1項第2号又は 第6項第1号該当 第6項第2号該当 ⑥	小計 ⑥ + ⑦ ⑧	法第72条の38の2 法第72条の38の2 第1項第1号又は第1項第2号又は 第6項第1号該当 第6項第2号該当 ⑨	小計 ⑩	本年度中の当初徴収猶予額 ⑪												
	件数	猶予額	件数	納付額	件数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額
1 億円超 10億円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
10 億円																						
10 億円超 50億円未満																						
50 億円																						
50 億円超 100億円未満																						
100 億円以上																						
合計																	A			B		

区分 資本金別	本年度中に納付された額 ⑬		本年度中に猶予を取消した額 ⑭		本年度中に納付を免除等した額 ⑮		本年度中の徴収猶予額の増加額 ⑯		本年度末の当初分徴収猶予額の総計 ⑰		本年度末における徴収猶予残額 ⑯ + ⑯ ⑯		徴収猶予期間						調定額		徴収猶予率	
													徴収猶予期間									
													徴収猶予期間									
	件数	納付額	件数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額
1 億円超 10億円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
10 億円																						
10 億円超 50億円未満																						
50 億円																						
50 億円超 100億円未満																						
100 億円以上																						
合計																	C 10,061,727	D 186,383			%	%

(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調

区分	資本区分	分割法人					県内法人					合計					税額			
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
電気	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1 億円以下	1	68,330	千円	千円	千円	22	22	8,232,713	30,395	千円	千円	23	23	8,301,043	30,395	千円	千円	262,618
		1 億円超						22	22	8,232,713	30,395			23	23	8,301,043	30,395			262,618
	合計	1 1	68,330																	
供給	法第72条の2第1項第3号に掲げる法人	1 億円超						11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	1,964,230
		1 億円以下	2	31,205	1,686	99	100	6,461,557	468,778					101	102	6,492,762	470,464			152,648
		1 億円超				99	100	6,461,557	468,778					101	102	6,492,762	470,464			152,648
	合計	2 2	31,205	1,686		5	5	1,729,291	172,062					5	5	1,729,291	172,062			29,311
ガス供給業	1 億円超					5	5	1,729,291	172,062											29,311
生命保険業	1 億円超																			313,423
	合計																			313,423
損害保険業	1 億円超																			317,664
	合計																			317,664
少額短期保険業	1 億円超																			
	合計																			
貿易保険業	1 億円超																			
	合計																			
合計	1 億円以下	3	3	99,535	1,686	126	127	16,423,561	671,235					129	130	16,523,096	672,921			444,577
	1 億円超					11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858			11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	2,595,317
	合計	3 3	99,535	1,686		137	138	47,601,442	13,744,994	7,796,173	2,265,858			140	141	47,700,977	13,746,680	7,796,173	2,265,858	3,039,894

(注) 1 令和3年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。

3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和3年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。

4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区分	法人			個人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額
林業			千円		千円
鉱物の掘採事業	1	1	747,257		
農業	51	51	212,879		
計	52	52	960,136		

(注) 1 法人にあっては令和3年2月1日から令和4年1月31までの間に事業年度が終了したものの確定申告分（確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。）について、個人にあっては現年課税分について記載した。

2 分割法人（個人）については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人（個人）について記載した。

3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

4 地 方 消 費 稅 に 関 す る 調

(1) 調 定 額

区 分	前年度2、3月調定額	令 和 3 年 度 計		(単位：千円) うち2、3月調定額
		調 定 額	合 計	
譲渡割	3,061,819	29,117,986	2,665,724	
貨物割	290,029	2,356,812	564,864	
合 計	3,351,848	31,474,798	3,230,588	

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

区 分	I 期収入・支出額等	II 期収入・支出額等	III 期収入・支出額等	IV 期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清 算 対 象 額	6,440,762	11,318,570	6,143,711	7,611,050	31,514,093
一 般 財 源	2,916,627	5,135,462	2,777,290	3,450,454	14,279,833
社 会 保 障 財 源	3,524,135	6,183,108	3,366,421	4,160,596	17,234,260
清 算 金 収 入 額 (a)	6,052,740	9,730,444	7,136,582	8,159,623	31,079,389
一 般 財 源	2,740,571	4,413,436	3,230,198	3,698,184	14,082,389
社 会 保 障 財 源	3,312,169	5,317,008	3,906,384	4,461,439	16,997,000
清 算 金 支 出 額 (b)	302,991	590,910	298,057	207,449	1,399,407
一 般 財 源	137,562	268,176	134,881	93,944	634,563
社 会 保 障 財 源	165,429	322,734	163,176	113,505	764,844
差 引 (a) - (b)	5,749,749	9,139,534	6,838,525	7,952,174	29,679,982
一 般 財 源	2,603,009	4,145,260	3,095,317	3,604,240	13,447,826
社 会 保 障 財 源	3,146,740	4,994,274	3,743,208	4,347,934	16,232,156
地 方 消 費 税 交 付 金 額	6,095,250	10,229,036	6,491,105	7,781,605	30,596,996
一 般 財 源	2,759,819	4,640,350	2,936,297	3,527,343	13,863,809
社 会 保 障 財 源	3,335,431	5,588,686	3,554,808	4,254,262	16,733,187

(注)1 令和3年度分について記載した。

2 清算及び交付の時期の区分は次による。

I 期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月

II 期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月

III 期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月

IV 期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月

3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

5 不動産取得税に関する調

(1) 家屋

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			法第73条の14第1項(法附則第11条第8項及び第11項による読み替えを含む。)から第3項まで及び第5項に該当するものでその価格の全額がこれらの規定に規定する金額以下のもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの			控除額	課税標準の特例を適用したあとで該当する免税点に満たないもの	減免等される前の税額	法第73条の2第7項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで、法附則第11条の4及び第62条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの	法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの	調定額																			
							法第73条の14第6項から第8項まで及び第10項から第14項まで並びに法附則第11条第8項及び第11項による読み替えを含む。)から第3項まで及び第5項に該当するもの(②に該当するもの(②)に該当するものを除く。)に該当するもの(②⑤に該当するものを除く。)	計 ④+⑤																										
	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	左の内訳	件数	金額	件数	金額											
	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			(6)			(7)			(8)			(9)									
	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	(イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)	件数	住宅部分	住宅以外の部分	件数	金額	(10)	(11)	(9)-(10)-(11)							
木造	建築分	専用住宅	17	106	2,723	4,767	443,133	38,848,979	1,093	170,197	14,706,795	86,410	2	3,364	900	10,926,372	902	10,929,736	131	18,187	16,170	962	3,760,889	3,760,889	112,785		112,785							
		併用住宅								16,487	1,286,313	78,020		6,175	68	690,885	68	697,060					589,253	589,253	18,750		18,750							
		非住宅部分							5,047	390,218	77,317		3,580					3,580					386,638	386,638	14,388		14,388							
		小計		87	21,534	1,676,531	77,855	3	9,755	68	690,885	71	700,640									87	975,891	589,253	386,638	33,138	33,138							
		その他	1	19	31				454	66,255	3,484,189	52,588										454	3,484,189	23,735	3,460,454	139,151	138,888							
	承継分	専用住宅	1	80	60	615	79,364	1,732,459	3,406	573,532	6,720,379	11,718	5	13,119	968	11,617,257	973	11,630,376	131	18,187	16,170	1,503	8,220,969	4,373,877	3,847,092	285,074	1	263	284,811					
		併用住宅							29,886	284,055	9,505		8		16,609	8	16,609						2,844	5,605,803	5,605,803	168,045	38	2,079	1	39	165,927			
		非住宅部分							36,200	188,054	5,195												267,446	267,446	8,790			8,790						
		小計		194	66,086	472,109	7,144		8		16,609	8	16,609									194	455,500	267,446	188,054	6,739	6,739							
		その他		368	79,891	630,959	7,898		1		1,034	1	1,034									368	629,925	14,207	615,718	25,028	25,028							
		小計	1	80	60	615	79,364	1,732,459	3,406	573,532	6,720,379	11,718	16	29,151	16	29,151						3,406	6,691,228	5,887,456	803,772	208,602	38	2,079	1	39	206,484			
	計 A			19	205	2,814	5,382	522,497	40,581,438	5,040	831,518	26,587,894	31,975	5	13,119	984	11,646,408	989	11,659,527	131	18,187	16,170	4,909	14,912,197	10,261,333	4,650,864	493,676	38	2,079	202	491,295			
非木造	建築分	専用住宅	12	51	1,408	578	33,938	3,578,808	82	13,790	1,415,769	102,666		61	774,701	61	774,701	3	255	397	79	640,671	640,671	19,217			19,217							
		併用住宅							7,097	935,315	131,790		1	675,208	1	675,208						260,107	260,107	8,585			8,585							
		非住宅部分							1,134	136,757	120,597											136,757	136,757	4,688			4,688							
		小計		3	8,231	1,072,072	130,248		1		675,208	1	675,208								3	396,864	260,107	136,757	13,273	13,273								
		その他		300	154,884	11,872,956	76,657		62		1,449,909	62	1,449,909	3	255	397	382	12,910,491	941,782	11,968,709	507,396	1	325	33	97,650	376,931								
		小計	12	51	1,408	578	33,938	3,578,808	385	176,905	14,360,797	81,178		62							300	11,872,956	41,004	11,831,952	474,906	1	325	33	97,650	409,421				
	承継分	専用住宅							126	13,554	891,663	592	252,243	11,458,796	45,428	1	12,224	51	1,238,440	52	1,250,664	3	255	397	974	23,118,623	3,643,250	19,475,373	888,681	4	466	33	97,650	790,565
		併用住宅							29	9,587	221,647	23,120		2	10,032	2	10,032					29	211,615	119,313	92,302	7,269			7,269		296,564			
		非住宅部分							252	175,231	7,426,586	42,382	1	12,224		1	12,224					252	7,414,362	5,883	38,030,820	13,904,583	24,126,237	1,382,357	42	2,545	35	97,952	1,281,860	
		小計		126	13,554	891,663	592	252,243	11,458,796	45,428	1	12,224	113	2,688,349																				

(2) 家屋の価格段階別

区分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円以下のもの ④		30万円を超える 50万円以下のもの ⑤		50万円を超える 350万円以下のもの ⑥		350万円を超える 420万円以下のもの ⑦			
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格		
木造	建築専用住宅	5	194	千円	10	1,566	6	1,297	8	2,091	26	10,218	273	482,238	248	1,005,023
	建築併用住宅	1	31								1	399	3	8,935		
	その他										11	4,658	167	327,776	30	115,935
	承継専用住宅	8	473	35	5,209	38	7,787	51	13,423	117	47,552	2,708	4,640,481	168	647,551	
	承継併用住宅			2	259	2	422	2	545	13	5,249	141	252,273	14	53,004	
	その他	1	119	33	4,875	9	1,848	14	3,630	52	20,379	217	299,339	13	49,498	
小計		15	817	80	11,909	55	11,354	76	19,921	220	88,455	3,509	6,011,042	473	1,871,011	
非木造	建築専用住宅	7	654	5	671	1	221	7	1,936	13	5,021	50	65,799	16	63,303	
	建築併用住宅															
	その他							5	1,311	2	824	65	119,698	12	47,266	
	承継専用住宅	2	131	1	124	1	211	6	1,662	3	1,313	91	207,622	26	100,892	
	承継併用住宅			2	303	5	1,036	4	1,100	6	2,268	83	25,877			
	その他												131,096	9	34,369	
小計		9	785	8	1,098	7	1,468	22	6,009	24	9,426	301	550,092	63	245,830	
合計		24	1,602	88	13,007	62	12,822	98	25,930	244	97,881	3,810	6,561,134	536	2,116,841	

区分	420万円を超える 450万円以下のもの ⑧		450万円を超える 1,000万円以下のもの ⑨		1,000万円を超える 1,100万円以下のもの ⑩		1,100万円を超える 1,200万円以下のもの ⑪		1,200万円を超える 1,300万円以下のもの ⑫		1,300万円を超える 1,400万円以下のもの ⑬		1,400万円を超える 1,500万円以下のもの ⑭			
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格		
木造	建築専用住宅	209	916,380	千円	2,628	20,438,367	881	9,245,871	581	6,664,672	369	4,585,391	213	2,863,806	140	2,019,204
	建築併用住宅			18	150,927	8	84,544	9	104,694	5	62,872	6	81,692	4	58,407	
	その他	13	56,476	137	951,833	15	157,250	10	115,200	7	87,661	6	80,071	6	87,222	
	承継専用住宅	54	235,194	263	1,489,741	4	41,657	4	46,485	1	12,103	1	13,422	1	14,852	
	承継併用住宅	1	4,460	17	90,936											
	その他	4	17,527	15	95,704	1	10,800	3	33,989	2	25,418	1	13,777	1	14,918	
小計		281	1,230,037	3,078	23,217,508	909	9,540,122	607	6,965,040	384	4,773,445	227	3,052,768	152	2,194,603	
非木造	建築専用住宅	1	4,436	442	2,670,174	17	180,634	32	367,562	26	325,992	13	176,673	15	217,336	
	建築併用住宅	3	12,846	59	404,184	5	53,056	4	44,823	6	74,539	2	27,225	7	100,543	
	その他	6	25,944	199	1,373,927	7	73,536	19	215,448	11	140,547	4	54,660	12	171,373	
	承継専用住宅			10	70,737	3	31,192									
	承継併用住宅	7	30,532	49	331,212	2	21,438	3	34,734	6	73,761	5	67,928	2	28,857	
	その他															
小計		17	73,758	759	4,850,234	34	359,856	58	662,567	49	614,839	24	326,486	36	518,109	
合計		298	1,303,795	3,837	28,067,742	943	9,899,978	665	7,627,607	433	5,388,284	251	3,379,254	188	2,712,712	

区分	1,500万円を超えるもの		1,600万円を超えるもの		1,700万円を超えるもの		1,800万円を超えるもの		1,900万円を超えるもの		2,000万円を超えるもの		合計			
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格		
木造	建築専用住宅	88	1,359,504	56	918,788	36	628,612	21	387,801	8	155,110	71	1,872,364	5,877	53,558,497	
	建築併用住宅	9	140,357	4	65,029	4	70,312	2	37,388	2	38,316	12	772,659	87	1,676,531	
	建築その他	4	60,800	2	33,289	4	70,229	3	54,854	4	77,554	34	1,203,149	455	3,484,220	
	承継専用住宅	1	15,557	2	33,516			2	37,002			2	47,825	3,460	7,349,830	
	承継併用住宅					1	17,035					2	64,961	194	472,109	
	承継その他											1	22,103	368	630,959	
	小計	102	1,576,218	64	1,050,622	45	786,188	28	517,045	14	270,980	122	3,983,061	10,441	67,172,146	
	非木造	建築専用住宅	2	31,336	1	16,348	6	105,129	6	110,755	2	39,617	10	612,388	672	4,995,985
	非木造	建築併用住宅										3	1,072,072	3	1,072,072	
	非木造	建築その他	1	15,078	3	49,451	4	71,284	6	110,944	5	97,117	111	10,642,767	300	11,872,956
木造	承継専用住宅	24	373,211	1	16,426						2	38,742	22	1,906,457	437	4,702,226
	承継併用住宅										1	19,177	3	74,664	29	221,647
	承継その他	2	31,201	2	32,355	10	174,527	3	55,437	1	19,966	51	6,354,466	252	7,426,586	
	小計	29	450,826	7	114,580	20	350,940	15	277,136	11	214,619	200	20,662,814	1,693	30,291,472	
	合計	131	2,027,044	71	1,165,202	65	1,137,128	43	794,181	25	485,599	322	24,645,875	12,134	97,463,618	

(3) 土地

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの				課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格			
住宅用地	822	m ²	千円	千円		m ²	千円	千円		m ²	千円	千円		千円		m ²	千円			
上記以外の宅地	50	56,817	20,056	40,112		2,983	1,994	3,989		771	8,918	8,049,913	20,828,786	41,657,572						
農地	967	1,282,473	22,480	22,480	1	9,656	982	982	1,205	12,000,934	647,222	647,222	526	3,049,136	99,933					
山林	319	450,533	556	556					204	7,096,099	82,138	82,138	1	45,385	111					
その他	96	208,127	649	649					88	3,531,822	45,385	45,385	527	45,481,453	100,044					
計	2,254	2,000,933	45,735	67,786	1	9,656	982	982	11,186	34,947,220	23,128,099	45,481,453	527	100,044						

(注) 1 令和3年度課税分について記載した。

2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。

3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区分	課税標準額 ③-④-⑤	減免等される前 の税額 ⑥	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧			法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨			⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの ⑩			法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑪			調定額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪
			件数 ⑦	減額した額 千円 ⑧	件数 ⑨	減額した額 千円 ⑩	件数 ⑪	減額した額 千円 ⑫	件数 ⑭	減額した額 千円 ⑮	件数 ⑯	減額した額 千円 ⑰	件数 ⑱	減免等した額 千円 ⑲	
住宅用宅地	千円 20,828,786	千円 624,287	1,427	千円 58,719	719	千円 44,540			33	千円 1,504	1	千円 13		千円 519,511	
上記以外の宅地	1,524,568	45,667	63	1,404	20	1,022			107	1,349	3	26		43,241	
農地	547,289	15,337												13,962	
山林	82,138	2,444												2,444	
その他	45,274	1,343												1,343	
計	23,028,055	689,078	1,490	60,123	739	45,562			140	2,853	4	39		580,501	

(4) 土地の価格段階別

区分	10万円未満のもの ①		10万円以上 13万円以下のもの ②		13万円を超え 20万円以下のもの ③		20万円を超え 150万円以下のもの ④		150万円を超え 200万円以下のもの ⑤		200万円を超え 500万円以下のもの ⑥		500万円を超え 1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超える もの ⑨		合計 ⑩	
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格
住宅用宅地	833	千円 20,691	46	千円 5,189	108	千円 17,807	4,362	千円 3,705,755	1,248	千円 2,155,133	2,457	千円 7,148,023	448	千円 3,067,497	167	千円 2,280,465	71	千円 2,448,282	9,740	千円 20,848,842
上記以外の宅地	58	千円 2,524	11	千円 1,291	43	千円 7,225	469	千円 323,371	61	千円 104,598	121	千円 383,770	35	千円 238,722	17	千円 226,293	6	千円 238,768	821	千円 1,526,562
農地	983	千円 23,212	86	千円 9,762	204	千円 33,838	835	千円 437,750	35	千円 60,957	27	千円 85,769	3	千円 19,396				千円 2,173	670,684	
山林	320	千円 651	57	千円 6,437	51	千円 8,331	86	千円 40,692	4	千円 6,556	4	千円 14,470	1	千円 5,557				千円 523	82,694	
その他	99	千円 834	16	千円 1,790	23	千円 3,705	40	千円 17,694	2	千円 3,343	3	千円 9,029	1	千円 9,639				千円 184	46,034	
計	2,293	千円 47,912	216	千円 24,469	429	千円 70,906	5,792	千円 4,525,262	1,350	千円 2,330,587	2,612	千円 7,641,061	488	千円 3,340,811	184	千円 2,506,758	77	千円 2,687,050	13,441	千円 23,174,816

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第8項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法第73条の14第8項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第8項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第10項に該当するもの(防災街区整備事業)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第11項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)(実績)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	
家屋	建築分	4,731	千円 49,346,605	千円	千円	4	千円 5,075	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		145	1,951,122	658	1,915,289	4	5,075	2	672	6	5,747																
	承継分	小計	4,876	51,297,727	658	1,915,289																					
		土地	4,876	51,297,727	658	1,915,289																					
計		4,876	51,297,727	658	1,915,289																						

区分	法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(認定生活困窮者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI(公共施設等))		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準によった場合)(実績)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
家屋	建築分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		526	100,339	526	100,339	526	100,339																					
	承継分	小計																										
		土地																										
計																												

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項 第1号イ (不動産特定共同事業契約:小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項 第1号ロ (不動産特定共同事業契約:小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号イ (不動産特定共同事業契約:特定期定家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号ロ (不動産特定共同事業契約:建替永久家屋)		法附則第11条第12項 第2号ハ (不動産特定共同事業契約:新築特定家屋)		法附則第11条第13項 (健康サポート薬局)		法附則第11条第14項 (低未利用土地)		法附則第11条第15項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条第16項 (帰還・移住等環境整備推進法人)		法附則第11条第17項 (居住誘導区域等権利設定等促進計画)					
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
建築分 家 承継分 屋 小計 土地 計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円

区分	法附則第11条第18項 (鉄道建設・運輸施設整備支援機構)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替農用地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替農用地)		法附則第51条の2 (津波被災区域で行う土地改良事業)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		合計					
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
建築分 家 承継分 屋 小計 土地 計		千円		千円	1	8,045		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	5,280	55,527,927		
					1	12,224																		806	3,898,112			
					2	20,269																		6,086	59,426,039			
					9,691	22,286,980																	10,219	22,387,991				
					9,691	22,286,980																	16,305	81,814,030				

(6) 減額、納税義務の免除、徵収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの(附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用住宅用土地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの(特例適用住宅用土地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの(特例適用住宅用土地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準不適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準不適合既存住宅用土地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの(耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家	減額をしたもの 納税義務を免除したもの	1	千円 325	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
屋	徵収猶予をしたもの																	
土	減額をしたもの 納税義務を免除したもの		1,098	57,039	16	849	435	18,401	680	29,396								
地	徵収猶予をしたもの																	
合計		1	325	1,098	57,039	16	849	435	18,401	680	29,396							

区分	法第73条の27の3に該当するもの(被取用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの(譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの(第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの(農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの(土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第2項を含む。)に該当するもの(心身障害者多數雇用事業所)		法附則第11条の4第3項に該当するもの(サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの(販売再販事業(住宅))		法附則第11条の4第6項(第7項を含む。)に該当するもの(販売再販事業(土地))	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家	減額をしたもの 納税義務を免除したもの		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
屋	徵収猶予をしたもの																	
土	減額をしたもの 納税義務を免除したもの																	
地	徵収猶予をしたもの																	
合計					105	1,201	105	1,201					41	2,220	33	1,504		

区分	法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの		法附則第62条第1項に該当するもの(耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家	減額をしたもの 納税義務を免除したもの		千円	千円	千円	千円	千円	千円	35	97,952	42	2,545
屋	徵収猶予をしたもの								35	97,952		
土	減額をしたもの 納税義務を免除したもの	2	148						4	39	2,262	107,189
地	徵収猶予をしたもの								39	97,991	111	1,388
合計		2	148						39	97,991	2,450	209,074

6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥) ⑦	調定額
				法第75条の2 第1号に該当する者 ②	法第75条の2 第2号に該当する者 ③	法第75条の2 第3号に該当する者 ④	法第75条の3 第1号に該当する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当する者 ⑦		
ゴルフ	18ホールを超えるもの		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
			1,200円								
			1,100円以上 1,200円未満								
			1,000円以上 1,100円未満								
			800円超 1,000円未満	1	29,812	60	7,298	145	44	33	22,232
			800円								
			600円以上 800円未満								
			400円以上 600円未満	3	74,639	113	13,886	501		35	60,104
			400円未満								27,543
			小計	4	104,451	173	21,184	646	44	68	82,336
ゴルフ	18ホール		1,200円								
			1,100円以上 1,200円未満								
			1,000円以上 1,100円未満								
			800円超 1,000円未満	1	24,720	32	2,912	29			21,747
			800円								
			600円以上 800円未満	1	23,114	66	3,842	20			19,186
			400円以上 600円未満	7	169,523	497	27,735	509		26	140,756
			400円未満								68,329
			小計	9	217,357	595	34,489	558		26	181,689
ゴルフ	18ホール未満9ホールを超えるもの		500円以上								
			400円以上 500円未満								
			300円以上 400円未満								
			300円未満								
			小計								
ゴルフ	9ホール		500円以上								
			400円以上 500円未満	2	18,141	260	4,439	89		27	13,326
			300円以上 400円未満								
			300円未満								
			小計	2	18,141	260	4,439	89		27	13,326
											5,331
			計	15	339,949	1,028	60,112	1,293	44	121	277,351

(注) 1 「施設数」欄には、令和4年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。

2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和3年3月1日から令和4年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。

3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額
乗用車	普通車	9 自家用 計	10,351 5,253 10,360 5,253	27	9 5,098 15,371,778	千円 30,021	千円	千円 30,021	千円 600
	小型車	57 自家用 計	11,312 3,164 11,369 3,213	216	8 8,148 13,838,273	30,629	15,000	3,500 15,368,278 15,398,299	320,871 321,471
	計	66 自家用 計	21,663 8,417 21,729 8,466	243	17 13,246 29,210,051	60,650	15,000	15,629 13,838,273 13,853,902	238 292,120 292,358
	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	338 自家用 計	1,346 425 1,684 554	129	209	2,907,413	402,500	2,504,913	14,225
	けん引車	74 自家用 計	12 5 86 8	3	71	937,950	1,641,500	3,837,668	63,762
	被けん引車	41 自家用 計	14 4 55 4	5	78	1,058,291	2,044,000	6,342,581	77,987
	トラック	74 自家用 計	74 3 86 8	7	937,950	937,950	1,058,291	10,787	8,112
	貨客兼用車	41 自家用 計	14 4 55 4	9	41 10 51	448,504 78,066 526,570	448,504 78,066 526,570	2,341	8,970
	計	465 自家用 計	465 141 3,227 1,287 3,692 1,428	12	324 3,240 7,596,769 11,895,066	4,298,297 4,298,297 1,687,000 2,089,500	402,500 3,895,797 5,909,769 9,805,566	31,395 31,395 118,302 149,697	88
	バス	465 自家用 計	465 141 3,227 1,287 3,692 1,428	11 7 60 78	3 1 21 25	63,600 10,838 123,868 198,306	30,000 7,000 42,000 30,000	33,600 3,838 81,868 49,000	336 38 1,892 2,266
三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計	三輪の小型自動車 自家用 計

区分		新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額
特種用途車	計	348 自家用 計 967 897 25,569 26,466	32 309 341 236 10,052 10,288	4 69 73 4 312 316	316 310 626 661 15,517 16,178	千円 4,508,724 1,895,896 6,404,620 8,942,109 38,826,584 47,768,693	千円 176,750 339,500 516,250 45,000 586,250 2,072,000 45,000	千円 4,331,974 1,556,396 5,888,370 586,250 8,310,859 36,754,584 2,658,250 45,065,443	千円 30,946 28,187 59,133 63,553 761,372 824,925	千円
四輪乗用車	計	12 自家用 計 14,854 10,342	1 10,341 27	11 27	4,501 4,512	15,849 6,745,869 6,761,718			15,849	293
四輪トラック	計	217 自家用 計 5,632	7 80 87	210 5,335 5,545	226,892 5,554,659 5,781,551				6,745,869 6,761,718 226,892 5,554,659 5,781,551	71,823 72,116 4,438 110,015 114,453
三輪車	計	229 自家用 計 20,257 10,421 20,486 10,429	8 27 27	221 9,836 10,057	242,741 12,300,528 12,543,269				242,741 12,300,528 12,543,269	4,731 181,838 186,569
総計	計	1,126 自家用 計 45,826 20,473 46,952 20,717	244 339 343	4 882 25,353 26,235	9,184,850 51,127,112 60,311,962		45,000 586,250 2,072,000 45,000	8,553,600 586,250 49,055,112 2,658,250	68,284 943,210 943,210 57,608,712	1,011,494

(注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。

2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、第150条、法第445条、法第446条、第447条、法附則第12条の2の10第1項、第2項、第3項、第29条の8の2、第53条の2第1項から第3項及び第57条第1項から第3項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。

3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。

4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。

5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。

6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。

7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーの自動車と0ナンバーの軽自動車を記載した。

8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和3年2月から令和4年1月（市町村への払い込みが令和3年4月から令和4年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区分	新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
乗用車	普通車	営業用	17	17	16	50	50		千円	千円
		自家用	10,489	12,324	4,192	27,005	25,551	17	1,454	1,721,888
		計	10,506	12,341	4,208	27,055	25,601	17	1,454	1,721,888
	小型車	営業用	33	23	25	81	81			
		自家用	7,039	12,915	4,056	24,010	22,923	21	1,087	850,504
		計	7,072	12,938	4,081	24,091	23,004	21	1,087	850,504
	計	営業用	50	40	41	131	131			
		自家用	17,528	25,239	8,248	51,015	48,474	38	2,541	2,572,392
		計	17,578	25,279	8,289	51,146	48,605	38	2,541	2,572,392
自動車税 環境性能割	けん引車・被けん引車を除いたものの	営業用	364	626	434	1,424	1,347		77	186,701
		自家用	1,451	2,408	1,112	4,971	4,852		119	231,343
		計	1,815	3,034	1,546	6,395	6,199		196	418,044
		営業用	49	94	91	234	223		11	41,106
		自家用	17	8	3	28	24		4	8,259
	トラック	計	66	102	94	262	247		15	49,365
		営業用	33	43	55	131	125		6	12,377
		自家用	13	7	7	27	25		2	2,254
		計	46	50	62	158	150		8	14,631
		営業用	8	12	32	52	52			
バス	貨客兼用車	自家用	1,221	1,386	746	3,353	3,297		56	50,725
		計	1,229	1,398	778	3,405	3,349		56	50,725
		営業用	454	775	612	1,841	1,747		94	240,184
		自家用	2,702	3,809	1,868	8,379	8,198		181	292,581
		計	3,156	4,584	2,480	10,220	9,945		275	532,765
	三輪の小型自動車	営業用	21	10	34	65	63		2	8,849
		一般乗用	50	47	72	169	167		2	1,942
		自家用	49	93	37	179	172		7	5,497
		計	120	150	143	413	402		11	16,288
		営業用								142

区分		新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ④-⑤	取 得 價 額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
特種用途車		営業用 自家用 計	201 446 647	450 632 1,082	371 467 838	1,022 1,545 2,567	954 1,505 2,459	68 40 108	千円 182,355 76,859 259,214	千円 182,355 76,859 259,214	千円 1,315 1,370 2,685
計		営業用 自家用 計	776 20,725 21,501	1,322 29,773 31,095	1,130 10,620 11,750	3,228 61,118 64,346	3,062 58,349 61,411	166 2,769 2,935	433,330 2,947,329 3,380,659	433,330 2,947,329 3,380,659	3,395 60,644 64,039
軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車		営業用 自家用 計	10 22,862 22,872	7 33,694 33,701	11 8,559 8,570	28 65,115 65,143	28 64,342 64,370	773 773	526,214 526,214	526,214 5,538
	四輪トラック		営業用 自家用 計	137 5,561 5,698	88 10,552 10,640	126 1,896 2,022	351 18,009 18,360	343 17,690 18,033	8 319 327	4,293 187,005 191,298	4,293 86 3,678
	三輪車		営業用 自家用 計	147 28,423 28,570	95 44,246 44,341	137 10,455 10,592	379 83,124 83,503	371 82,032 82,403	8 1,092 1,100	4,293 713,219 717,512	4,293 86 9,216
	計		営業用 自家用 計	923 49,148 50,071	1,417 74,019 75,436	1,267 21,075 22,342	3,607 144,242 147,849	3,433 140,381 143,814	174 3,861 4,035	437,623 3,660,548 4,098,171	437,623 3,481 69,860
	総計		自家用 計	49,148 50,071	74,019 75,436	21,075 22,342	144,242 147,849	38 38	3,660,548 4,098,171	3,660,548 4,098,171	69,860 73,341

(注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の

記入を受けた台数を記載した。

2 「自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入（使用者変更）を受けたものを記載した。

3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。

4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区分	分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ①	②のうち身体障害者等に係るもの ②	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+ ⑤)	税額
乗用車	普通車	営業用	59	50	9	30,021			30,021	600
		自家用	37,356	30,804	44	6,552	17,093,666	3,500	17,090,166	358,001
		計	37,415	30,854	44	6,561	17,123,687	3,500	17,120,187	358,601
		営業用	138	130	8	30,629	15,000		15,629	238
		自家用	35,322	26,087	237	9,235	14,688,777		14,688,777	308,845
	小型車	計	35,460	26,217	237	9,243	14,719,406	15,000	14,704,406	309,083
		営業用	197	180	17	60,650	15,000		45,650	838
	計	自家用	72,678	56,891	281	15,787	31,782,443	3,500	31,778,943	666,846
		計	72,875	57,071	281	15,804	31,843,093	15,000	3,500	31,824,593
自動車税環境性能割	けん引車	営業用	1,762	1,476	286	3,094,114		402,500	2,691,614	15,510
		自家用	6,317	5,277	1,040	5,710,511		1,641,500	4,069,011	67,484
		計	8,079	6,753	1,326	8,804,625		2,044,000	6,760,625	82,994
		営業用	308	226	82	979,056			979,056	8,522
		自家用	40	29	11	128,600			128,600	2,864
	トラック	計	348	255	93	1,107,656			1,107,656	11,386
		営業用	172	125	47	460,881			460,881	9,217
	被けん引車	自家用	41	29	12	80,320			80,320	2,409
		計	213	154	59	541,201			541,201	11,626
		営業用	64	61	3	4,430			4,430	88
性能割	貨客兼用車	自家用	5,208	4,150	1,058	1,969,919		45,500	1,924,419	50,822
		計	5,272	4,211	1,061	1,974,349		45,500	1,928,849	50,910
		営業用	2,306	1,888	418	4,538,481		402,500	4,135,981	33,337
		自家用	11,606	9,485	2,121	7,889,350		1,687,000	6,202,350	123,579
		計	13,912	11,373	2,539	12,427,831		2,089,500	10,338,331	156,916
	バス	営業用	76	71	5	72,449	30,000		42,449	435
		一般乗用	176	173	3	12,780		7,000	5,780	77
		自家用	239	211	28	129,365		42,000	87,365	2,034
	三輪の小型自動車	計	491	455	36	214,594	30,000	49,000	135,594	2,546
		営業用								
		自家用								
		計								

区分		新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ①	②のうち身体障害者等に係るもの ②	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+⑤)	税額																																																																																												
特種用途車		<table border="0"> <tr><td>營業用</td><td>1,370</td><td>986</td><td>4</td><td>384</td><td>千円 4,691,079</td><td>千円 176,750</td><td>千円 4,514,329</td><td>千円 32,261</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>2,164</td><td>1,814</td><td>69</td><td>350</td><td>1,972,755</td><td>339,500</td><td>1,633,255</td><td>29,557</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,534</td><td>2,800</td><td>73</td><td>734</td><td>6,663,834</td><td>516,250</td><td>6,147,584</td><td>61,818</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	營業用	1,370	986	4	384	千円 4,691,079	千円 176,750	千円 4,514,329	千円 32,261	自家用	2,164	1,814	69	350	1,972,755	339,500	1,633,255	29,557	計	3,534	2,800	73	734	6,663,834	516,250	6,147,584	61,818																																																																營業用	4,125	3,298	4	827	9,375,439	45,000	586,250	8,744,189	66,948
營業用	1,370	986	4	384	千円 4,691,079	千円 176,750	千円 4,514,329	千円 32,261																																																																																														
自家用	2,164	1,814	69	350	1,972,755	339,500	1,633,255	29,557																																																																																														
計	3,534	2,800	73	734	6,663,834	516,250	6,147,584	61,818																																																																																														
計		自家用	86,687	68,401	350	18,286	41,773,913	2,072,000	39,701,913	822,016																																																																																												
計		計	90,812	71,699	354	19,113	51,149,352	45,000	2,658,250	48,446,102	888,964																																																																																											
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車		營業用	40	29	11	15,849	15,849	293																																																																																													
	自家用		自家用	79,957	74,683	27	5,274	7,272,083	7,272,083	77,361																																																																																												
	計		計	79,997	74,712	27	5,285	7,287,932	7,287,932	77,654																																																																																												
	四輪トラック		營業用	568	350	218	231,185	231,185	4,524																																																																																													
	自家用		自家用	23,424	17,770	5,654	5,741,664	5,741,664	113,693																																																																																													
	計		計	23,992	18,120	5,872	5,972,849	5,972,849	118,217																																																																																													
	三輪車		營業用	608	379	229	247,034	247,034	4,817																																																																																													
	自家用		自家用	103,381	92,453	27	10,928	13,013,747	13,013,747	191,054																																																																																												
	計		計	103,989	92,832	27	11,157	13,260,781	13,260,781	195,871																																																																																												
総計		營業用	4,733	3,677	4	1,056	9,622,473	45,000	586,250	8,991,223	71,765																																																																																											
自家用		自家用	190,068	160,854	377	29,214	54,787,660	2,072,000	52,715,660	1,013,070																																																																																												
計		計	194,801	164,531	381	30,270	64,410,133	45,000	2,658,250	61,706,883	1,084,835																																																																																											

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

工 取得価額段階別（新車）

区分	分	50万円 以下の 台数	50万円を超える 100万円以下のもの				100万円を超える 150万円以下のもの				150万円を超える 200万円以下のもの				200万円を超える 250万円以下のもの				250万円を超える 300万円以下のもの				300万円を超えるもの				合 計					
			台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領	台 数	取 得 価 額	税 領			
乗用車	普通車	営業用 自家用 計	20		千円	千円	2	2,942	88	552	1,018,032	22,968	825	1,856,636	38,318	2,262	6,136,463	122,367	1,457	6,357,705	137,130	5,098	15,371,778	320,871	9	30,021	600					
			20		2,942	88	552	1,018,032	22,968	825	1,856,636	38,318	2,263	6,139,152	122,421	1,465	6,385,037	137,676	5,107	15,401,799	321,471											
	小型車	営業用 自家用 計			2,852	14	3	5,241	105	2	4,383	56	1	2,689	54	8	27,332	546	9	30,629	238											
					1,848	2,490,318	44,375	5,522	9,534,371	212,201	596	1,329,006	26,857	176	465,868	8,398	6	18,153	63	8	30,838,273	292,120										
	計	営業用 自家用 計			2,852	14	3	5,241	105	2	4,383	56	1	2,689	54	9	45,485	609	17	60,650	838											
					1,850	2,493,260	44,463	6,074	10,552,403	235,169	1,421	3,185,642	65,175	2,438	6,602,331	130,765	1,463	6,376,415	137,419	13,246	29,210,051	612,991										
	けん引車・被けん引車	営業用 自家用 計			1,852	2,496,112	44,477	6,077	10,557,644	235,274	1,423	3,190,025	65,231	2,439	6,605,020	130,819	1,472	6,421,900	138,028	13,263	29,270,701	613,829										
					4	7	5,956	59	6	7,872	60	2	3,118	31		8	22,770	245	186	2,867,697	13,830	209	2,907,413	14,225								
自動車税環境性能割	トランク	営業用 自家用 計			30	16	13,627	257	199	257,397	4,731	36	60,978	1,135	28	60,959	1,805	113	307,210	5,552	529	4,778,997	50,282	921	5,479,168	63,762						
					34	23	19,583	316	205	265,269	4,791	38	64,096	1,166	28	60,959	1,805	121	329,980	5,797	715	7,646,694	64,112	1,130	8,386,581	77,987						
	被けん引車	営業用 自家用 計			4	3	2,016	60												71	937,950	8,112	71	937,950	8,112							
					4	3	2,016	60												7	120,341	2,675	7	120,341	2,675							
	貨客兼用車	営業用 自家用 計			3															41	448,504	8,970	41	448,504	8,970							
					3															7	76,050	2,281	10	78,066	2,341							
	バス	営業用 一般乗用車 自家用 計			4	7	5,956	59	8	10,780	118	3	4,640	61		8	22,770	245	298	4,254,151	30,912	324	4,298,297	31,395								
					37	19	15,643	317	497	689,297	17,433	477	742,011	21,541	72	157,028	4,685	240	661,221	11,957	635	5,331,569	62,369	1,940	7,596,769	118,302						
	三輪自動車	営業用 自家用 計			41	26	21,599	376	505	700,077	17,551	480	746,651	21,602	72	157,028	4,685	248	683,991	12,202	933	9,585,720	93,281	2,264	11,895,066	149,697						
																			3	63,600	336	3	63,600	336								
	特種用途車	営業用 自家用 計																	1	10,838	38	1	10,838	38								
					20	11	8,196	152	29	35,578	549	52	84,528	2,152	3	7,066	165	26	72,557	1,495	189	1,687,971	23,674	310	1,895,896	28,187						
	計	営業用 自家用 計			20	11	8,196	152	29	35,578	549	52	84,528	2,152	4	9,363	211	37	102,563	1,645	493	6,164,392	54,424	626	6,404,620	59,133						
					4	7	5,956	59	10	13,632	132	6	9,881	166	3	6,680	102	20	55,465	449	615	8,850,495	62,645	661	8,942,109	63,553						
	計	自家用 計			77	30	23,839	469	2,376	3,218,135	62,445	6,603	11,378,942	258,862	1,497	3,352,197	70,074	2,707	7,345,031	144,485	2,304	13,508,440	225,037	15,517	38,826,584	761,372						
					81	37	29,795	528	2,386	3,231,767	62,577	6,609	11,388,823	259,028	1,500	3,358,877	70,176	2,727	7,400,496	144,934	2,919	22,358,935	287,682	16,178	47,768,693	824,925						

区分	分類	50万円以下の台数	50万円を超える100万円以下のもの			100万円を超える150万円以下のもの			150万円を超える200万円以下のもの			200万円を超える250万円以下のもの			250万円を超える300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合計			
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	1	1	千円	19	6	千円	158	4	千円	116	3	千円	61	11	千円	309	11	千円	11	15,849	293	
		自家用	10,321	148	955	1,522	1,983	2,712,798	28,420	2,356	3,871,006	41,511	3	6,152	61	11	28,365	309	4,501	6,745,869	71,823			
		計	10,322	149	128,503	1,541	1,989	2,720,726	28,578	2,360	3,877,972	41,627	3	6,152	61	11	28,365	309	4,512	6,761,718	72,116			
	四輪トラック	営業用	6	28	25,550	450	182	201,342	3,988	42	64,410	1,287							210	226,892	4,438			
		自家用	64	2,423	2,207,630	43,933	2,870	3,282,619	64,795	42	64,410	1,287							5,335	5,554,659	110,015			
		計	70	2,451	2,233,180	44,383	3,052	3,483,961	68,783	42	64,410	1,287							5,545	5,781,551	114,453			
	三輪車	営業用																	221	242,741	4,731			
		自家用																	9,836	12,300,528	181,838			
		計																	10,057	12,543,269	186,569			
	計	営業用	7	29	26,505	469	188	209,270	4,146	4	6,966	116	3	6,152	61	11	28,365	309						
		自家用	10,385	2,571	2,335,178	45,455	4,853	5,995,417	93,215	2,398	3,935,416	42,798	3	6,152	61	11	28,365	309	9,836	12,300,528	181,838			
		計	10,392	2,600	2,361,683	45,924	5,041	6,204,687	97,361	2,402	3,942,382	42,914	3	6,152	61	11	28,365	309	10,057	12,543,269	186,569			
	総計	営業用	11	36	32,461	528	198	222,902	4,278	10	16,847	282	3	6,680	102	20	55,465	449	615	8,850,495	62,645	882	9,184,850	68,284
		自家用	10,462	2,601	2,359,017	45,924	7,229	9,213,552	155,660	9,001	15,314,358	301,660	1,500	3,358,349	70,135	2,718	7,373,396	144,794	2,304	13,508,440	225,037	25,353	51,127,112	943,210
		計	10,473	2,637	2,391,478	46,452	7,427	9,436,454	159,938	9,011	15,331,205	301,942	1,503	3,365,029	70,237	2,738	7,428,861	145,243	2,919	22,358,935	287,682	26,235	60,311,962	1,011,494

才 取得価額段階別（中古車）

区分	分類	50万円以下の台数	50万円を超える70万円以下のもの			70万円を超える90万円以下のもの			90万円を超える110万円以下のもの			110万円を超える130万円以下のもの			130万円を超える150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合計			
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
自動車税環境性能割	乗用車	普通車 営業用	36	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		自家用	18,934	422	249,006	5,300	268	213,964	4,503	188	186,577	4,131	149	177,678	3,732	112	156,700	3,720	315	737,963	15,744	1,454	1,721,888	37,130
		計	18,970	422	249,006	5,300	268	213,964	4,503	188	186,577	4,131	149	177,678	3,732	112	156,700	3,720	315	737,963	15,744	1,454	1,721,888	37,130
	小型車	営業用	68																					
		自家用	18,651	466	277,679	5,163	351	280,800	5,348	197	196,244	4,350	55	66,089	1,267	10	13,860	307	8	15,832	290	1,087	850,504	16,725
		計	18,719	466	277,679	5,163	351	280,800	5,348	197	196,244	4,350	55	66,089	1,267	10	13,860	307	8	15,832	290	1,087	850,504	16,725
	トランク	営業用	104																					
		自家用	37,585	888	526,685	10,463	619	494,764	9,851	385	382,821	8,481	204	243,767	4,999	122	170,560	4,027	323	753,795	16,034	2,541	2,572,392	53,855
		計	37,689	888	526,685	10,463	619	494,764	9,851	385	382,821	8,481	204	243,767	4,999	122	170,560	4,027	323	753,795	16,034	2,541	2,572,392	53,855
	けん引車	営業用	571	11	6,353	48	10	7,689	45	11	10,899	89	9	11,070	110	4	5,556	28	32	145,134	965	77	186,701	1,285
		自家用	3,363	25	15,011	190	13	10,299	165	6	5,784	96	14	16,161	254	3	4,074	81	58	180,014	2,936	119	231,343	3,722
		計	3,934	36	21,364	238</																		

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える70万円以下のもの				70万円を超える90万円以下のもの				90万円を超える110万円以下のもの				110万円を超える130万円以下のもの				130万円を超える150万円以下のもの				150万円を超えるもの				合計			
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
自動車税環境性能割	トラック	貨客兼用車	営業用	24	千円	千円	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円
		自家用	2,491	23	13,957	391	12	9,091	241	7	6,703	181	6	7,298	180	2	2,759	55	6	10,917	250	56	50,725	1,298	台数	取得価額	千円			
		計	2,515	23	13,957	391	12	9,091	241	7	6,703	181	6	7,298	180	2	2,759	55	6	10,917	250	56	50,725	1,298	台数	取得価額	千円			
		営業用	783	13	7,450	53	13	10,166	79	12	11,945	94	10	12,187	132	5	6,996	57	41	191,440	1,527	94	240,184	1,942	台数	取得価額	千円			
		計	5,878	49	29,537	587	26	20,254	432	13	12,487	277	20	23,459	434	6	8,223	178	67	198,621	3,369	181	292,581	5,277	台数	取得価額	千円			
		自家用	6,661	62	36,987	640	39	30,420	511	25	24,432	371	30	35,646	566	11	15,219	235	108	390,061	4,896	275	532,765	7,219	台数	取得価額	千円			
	バス	営業用	24	千円	千円	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	
		一般乗用車以外	58	1	571	12																								
		自家用	124	4	2,337	47																								
		計	206	5	2,908	59																								
		営業用	24	千円	千円	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	
軽自動車税環境性能割	三輪自動車	三輪自動車の小車	営業用	1,368	33	18,894	144	20	15,422	112	20	20,055	159	13	15,673	149	7	9,707	91	73	353,579	2,740	166	433,330	3,395	台数	取得価額	千円		
		自家用	44,596	946	561,468	11,155	648	517,539	10,325	405	402,327	8,937	228	271,974	5,541	132	184,401	4,331	410	1,009,620	20,355	2,769	2,947,329	60,644	台数	取得価額	千円			
		計	45,964	979	580,362	11,299	668	532,961	10,437	425	422,382	9,096	241	287,647	5,690	139	194,108	4,422	483	1,363,199	23,095	2,935	3,380,659	64,039	台数	取得価額	千円			
		営業用	27	千円	千円	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	
		自家用	64,315	433	254,743	2,802	301	234,779	2,371	39	36,692	365																		
		計	64,342	433	254,743	2,802	301	234,779	2,371	39	36,692	365																		
	四輪乗用車	四輪乗用車	営業用	331	8	4,293	86																							
		自家用	17,689	307	177,526	3,495	12	9,479	183																					
		計	18,020	315	181,819	3,581	12	9,479	183																					
		営業用	358	8	4,293	86																								
		自家用	82,004	740	432,269	6,297	313	244,258	2,554	39	36,692	365																		
総計	三輪車	三輪車	計	82,362	748	436,562	6,383	313	244,258	2,554	39	36,692	365																	
		営業用	1,726	41	23,187	230	20	15,422	112	20	20,055	159	13	15,673	149	7	9,707	91	73	353,579	2,740	174	437,623	3,481	台数	取得価額	千円			
		自家用	126,600	1,686	993,737	17,452	961	761,797	12,879	444	439,019	9,302	228	271,974	5,541	132	184,401	4,331	410	1,009,620	20,355	3,861	3,660,548	69,860	台数	取得価額	千円			
		計	128,326	1,727	1,016,924	17,682	981	777,219	12,991	464	459,074	9,461	241	287,647	5,690	139	194,108	4,422	483	1,363,199	23,095	4,035	4,098,171	73,341	台数	取得価額	千円			
		営業用	27	千円	千円	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	台数	取得価額	千円	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。

2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和3年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和3年度に取得したものと記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区分		賦課期日 現在	賦課期 現在台	(2)のうち 非課税	(2)のうち 課税免除	(2)のうち 差引	⑥のうち 合衆國軍隊の構成	⑥のうち グリーン化による軽課の適用を受けたもの	⑧のうち 75%	⑧のうち 50%	⑪のうち ガソリン車又はL-ゼル	⑫のうち ディーゼル	賦課期日 現在	⑯のうち に係る	⑯のうち に係る	⑯のうち に係る	⑯のうち に係る	年度末	年度末	年度末	㉑のうち 現	㉒のうち 現	㉓のうち 電気動力源とするもの	㉔のうち 天然ガスを動力源とするもの	㉕のうち プラグインハイブリッド車	㉖のうち 年度末	
業用	1,000cc 以下	17	17			17		2	2		130			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,000cc 超 1,500cc 以下	400	400			400		26	26	6	5	1	3,251		65		49	10	457						458		3,464
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,752	1,722			1,722		3	2	1	515	515	17,062		5	5	5,614		1,592						1,567		1,16,693
	2,000cc 超 2,500cc 以下	30	27			27		1	1	8	3	5	378		4		47	79	30						27		378
	2,500cc 超 3,000cc 以下	163	162			162				63	28	35	2,688				504	630	164						163		2,640
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2			2				1	1		38				21		2						2		38
	3,500cc 超 4,000cc 以下																										
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4			4				4	4		108				108		4						4		108
	4,500cc 超 6,000cc 以下	2	2			2				2	2		63				62		2						2		62
乗用	6,000cc 超																										
	小計	2,370	2,336			2,336		30	29	1	601	560	41	23,718		74	5	6,422	719	2,266				2,239	3	1	23,505
	1,000cc 以下	29,957	29,628	40	9	1,195	28,384	47		2,307	2,307		846,468	376		78,207		27,916	38	10	1,263	1,262	26,412	564	4	821,666	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	146,631	144,513	379	77	6,229	137,828	1,189		26,468	26,463	5	4,858,881	9,849		1,047,935		136,285	358	86	6,523	6,518	127,908	32	4,691,437		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	118,749	114,757	815	129	4,475	109,338	2,581		28,061	27,905	156	4,418,178	35,756		1,266,887		111,817	759	136	4,723	4,723	103,057	904	4,270,611		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	50,406	48,351	272	11	1,247	46,821	850		15,141	14,715	426	2,148,150	15,874		724,627		20,299	47,977	241	12	1,320	1,320	44,538		2,081,769	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	11,664	10,719	66	117	10,536	315			6,808	4,922	1,886	558,577	5,905		276,852		106,116	10,624	59	122			9,559	4	531,269	
	(旧税率適用分) 3,000cc 超 3,500cc 以下	6,511	6,208	15	2	6,191	206			2,677	2,508	169	362,939	3,914		161,018		10,728	6,094	11	2			5,790		349,460	
	3,500cc 超 4,000cc 以下	2,047	1,766	2		1,764	35			510	509	1	117,832	665		37,708		76	1,967	2				1,697		114,524	
	4,000cc 超 4,500cc 以下	1,150	993	4		989	15			795	787	8	81,907	285		67,452		658	1,044	3				891		78,669	
車	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,478	1,409	7		1,402	7			519	519		127,268	154		51,524			1,405	6				1,334		123,658	
	6,000cc 超	63	63			63				17	17		7,230			2,169			66					65		7,005	
	小計	368,656	358,407	1,600	345	13,146	343,316	5,245		83,303	80,652	2,651	13,527,430	72,778		3,714,379	145,157	345,195	1,477	368	13,829	13,823	321,251	564	944	13,070,068	
	1,000cc 以下	9,385	9,385	12	1	282	9,090		104	52	52		225,638		338	650		14,452	16	2	451	451	13,988	127		286,350	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	12,471	12,471	12	5	341	12,113		3,633	3,286	347		290,306		26,288	5,378		21,100	33	7	547	547	20,499		405,612		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	9,015	9,015	73	3	203	8,736		2,143	1,835	308		259,407		16,515	5,544		13,551	97	7	316	315	13,131	28	337,321		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	3,196	3,196	15		66	3,115		1,341	1,332	9		92,019		14,652	198		5,262	19		118	118	5,112		131,711		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	616	616	9	2	3	602		182	182			23,014		2,275			1,051	10	5	3	3	1,033	</td			

区分	現在登録台数 ①	賦課期日現在台数 ②	賦課期日現在台数 ③	②のうち非課税台数 ④	②のうち課税免除台数 ⑤	②のうち差引課税台数 ⑥	⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分 ⑦	⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの ⑧	⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの ⑨	⑥のうち75%減免のもの ⑩	⑥のうち50%減免のもの ⑪	⑪のうちガソリン車又はL車 ⑫	⑪のうちディーゼル車 ⑬	賦課期日現在登録台数 ⑭	⑭のうち⑦に係る調定額 ⑮	⑭のうち⑨に係る調定額 ⑯	⑭のうち⑩に係る調定額 ⑰	⑭のうち⑪に係る調定額 ⑯	⑭のうち⑫に係る調定額 ⑯	年度末登録台数 ⑯	年度末現在台数 ⑯	年度末現在課税免除台数 ⑯	年度末現在身体障害者等に係る登録台数 ⑯	年度末現在電気自動車登録台数 ⑯	年度末現在天然ガスハイブリッド車登録台数 ⑯	年度末現在ガソリン車登録台数 ⑯	年度末現在ガソリンハイブリッド車登録台数 ⑯	年度末現在ガソリン車登録台数 ⑯	
三輪の小型自動車	自家用	15	14			14		14		14		14		104		104		104		17				16			108		
	計 D	15	14			14		14		14		14		104		104		104		17				16			108		
特種用途車	自家用	5,274	5,236			108	5,128			1,311	141	1,170	189,879		1,499	42,925	5,300		123	123	5,163					190,537			
	計 E	19,970	19,710	2,486	327	1,912	14,985	6	2	2	4,805	426	4,379	206,933	117	10	13,136	106,602	14,612	2,400	317	2,086	9,910			205,669			
合計 A + B + C + D + E		510,257	498,071	5,729	947	16,160	475,235	5,278	7,473	6,736	737	130,656	84,931	45,725	16,399,308	73,440	60,413	12,345	3,781,497	1,008,979	507,338	5,531	969	17,830	17,690	473,205	698	973	16,246,042

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和3年3月9日付け総税都第16号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和3年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。また、令和4年3月10日付け総税都第15号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和4年4月以降に抹消処理等を行った車両については「年度末現在登録台数」欄から除いている。

2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」の合計台数を記載した。

3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条、法附則第54条第1項及び第2項の規定により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、法附則第54条第3項及び条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。

4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」(平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達)による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。

5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定(グリーン化特例)の適用を受けた自動車の台数を記載した。

6 「⑭のうち⑦に係る調定額」、「⑭のうち⑩に係る調定額」、「⑭のうち⑫に係る調定額」及び「⑭のうち⑯に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。

7 「⑯のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。

8 ロータリーエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。

9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

8 鉱 区 税 に 関 す る 調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は 延長	件 数	面積又は 延長	件 数	面積又は 延長	
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外 石油又は天然ガス鉱区	6	百アール 1,655	百アール	6	百アール 1,658 千円 221
	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外 石油又は天然ガス鉱区	41	5,002		41	5,018 2,007
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区		法第180条第1項第2号に規定する鉱区 法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区		千メートル	千メートル		千メートル
合 計			47			47	2,228

9 狩猟税に関する調

	区分	税率	狩猟者登録総件数	調定額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者			
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	273	千円 3,358
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	41	336
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	97	795
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	135	2,227
	所得割額の納付を要しない者		25	192
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	3	16
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	12	66
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	10	110
	課税免除		616	
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの		611	
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの		5	
	所得割額の納付を要する者		4	20
⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4			
⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4			
⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8	
⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4	
⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8	
所得割額の納付を要しない者				
⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉒ 上記に該当しないもの	5,500円			
課税免除		10		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの		10		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの				
所得割額の納付を要する者		49	337	
㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4			
㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4			
㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	6	25	
㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41	
㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	33	271	
所得割額の納付を要しない者		1	3	
㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉞ 上記に該当しないもの	5,500円			
課税免除		179		
㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの		178		
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの		1		
第係二種登録		16	61	
㉟ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
㉟ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの		4		
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの				
㉟ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉟ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉟ 上記に該当しないもの	5,500円	10	55	
(1) ~ (43) の合計		1,173	3,971	

10 軽油引取税に関する調査

(1) 軽油の引取数量等

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区分	免 軽 使 用 数	税 油 者 等	数 量	みなし課税		引取課税		普通徵収		通告処分・告発	
				件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法第百四十四条の五 法第百四十四条の六	輸出課税小計A	49	キロリットル 57,215		千円 57,215		千円		千円		千円
法附則第十二条の二の七第一項	船舶 自衛隊(機械等) 鉄道事業又は軌道事業 農業等 林業等 セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く) 生コンクリート製造業 鉱物の掘採事業 とび・土工工事業 鉱さいバス製造業 港湾運送業 倉庫業 貨物利用運送事業 鉄道貨物積卸業 航空運送サービス業 廃棄物処理事業 木材加工業 木材市場業 バクタイ肥料製造業 索道事業 小計B	2,335 6 6 6,556 73 11 1 51 1 5 5 1 5 5 1 5 11 30 2 1 10	38,736 418 5,232 19,429 5,224 180 13 12,593 78 35 1,461 140 1 34 152 595 15 151 226 84,713	3 2	69 67						
法附則第十二条の二の七第五項関係 法附則第十二条の二の七第六項関係 アメリカ合衆国軍隊関係 外国公館等の暖房用ボイラーアー関係 合計	C D E F A+B+C+D+E+F	3	23,670	5	136						

(注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るもの記載した

2 「林業等」欄には、素材生産業を含む

3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

4 「みなし課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。

5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2 第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。

2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」（平成元年12月28日付け自治府第103号（自治省税務局长通達））に係る免税軽油の数量の合計を記載した。

3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和4年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数（主たる事務所又は事業所を含む。）を記載した。

11 徴収状況に関する調

区分	調定額		納期内収入額				滞納額				滞納額③のうち整理済額					
	①		②				①-②				③のうち整理済額					
	件数	税額	件数	左のうち証紙徵収に係るもの	税額	左のうち証紙徵収に係るもの	件数	左のうち徵収猶予等に係るもの	税額	左のうち徵収猶予等に係るもの	件数	左のうち徵収猶予等に係るもの	税額	左のうち徵収猶予等に係るもの		
現年課税分	法人県民税	32,055	千円 2,715,315	27,905		千円 2,574,294	千円 4,150		千円 141,021		千円 3,935		千円 134,097		千円 18 1,306	
	法人事業税	17,640	27,291,016	15,293		26,676,383	2,347		614,633		2,267		585,785		千円 19 12,162	
	個人事業税	12,141	1,041,487	10,850		936,152	1,291		105,335		1,192		88,401		千円 2 50	
	不動産取得税	15,323	1,862,361	14,186		1,757,351	1,137		105,010		1,064		95,294			
	自動車税 環境性能割	19,113	888,964	19,112	12,230	888,948	570,500	1	16							
	自動車税 種別割	505,117	16,246,042	447,408	21,788	14,928,181	375,846	57,709	1,317,861		56,103		1,258,979		千円 65 2,598	
	軽油引取税	1,887	13,545,264	1,520		7,730,166		367	5,815,098	5,315,932	367	236	5,815,098	5,315,932		
	その他の県税	11,354	23,246,521	11,321		23,237,733		33	8,788		33		8,788			
	計 A	614,630	86,836,970	547,595	34,018	78,729,208	946,346	67,035	236	8,107,762	5,315,932	64,961	236	7,986,442	5,315,932	104 16,116
	滞納繰越分 B	3,587	360,036					3,587		360,036		1,384		236,452		75 4,305
合計 A + B		618,217	87,197,006	547,595	34,018	78,729,208	946,346	70,622	236	8,467,798	5,315,932	66,345	236	8,222,894	5,315,932	179 20,421

区分	滞納額③のうち整理済額		収入計		⑥のうち還付未済額		欠損処分		整理未済額		
	差押徵収⑤		②+④+⑤		⑥		⑦		①-⑥+⑦-⑧		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
現年課税分	法人県民税	26	千円 475	31,884	千円 2,710,172		千円 15	千円 349	千円 156	千円 4,794	
	法人事業税	9	296	17,588	27,274,626				52	16,390	
	個人事業税	9	1,008	12,053	1,025,611				88	15,876	
	不動産取得税	6	548	15,256	1,853,193				67	9,168	
	自動車税 環境性能割	192	7,797	19,112	888,948		4	114	1	16	
	自動車税 種別割			503,768	16,197,555				1,345	48,373	
	軽油引取税			1,887	13,545,264						
	その他の県税			11,354	23,246,521						
	計 A	242	10,124	612,902	86,741,890				463	1,709	94,617
滞納繰越分 B		155	13,025	1,614	253,782				12,277	1,728	93,977
合計 A + B		397	23,149	614,516	86,995,672				12,740	3,437	188,594

(注)

1 個人県民税(均等割及び所得割) 及び地方消費税を除くその他の県税について、令和4年5月末日現在により記載した。

2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。

3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。

4 納期内収入額②の「左のうち証紙徵収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。

5 滞納額③及び任意徵収④の「左のうち徵収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。

6 過誤納金で充当したものは、任意徵収とした。

7 「滞納処分徵収」欄には、公売処分による徵収及び交付要求又は参加差押による徵収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

区分	件数	税額
財産差押額①	108	8,851
換価猶予額②	49	21,177
滞納処分の停止額③	20	2,662
徴収猶予額④	12	3,696
徴収嘱託額⑤		
交付要求額⑥	80	2,487
⑥のうち参加差押に係るもの		292
分納誓約額⑦		
その他⑧	3,168	149,721
計	3,437	188,594

(注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。

2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額						
	過疎法	企業立地法	地域未来投資促進法	半島振興法	原発地域振興法	地域再生法	計
事業税 個人 法人	千円 13,311	千円	千円	千円	千円 2,224	千円	千円 15,535
不動産取得税	5,095		34,277	1,976	8,409		49,757
固定資産税(特例分)							
計	18,406		34,277	1,976	10,633		65,292

14 地 方 税 に 関 す る 争 訟 に 関 す る 調

(1) 不服申立て

区分	要 处 理 件 数			处 理 濟 件 数						翌年度への繰越
	前 年 度 か ら の 繰 越	本 年 度 発 生	合 計	却 下	棄 却	一部 取 消	全 部 取 消	取 下	合 計	
賦課	個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取り税 その他の税		1	1						1
徴収	上記以外									
	合 計		1	1						1

(2) 訴 訟

区分	前 年 度 末 係 属 件 数 ①	当該年度中 発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中 の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末 係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				27以前	28	29	30	元	2		取 下	却 下	和 解	勝 訴	一部敗訴	敗 訴		1 審	2 審	3 審
賦課	個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取り税 その他の税																			
徴収	滞納処分 その他 その他																			
	合 計		1	1													1	1	1	

15 犯則事件に関する調

区分	前年度からの繰越件数	犯則摘発		通告処分			通告履行		告発			不問		通知処分件数	時効完成件数	翌年度への繰越件数				
		処未	分済	履未	行済	件数	左の脱税額	件数	左の脱税額	通告額	件数	履行額	件数	左の脱税額	直告発	通告不履行による告発件数	件数	左の脱税額	件数	左の脱税額
法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕						千円			千円	千円	千円	千円					千円			
法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
その他 の 税 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				
合 計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																				

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区分		延滞金	還付加算金 (充当したものと含む。)
件数	額	6,183	968
		82,713 千円	5,120 千円

(2) 過少申告加算金等

区分	過少申告加算金			不申告加算金			重加算金			合計		
	件数	金額	千円	件数	金額	千円	件数	金額	千円	件数	金額	千円
法人事業税	50	257	千円	72	810	千円	209	12,613	千円	331	13,680	千円
ゴルフ場利用税										0	0	
軽油引取税	20	25	千円	1	3	千円			千円	21	28	千円
その他	3	10	千円	8	26	千円			千円	11	36	千円
計	73	292	千円	81	839	千円	209	12,613	千円	363	13,744	千円

17 徴稅費に関する調 (累年比較)

(単位 : 千円)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
税収入	予算額(イ)	184,047,079	142,662,839	145,305,405	144,586,888	152,067,039	
	調定期額(ロ)	186,395,263	144,854,136	147,671,560	148,191,472	153,932,428	
	収入額(ハ)	184,260,899	142,930,479	145,874,817	146,191,197	152,435,844	
人件費	職員給	586,861	575,357	586,097	580,183	596,827	
	諸手当	25,820	24,592	26,876	22,161	23,349	
	手当	1,312	1,204	1,078	842	740	
	その他の手当	293,943	284,097	290,645	293,583	294,507	
	小計	321,075	309,893	318,599	316,586	318,596	
	その他の人件費	213,630	208,384	207,647	217,047	205,218	
	計	1,121,566	1,093,634	1,112,343	1,113,816	1,120,641	
徴用費	旅費	6,553	7,078	6,245	1,902	1,983	
	需用費	54,221	59,585	64,829	61,642	63,648	
	通信費	55,651	54,752	53,662	51,003	50,653	
	備品費	4,049	3,789	201	186	150	
	その他の	44,056	45,082	45,142	44,020	47,491	
	計	157,977	163,208	163,834	156,851	161,942	
	税	個人県民税徴収扱費	1,875,592	1,879,191	1,888,143	1,893,613	1,885,591
費取扱費等	内訳	納税義務者数分	1,818,090	1,818,251	1,822,039	1,826,874	1,815,324
	内訳	払込金額分	964	689	455	391	444
	内訳	その他の	56,538	60,251	65,649	66,348	69,823
	内訳	地方消費税徴収扱費	217,913	80,003	90,902	87,076	81,316
	内訳	納税貯蓄組合補助金	2,796	2,796	2,791	2,699	2,714
	内訳	特別徴収義務者に対する交付金等	333,712	341,152	343,131	328,472	327,205
	内訳	特別地方消費税 ゴルフ場利用税 軽油引取税	333,712	341,152	343,131	328,472	327,205
合計	その他	2,229	2,142	2,196	2,130	1,930	
	計	2,432,242	2,305,284	2,327,163	2,313,990	2,298,756	
合計(二)		3,718,338	3,569,204	3,609,585	3,586,559	3,583,322	

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税収入に対する 徴税費の割合	対予算額 ^(二) _(イ)	% 2.02	% 2.50	% 2.48	% 2.48	% 2.36
	対調定期額 ^(二) _(ロ)	1.99	2.46	2.44	2.42	2.33
	対収入額 ^(二) _(ハ)	2.02	2.50	2.47	2.45	2.35
徴税吏員等数	吏 員	人 172	人 170	人 169	人 166	人 171
	そ の 他					
	計 (ホ)	172	170	169	166	171
	臨 時 職 員	9	9	10	10	9
徴税吏員1人当たり徴税額	^(ハ) _(ホ)	千円 1,071,284	千円 840,768	千円 863,165	千円 880,670	千円 891,438
徴税吏員1人 当たり徴税費	人件費(含旅費)	6,559	6,475	6,619	6,721	6,565
	物件費(含徴収取扱費等)	15,059	14,520	14,740	14,885	14,390
	計 ^(二) _(ホ)	21,618	20,995	21,358	21,606	20,955
県 税 部 等 数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、臨時職員については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。

2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。

3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び臨時職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 税務機構に関する調

事務別税務職員配置数

区分	総務関係		直税関係		間税関係		徴収関係		合計	
	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等
本 庁	人 17	人 1	人 3	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 22	人 1
事務所等	25		55	1	15	1	54	6	149	8
計	42	1	58	1	16	1	55	6	171	9

第四 調定収入状況

1 住民税

(1) 調定収入状況

ア 県税部別の状況

(単位：千円、%)

区 分	調定額 収入額								収入歩合							
									3年 度		2年 度		増減			
	県民税 A	前年比	市町村民税 B	前年比	計 (A+B)=C	前年比	県民税 D	市町村民税 E	計 (D+E)=F	県民税 G	住民税 H	県民税 I	住民税 J	県民税 G-I=K	住民税 H-J=L	
東 青	現年課税分	8,558,487	99.0	13,018,971	99.0	21,577,458	99.0	8,474,585	12,891,345	21,365,930	99.0	99.0	98.9	98.9	0.1	0.1
	滞納繰越分	418,088	93.7	635,969	93.7	1,054,057	93.7	92,264	140,347	232,611	22.1	22.1	21.4	21.4	0.7	0.7
	計	8,976,576	98.8	13,654,940	98.8	22,631,516	98.8	8,566,849	13,031,692	21,598,541	95.4	95.4	95.1	95.1	0.3	0.3
中 南	現年課税分	6,674,700	101.1	10,171,899	101.1	16,846,599	101.1	6,612,976	10,077,840	16,690,816	99.1	99.1	99.1	99.1	0.0	0.0
	滞納繰越分	234,010	86.9	356,608	86.9	590,618	86.9	61,900	94,304	156,204	26.5	26.4	27.7	27.7	△ 1.2	△ 1.3
	計	6,908,710	100.5	10,528,507	100.5	17,437,217	100.5	6,674,876	10,172,144	16,847,020	96.6	96.6	96.3	96.3	0.3	0.3
三 八	現年課税分	8,431,982	101.1	12,831,140	101.0	21,263,123	101.0	8,331,945	12,678,945	21,010,890	98.8	98.8	98.6	98.6	0.2	0.2
	滞納繰越分	327,831	99.4	498,855	99.4	826,686	99.4	95,176	144,802	239,978	29.0	29.0	29.6	29.6	△ 0.6	△ 0.6
	計	8,759,813	101.0	13,329,995	101.0	22,089,808	101.0	8,427,121	12,823,747	21,250,868	96.2	96.2	96.0	96.0	0.2	0.2
西 北	現年課税分	2,774,536	102.3	4,238,454	102.3	7,012,989	102.3	2,753,404	4,206,171	6,959,575	99.2	99.2	99.3	99.3	△ 0.1	△ 0.1
	滞納繰越分	81,597	78.1	124,656	78.0	206,253	78.1	25,539	39,014	64,553	31.3	31.3	31.8	31.8	△ 0.5	△ 0.5
	計	2,856,133	101.4	4,363,109	101.4	7,219,242	101.4	2,778,943	4,245,185	7,024,128	97.3	97.3	96.8	96.8	0.5	0.5
上 北	現年課税分	5,579,069	100.1	8,493,649	100.1	14,072,718	100.1	5,536,802	8,429,297	13,966,099	99.2	99.2	99.2	99.2	0.0	0.0
	滞納繰越分	163,487	81.6	248,955	81.6	412,442	81.6	49,263	75,009	124,272	30.1	30.1	31.0	31.0	△ 0.9	△ 0.9
	計	5,742,555	99.4	8,742,604	99.4	14,485,160	99.4	5,586,065	8,504,307	14,090,372	97.3	97.3	96.8	96.8	0.5	0.5
下 北	現年課税分	1,935,661	100.4	2,946,257	100.4	4,881,918	100.4	1,914,049	2,913,370	4,827,419	98.9	98.9	99.2	99.2	△ 0.3	△ 0.3
	滞納繰越分	81,176	83.1	123,509	83.1	204,685	83.1	17,470	26,582	44,052	21.5	21.5	23.1	23.1	△ 1.6	△ 1.6
	計	2,016,837	99.6	3,069,766	99.5	5,086,603	99.5	1,931,520	2,939,952	4,871,472	95.8	95.8	95.5	95.5	0.3	0.3
計	現年課税分	33,954,435	100.4	51,700,370	100.4	85,654,805	100.4	33,623,762	51,196,968	84,820,730	99.0	99.0	98.9	98.9	0.1	0.1
	滞納繰越分	1,306,189	90.2	1,988,552	90.2	3,294,741	90.2	341,612	520,058	861,669	26.2	26.2	26.6	26.6	△ 0.4	△ 0.4
	計	35,260,624	100.0	53,688,922	100.0	88,949,546	100.0	33,965,374	51,717,026	85,682,400	96.3	96.3	96.0	96.0	0.3	0.3

イ 市町村別の状況

(単位：千円、%)

区分	調定期額				収入額		不納欠損額		収入未済額		収入歩合			
	県民税	前年比	住民税	前年比	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	住民税前年	
市	青森市	8,491,632	98.8	21,406,287	98.8	8,099,539	20,417,872	32,553	82,062	359,540	906,353	95.4	95.4	95.0
	弘前市	4,912,815	100.0	12,387,274	100.0	4,747,463	11,970,352	14,935	37,658	150,417	379,264	96.6	96.6	96.2
	八戸市	7,352,385	101.3	18,530,829	101.3	7,071,538	17,822,988	28,102	70,829	252,744	637,012	96.2	96.2	96.0
	黒石市	715,613	101.3	1,809,707	101.3	691,686	1,749,200	1,065	2,694	22,861	57,814	96.7	96.7	96.1
	五所川原市	1,239,167	99.7	3,129,460	99.7	1,210,233	3,056,390	6,643	16,776	22,291	56,294	97.7	97.7	97.2
	十和田市	1,704,950	95.9	4,301,841	95.9	1,673,283	4,221,941	7,357	18,564	24,309	61,336	98.1	98.1	97.5
	三沢市	1,422,842	100.7	3,584,238	100.7	1,383,507	3,485,150	4,786	12,056	34,549	87,031	97.2	97.2	96.9
	むつ市	1,620,912	99.2	4,087,735	99.2	1,558,506	3,930,354	5,517	13,913	56,889	143,468	96.1	96.1	96.1
	つがる市	605,081	102.0	1,530,185	102.0	595,126	1,505,010	1,066	2,697	8,889	22,478	98.4	98.4	97.9
	平川市	624,344	101.6	1,580,227	101.6	604,477	1,529,944	3,213	8,133	16,653	42,149	96.8	96.8	96.6
計		28,689,741	99.8	72,347,782	99.8	27,635,360	69,689,200	105,239	265,382	949,142	2,393,199	96.3	96.3	96.0
東津軽郡	平内町	285,684	97.7	720,926	97.7	276,144	696,853	829	2,093	8,710	21,980	96.7	96.7	96.7
	今別町	39,398	101.6	99,767	101.6	38,256	96,875	104	265	1,038	2,628	97.1	97.1	97.0
	蓬田村	53,996	95.1	136,691	95.1	50,098	126,823			3,898	9,868	92.8	92.8	91.5
	外ヶ浜町	105,866	96.9	267,845	96.9	102,811	260,117	23	58	3,032	7,670	97.1	97.1	96.9
	計	484,943	97.5	1,225,229	97.5	467,310	1,180,669	956	2,415	16,677	42,145	96.4	96.4	96.2
西津軽郡	鰯ヶ沢町	168,204	99.0	425,479	99.0	164,861	417,023	144	365	3,199	8,091	98.0	98.0	97.3
	深浦町	117,407	100.7	297,458	100.7	115,774	293,322	66	168	1,566	3,968	98.6	98.6	98.4
	計	285,610	99.7	722,937	99.7	280,635	710,345	211	533	4,765	12,060	98.3	98.3	97.7
中津軽郡	西目屋村	21,528	110.5	54,531	110.3	20,228	51,240	61	154	1,238	3,137	94.0	94.0	98.7
	計	21,528	110.5	54,531	110.3	20,228	51,240	61	154	1,238	3,137	94.0	94.0	98.7
南津軽郡	藤崎町	323,019	101.4	816,774	101.4	310,047	783,971	686	1,735	12,287	31,068	96.0	96.0	95.8
	大鰐町	154,863	102.4	392,526	102.4	148,032	375,212	405	1,027	6,426	16,288	95.6	95.6	95.3
	田舎館村	156,528	105.0	396,178	104.9	152,942	387,101	217	549	3,370	8,529	97.7	97.7	98.1
	計	634,411	102.5	1,605,478	102.5	611,021	1,546,284	1,308	3,310	22,083	55,885	96.3	96.3	96.2

(単位：千円、%)

区分		調定期額				収入額		不納欠損額		収入未済額		収入歩合		
		県民税	前年比	住民税	前年比	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	住民税前年
北 津 軽 郡	板柳町	269,188	108.3	680,981	108.2	258,059	652,827	1,926	4,873	9,203	23,281	95.9	95.9	94.2
	鶴田町	246,093	103.9	622,309	103.9	232,289	587,404	857	2,167	12,947	32,739	94.4	94.4	94.0
	中泊町	210,994	101.1	533,370	101.0	202,601	512,154	1,096	2,771	7,297	18,446	96.0	96.0	95.5
	計	726,274	104.6	1,836,661	104.6	692,949	1,752,384	3,880	9,811	29,446	74,465	95.4	95.4	94.5
上 北 郡	野辺地町	328,839	98.9	830,318	98.9	320,878	810,215	700	1,767	7,262	18,336	97.6	97.6	97.7
	七戸町	341,851	100.5	863,914	100.4	331,545	837,871	623	1,575	9,682	24,469	97.0	97.0	97.0
	六戸町	277,944	104.9	701,773	104.8	273,900	691,565	137	345	3,907	9,864	98.5	98.5	98.4
	横浜町	108,134	91.9	273,049	91.9	102,881	259,786	363	917	4,889	12,346	95.1	95.1	95.0
	東北町	401,621	100.8	1,014,945	100.8	379,284	958,495	3,811	9,630	18,527	46,820	94.4	94.4	93.1
	六ヶ所村	426,933	98.9	1,074,653	98.9	416,962	1,049,554	467	1,175	9,504	23,924	97.7	97.7	97.5
	おいらせ町	729,442	104.3	1,840,427	104.2	703,824	1,775,794	1,931	4,872	23,686	59,761	96.5	96.5	95.7
計		2,614,763	101.1	6,599,081	101.1	2,529,274	6,383,280	8,031	20,281	77,457	195,519	96.7	96.7	96.3
下 北 郡	大間町	171,516	103.0	432,046	102.9	154,201	388,428	56	142	17,259	43,476	89.9	89.9	88.5
	東通村	159,440	98.2	402,351	98.2	155,574	392,596	587	1,482	3,279	8,274	97.6	97.6	96.8
	風間浦村	29,206	101.5	73,980	101.4	28,748	72,820			458	1,159	98.4	98.4	98.8
	佐井村	35,763	107.2	90,491	107.1	34,491	87,273	56	141	1,216	3,076	96.4	96.4	96.2
計		395,925	101.2	998,868	101.2	373,014	941,118	700	1,766	22,211	55,985	94.2	94.2	93.4
三 戸 郡	三戸町	197,268	100.9	498,877	100.8	191,361	483,938	325	823	5,582	14,116	97.0	97.0	95.9
	五戸町	366,330	99.0	926,370	99.0	346,119	875,261	1,919	4,853	18,292	46,256	94.5	94.5	94.1
	田子町	101,771	96.1	257,501	96.1	99,537	251,849	157	396	2,077	5,256	97.8	97.8	97.5
	戸南部町	376,958	102.5	952,835	102.5	365,081	922,812	1,319	3,335	10,558	26,688	96.8	96.8	96.6
	階上町	328,728	96.7	831,204	96.8	318,047	804,195	793	2,005	9,889	25,004	96.8	96.8	96.2
	新郷村	36,373	95.6	92,193	95.7	35,439	89,824			934	2,368	97.4	97.4	97.4
	計	1,407,428	99.3	3,558,980	99.3	1,355,583	3,427,880	4,513	11,412	47,332	119,688	96.3	96.3	95.8
市 計		28,689,741	99.8	72,347,782	99.8	27,635,360	69,689,200	105,239	265,382	949,142	2,393,199	96.3	96.3	96.0
町村計		6,570,883	100.9	16,601,764	100.9	6,330,014	15,993,199	19,659	49,681	221,210	558,884	96.3	96.3	95.9
県 計		35,260,624	100.0	88,949,546	100.0	33,965,374	85,682,400	124,898	315,063	1,170,352	2,952,083	96.3	96.3	96.0

(2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況

(単位：人、千円、%)

区	分	実 人 員	調 定 額			前 年 比	
			均 等 割	所 得 割	計	実 人 員	調 定 額
東	青	普通徴収分 特別徴収分 計	24,059 119,342 143,401	38,341 176,349 214,690	1,404,408 6,798,861 8,203,269	1,442,749 6,975,210 8,417,959	99.1 100.1 99.9
	南	普通徴収分 特別徴収分 計	27,665 96,726 124,391	46,820 139,854 186,674	1,353,003 5,035,376 6,388,379	1,399,823 5,175,230 6,575,053	101.5 100.3 100.5
	八	普通徴収分 特別徴収分 計	26,099 117,065 143,164	40,251 172,856 213,107	1,581,737 6,473,335 8,055,072	1,621,988 6,646,191 8,268,179	92.7 100.7 99.2
西	北	普通徴収分 特別徴収分 計	14,870 45,216 60,086	24,357 65,774 90,131	673,730 1,963,338 2,637,068	698,087 2,029,112 2,727,199	100.3 99.0 99.3
	北	普通徴収分 特別徴収分 計	20,585 77,553 98,138	30,642 114,741 145,383	1,040,649 4,313,109 5,353,758	1,071,291 4,427,850 5,499,141	92.0 100.3 98.5
	北	普通徴収分 特別徴収分 計	6,748 27,667 34,415	9,644 40,559 50,203	335,791 1,517,327 1,853,118	345,435 1,557,886 1,903,321	99.3 99.9 99.8
計	普通徴収分 特別徴収分 計	120,026 483,569 603,595	190,055 710,133 900,188	6,389,318 26,101,346 32,490,664	6,579,373 26,811,479 33,390,852	97.0 100.2 99.5	104.9 98.8 99.9

(3) 市町村別収入歩合年度別調

(単位 : %)

区分		29	30	元	2	3
市	青森市	94.4	94.7	94.7	95.0	95.4
	弘前市	94.4	95.0	95.6	96.2	96.6
	八戸市	95.1	95.7	96.0	96.0	96.2
	黒石市	94.4	94.9	95.7	96.1	96.7
	五所川原市	94.0	94.9	96.1	97.2	97.7
	十和田市	94.5	95.9	96.7	97.5	98.1
	三沢市	95.2	96.1	96.6	96.9	97.2
	むつ市	95.6	95.6	95.6	96.1	96.1
	つがる市	96.1	96.9	97.5	97.9	98.4
	平川市	95.2	95.6	96.3	96.6	96.8
計		94.7	95.3	95.6	96.0	96.3
東津軽郡	平内町	97.0	96.5	95.8	96.7	96.7
	今別町	96.9	97.2	97.6	97.0	97.1
	蓬田村	91.0	91.8	92.1	91.5	92.8
	外ヶ浜町	97.2	97.0	96.9	96.9	97.1
	計	96.5	96.2	95.8	96.2	96.4
西津軽郡	鰺ヶ沢町	92.1	94.2	95.9	97.3	98.0
	深浦町	99.0	98.8	98.3	98.4	98.6
	計	94.8	96.0	96.9	97.7	98.3
中津軽郡	西目屋村	96.7	96.6	98.1	98.7	94.0
	計	96.7	96.6	98.1	98.7	94.0
南津軽郡	藤崎町	94.6	94.8	95.0	95.8	96.0
	大鰐町	92.6	94.2	95.4	95.3	95.6
	田舎館村	97.2	97.5	97.6	98.1	97.7
	計	94.7	95.3	95.7	96.2	96.3

(単位：%)

区分		29	30	元	2	3
北 津 軽 郡	板柳町	92.3	93.0	93.4	94.2	95.9
	鶴田町	93.6	93.5	93.5	94.0	94.4
	中泊町	90.2	93.9	94.5	95.5	96.0
	計	92.1	93.5	93.8	94.5	95.4
上 北 郡	野辺地町	97.0	97.4	97.6	97.7	97.6
	七戸町	95.7	96.4	97.0	97.0	97.0
	六戸町	97.3	97.6	97.8	98.4	98.5
	横浜町	97.3	96.2	94.6	95.0	95.1
	東北町	91.5	91.5	92.0	93.1	94.4
	六ヶ所村	96.0	96.5	97.1	97.5	97.7
	おいらせ町	94.6	94.8	95.0	95.7	96.5
	計	95.2	95.5	95.7	96.3	96.7
下 北 郡	大間町	80.5	83.2	83.7	88.5	89.9
	東通村	92.5	94.7	96.2	96.8	97.6
	風間浦村	96.1	97.6	98.3	98.8	98.4
	佐井村	94.5	96.2	96.2	96.2	96.4
	計	88.0	90.3	91.2	93.4	94.2
三 戸 郡	三戸町	94.6	95.7	96.1	95.9	97.0
	五戸町	94.6	94.1	94.5	94.1	94.5
	田子町	98.0	97.7	97.3	97.5	97.8
	南郷町	94.4	94.9	96.0	96.6	96.8
	階上町	92.9	94.5	95.4	96.2	96.8
	新郷村	97.1	97.5	97.4	97.4	97.4
	計	94.5	95.0	95.6	95.8	96.3
市 計		94.7	95.3	95.6	96.0	96.3
町村 計		94.4	94.9	95.3	95.9	96.3
県 計		94.7	95.2	95.6	96.0	96.3

2 県民税利子割

調定状況 (現年課税分)

(単位:千円、%)

区 分		調 定 額	前 年 比
公 社 債 利 子 等	特 定 公 社 債 以 外 の 公 社 債 の 利 子	40	42.3
	銀 行 預 金 利 子	59,587	65.3
	銀 行 以 外 の 金 融 機 関 の 預 貯 金 利 子	19,886	59.1
	勤 務 先 預 金 等 の 利 子	50,085	99.9
	合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		
	公 社 債 投 資 信 託 の う ち 公 募 公 社 債 投 資 信 託 以 外 の 収 益 の 分 配		
	郵 便 貯 金 利 子	1	50.0
	国 外 一 般 公 社 債 等 の 利 子 等		
私 信 募 託 公 等 社 の 債 収 益 運 用 分 投 配 資 等	財 形 貯 蓄 契 約 に 係 る 生 命 保 险 等 の 差 益	960	96.5
	小 計	130,559	74.1
私 信 募 託 公 等 社 の 債 収 益 運 用 分 投 配 資 等	私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配		
	特 定 目 的 信 託 の 社 債 的 受 益 証 券 の 収 益 の 分 配		
金 融 類 似 商 品	国 外 私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 等 の 収 益 の 分 配		
	小 計		
金 融 類 似 商 品	懸 賞 金 付 預 貯 金 等 の 懸 賞 金 等	2,639	86.2
	定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金	2,634	653.6
	掛 金 の 給 付 補 て ん 金		
	抵 当 証 券 の 利 息		
	貴 金 属 等 の 売 戻 し 条 件 付 売 買 契 約 の 利 益		
	外 貨 建 預 貯 金 等 の 為 替 差 益		
	一 時 払 養 老 保 险 ・ 一 時 払 損 害 保 险 等 の 差 益	2,131	83.9
	小 計	7,404	123.3
合 計		137,963	75.8

3 法人県民税・事業税

(1) 県税部別調定状況(現年課税分)

① 法人県民税

(単位:千円、%)

区分			東青		中南		三八		西北		上北		下北		県内計		分割		合計		
			金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
本事業年度	課税標準	5,120	109.6	3,728	103.5	6,647	113.5	1,684	83.8	5,396	122.5	2,444	133.0	25,019	111.8	45,619	125.7	70,638	120.4		
	確定税額(修・更正)	均等割	126,833	99.5	96,799	100.7	123,753	100.1	50,958	100.8	80,434	100.5	26,049	99.8	504,826	100.2	755,901	99.8	1,260,727	99.9	
		税割	76,992	53.0	55,119	46.1	103,258	54.0	24,588	41.8	83,440	60.8	40,285	63.6	383,682	53.6	814,975	61.0	1,198,657	58.4	
	税額控除		39	390.0		39	皆増		皆減		62	11.9	1	皆増	141	25.9	6,935	52.3	7,076	51.2	
	利子割控除																				
	既納付中間分	均等割	前年	10,345	93.1	7,627	103.0	11,860	96.2	4,180	96.6	7,610	97.2	2,155	102.1	43,777	97.0	242,885	97.4	286,662	97.4
			当年	5,485	98.2	4,695	107.3	6,600	103.8	2,420	138.7	4,530	103.3	1,300	107.0	25,030	105.8	45,785	88.2	70,815	93.7
		税割	前年	15,634	26.5	13,443	35.1	25,844	33.7	5,711	31.3	15,659	28.8	8,549	31.2	84,840	31.0	169,029	31.2	253,869	31.1
			当年	9,790	95.9	4,134	85.7	9,336	121.4	5,825	281.0	9,864	89.0	2,445	107.0	41,394	108.4	51,132	136.6	92,526	122.4
	申告分	均等割	当年	5,580	98.1	4,750	107.7	6,585	103.0	2,440	139.8	4,540	103.3	1,300	107.0	25,195	105.6	54,131	89.8	79,326	94.3
			翌年	11,175	108.1	8,765	114.8	12,620	106.2	5,055	120.9	8,535	112.2	2,390	110.9	48,540	110.8	230,216	94.7	278,756	97.2
		税割	当年	10,494	101.6	4,454	90.4	9,073	117.9	5,829	281.2	9,867	89.0	2,445	107.0	42,162	109.8	58,303	132.7	100,465	122.0
			翌年	24,530	156.8	17,475	128.9	38,473	149.8	8,256	144.6	25,774	164.6	15,881	185.8	130,389	153.8	276,326	163.4	406,715	160.2
	過大還付請求利子割額																				
	中間納付の歳出還付額		2,468	23.4	2,962	50.7	5,347	45.0	824	27.1	2,160	23.7	264	17.8	14,025	33.4	22,902	56.8	36,927	44.9	
	小計	均等割	127,758	100.7	97,992	101.6	124,523	101.1	51,853	102.8	81,414	102.0	26,284	100.5	509,824	101.4	752,788	99.0	1,262,612	99.9	
		税割	88,935	79.0	62,325	61.9	120,879	79.5	27,923	56.6	95,548	89.3	47,861	104.2	443,471	78.1	944,085	94.8	1,387,556	88.8	
		計	216,693	90.5	160,317	81.3	245,402	89.2	79,776	80.0	176,962	94.8	74,145	102.9	953,295	89.1	1,696,873	96.6	2,650,168	93.8	
過事業年度	均等割	1,233	100.6	955	151.3	1,150	99.8	457	109.9	1,001	231.2		251	137.2	5,047	124.9	16,660	103.7	21,707	107.9	
	税割	2,654	112.1	4,051	125.3	483	27.6	816	114.0	1,464	250.7		756	極大	10,224	117.9	33,216	126.2	43,440	124.1	
	計	3,887	108.2	5,006	129.5	1,633	56.2	1,273	112.5	2,465	242.4		1,007	506.0	15,271	120.1	49,876	117.7	65,147	118.2	
調定期額			220,580	90.8	165,323	82.2	247,035	88.8	81,049	80.4	179,427	95.6	75,152	104.0	968,566	89.4	1,746,749	97.1	2,715,315	94.2	

課税標準の単位は百万円

② 法人事業税

(単位：千円、%)

区分			東青		中南		三八		西北		上北		下北		県内計		分割		合計		
			金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
本 事 業 年 度	課税標準	所得割	24,447	110.2	17,274	101.6	26,736	112.7	8,257	105.3	22,915	121.0	7,875	140.8	107,504	112.8	229,753	121.9	337,257	118.9	
		付加価値割	3,904	89.5	5,319	100.1	14,218	129.3	480	86.5	8,836	415.6	3,382	極大	36,139	153.8	404,924	96.8	441,063	99.9	
		資本割	9,813	100.0	1,312	76.4	11,519	101.4	600	100.0	4,158	115.8	1,289	198.0	28,691	103.5	750,718	105.0	779,409	104.9	
		収入割	1,662	114.0	1,803	100.2	5,323	131.5	7,663	128.7	11,906	86.9	4,446	103.7	32,803	105.0	278,479	90.9	311,282	92.2	
	確定税額(修・更正)	所得割	1,453,617	115.0	937,562	102.4	1,453,781	121.1	472,735	111.4	1,398,409	129.2	504,729	148.8	6,220,833	119.0	7,542,538	146.6	13,763,371	132.7	
		付加価値割	46,851	89.5	60,229	94.4	137,311	104.8	5,755	86.4	43,947	172.3	12,985	769.7	307,078	109.2	4,792,353	95.5	5,099,431	96.2	
		資本割	49,067	100.0	4,713	54.9	53,745	96.0	3,000	100.0	18,377	102.4	4,213	129.4	133,115	96.6	3,642,199	101.9	3,775,314	101.7	
		収入割	13,515	93.9	13,820	84.8	41,600	121.6	58,368	98.1	89,480	71.8	33,347	86.4	250,130	87.0	2,520,991	91.3	2,771,121	90.9	
	税額控除			291	極大	309	皆増		皆減		640	57.1	12	皆増	1,252	101.0	39,248	297.9	40,500	281.0	
	既納付中間分	所得割	前年	369,156	86.7	299,688	115.9	410,475	96.4	136,002	108.8	298,931	91.4	108,659	107.5	1,622,911	97.6	1,610,302	101.5	3,233,213	99.5
		付加価値割	当年	198,678	105.4	98,077	116.8	193,179	130.7	40,288	96.7	202,165	97.0	52,327	120.6	784,714	110.0	664,863	120.3	1,449,577	114.5
		資本割	前年	21,647	116.4	24,929	87.9	49,208	84.6	3,497	89.4	12,390	112.4	885	147.0	112,556	93.3	2,325,737	102.1	2,438,293	101.6
		収入割	当年	3,121	90.4	2,495	110.6	1,620	153.0		987	111.3			8,223	107.4	276,714	106.8	284,937	106.8	
		所得割	前年	23,958	106.2	3,184	94.5	25,882	92.9	1,575	78.9	8,474	105.9	1,710	105.1	64,783	99.0	1,790,339	107.0	1,855,122	106.7
		付加価値割	当年	1,693	97.9	920	95.2	1,200	152.5		905	102.0			4,718	108.0	97,039	109.8	101,757	109.7	
		資本割	前年	871	103.6	8,003	108.7	44,737	271.0	99	125.3	57,465	109.9	20,254	102.8	131,429	135.8	903,942	62.7	1,035,371	67.3
		収入割	当年	6,359	138.1	483	96.0	33,990	222.4	29,631	極大	6,768	122.8			77,231	277.9	321	94.4	77,552	275.7
	中間申告分	所得割	当年	212,133	110.8	98,101	116.5	187,769	126.9	40,388	96.9	202,229	97.0	52,327	120.6	792,947	110.6	687,387	113.9	1,480,334	112.1
		付加価値割	翌年	459,594	124.4	286,884	94.6	484,374	119.0	156,312	114.9	395,060	132.2	165,630	152.4	1,947,854	120.0	2,038,854	126.3	3,986,708	123.1
		資本割	当年	3,121	90.4	2,495	110.6	1,362	128.6		987	111.3			7,965	104.1	370,411	98.9	378,376	99.0	
		収入割	翌年	18,868	87.2	30,114	120.8	66,939	136.0	2,878	82.3	21,515	173.6	6,492	732.7	146,806	130.4	1,971,505	84.7	2,118,311	86.8
		所得割	当年	1,693	97.9	920	95.2	975	123.9		905	102.0			4,493	102.8	111,994	101.2	116,487	101.2	
		付加価値割	翌年	22,840	95.3	2,356	74.0	25,897	100.1	1,500	95.2	7,088	83.6	2,106	123.2	61,787	95.4	1,693,424	94.5	1,755,211	94.5
		資本割	当年	6,359	138.1	5,578	166.7	18,694	122.4	29,620	極大	6,768	122.7			67,019	218.9	759	107.8	67,778	216.4
		収入割	翌年	958	110.0	6,450	80.6	56,634	126.6	35	35.4	38,790	67.5	16,673	82.3	119,540	91.0	1,263,833	139.8	1,383,373	133.6
	中間納付の歳出還付額	所得割	61,859	76.4	73,669	164.1	118,649	117.4	22,392	93.6	51,885	68.6	8,303	68.7	336,757	99.5	129,883	115.2	466,640	103.4	
		付加価値割				皆減			皆減							皆減	29,588	276.0	29,588	254.3	
		資本割				皆減			皆減							皆減	13,418	124.5	13,418	115.8	
		収入割	3	皆増		39,244	308.3			67	皆増			39,314	308.9	3,058	皆増	42,372	332.9		
	小計	所得割	1,619,634	125.3	998,181	99.2	1,640,920	127.9	515,538	112.3	1,546,086	137.0	569,990	158.8	6,890,349	124.6	8,154,408	152.9	15,044,757	138.5	
		付加価値割	44,072	79.5	65,413	107.8	155,042	127.0	5,136	75.1	53,072	197.5	18,592	943.3	341,327	124.6	4,715,185	90.0	5,056,512	91.7	
		資本割	47,949	95.0	3,886	44.8	53,760	99.5	2,925	94.3	16,750	90.9	4,610	138.1	129,880	94.1	3,548,514	95.2	3,678,394	95.2	
		収入割	13,604	94.3	17,363	87.8	92,964														

(2) 業種別調定状況（現年課税分）

(単位:千円、%)

区分		法人県民税（法人税割）						法人事業税						
		県内法人		分割法人		計		県内法人		分割法人		計		
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	
所得 所 得	農業	9,214	72.7	8,680	180.4	17,894	102.4	185,282	97.0	100,582	193.2	285,864	117.6	
	林业	2,341	60.6	412	128.3	2,753	65.8	59,630	118.8	9,965	138.4	69,595	121.3	
	漁業	1,591	53.8	232	67.4	1,823	55.3	30,805	55.5	43,861	107.4	74,666	77.5	
	鉱業	4,838	154.1	152	214.1	4,990	155.4	37,370	234.1	2,372	323.2	39,742	238.0	
	建設業	100,287	79.1	79,293	78.9	179,580	79.0	2,079,071	125.3	1,424,318	110.2	3,503,389	118.7	
	製造業	64,554	88.5	186,322	84.7	250,876	85.7	1,093,821	125.0	4,636,002	104.5	5,729,823	107.9	
課税 税 税	卸・小売業	85,256	89.9	208,745	89.1	294,001	89.3	1,596,649	135.3	3,427,455	108.9	5,024,104	116.1	
	銀行業			51,830	171.2	51,830	171.2			1,625,197	177.5	1,625,197	177.5	
	証券業	13	185.7	7,013	237.8	7,026	237.7	377	325.0	148,649	170.8	149,026	171.0	
	上記以外の金融業	5,892	52.1	64,543	354.6	70,435	238.7	98,504	87.6	1,246,661	392.2	1,345,165	312.6	
	小計	5,905	52.2	123,386	239.9	129,291	206.1	98,881	87.9	3,020,507	228.7	3,119,388	217.7	
分 分	不動産業	13,345	54.9	13,634	75.6	26,979	63.7	311,149	102.2	228,995	133.6	540,144	113.5	
	運輸・通信業	13,461	72.1	26,008	53.6	39,469	58.8	278,705	105.0	972,330	63.6	1,251,035	69.7	
	サ一ビス業	96,310	74.7	117,248	70.1	213,558	72.1	1,484,305	121.4	2,365,996	107.1	3,850,301	112.2	
	計	397,102	79.3	764,112	90.4	1,161,214	86.3	7,255,668	122.3	16,232,383	114.2	23,488,051	116.6	
収入 金 課 税 分	生命保険業			53,352	64.1	53,352	64.1			467,162	108.6	467,162	108.6	
	損害保険業			34,714	147.4	34,714	147.4			473,482	116.6	473,482	116.6	
	小計			88,066	82.5	88,066	82.5			940,644	112.5	940,644	112.5	
	電気・ガス業	46,369	69.1	91,906	210.3	138,275	124.8	388,749	112.7	2,129,306	144.5	2,518,055	138.5	
	計	46,369	69.1	179,972	119.6	226,341	104.1	388,749	112.7	3,069,950	132.9	3,458,699	130.3	
合計			443,471	78.1	944,084	94.8	1,387,555	88.8	7,644,417	121.8	19,302,333	116.9	26,946,750	118.2
過事業年度分			10,224	117.9	33,216	126.2	43,440	124.1	94,446	169.3	249,820	137.6	344,266	145.1
総計			453,695	78.7	977,300	95.6	1,430,995	89.5	7,738,863	122.2	19,552,153	117.1	27,291,016	118.5

(3) 法人県民税超過課税の状況

(単位:千円、%)

区分		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
法人 内法 人	法人税割額	920,399	110.1	874,898	95.1	867,308	99.1	576,204	66.4	453,695	78.7
	上記のうち 超過相当分	132,399	112.4	125,239	94.6	124,445	99.4	95,840	77.0	161,274	168.3
	構成比	14.4	—	14.3	—	14.3	—	16.6	—	35.5	—
法人 割 内法 人	法人税割額	1,696,730	98.7	1,752,456	103.3	1,512,698	86.3	1,022,132	67.6	977,300	95.6
	上記のうち 超過相当分	331,526	97.8	345,971	104.4	298,787	86.4	220,835	73.9	424,152	192.1
	構成比	19.5	—	19.7	—	19.8	—	21.6	—	43.4	—
計	法人税割額	2,617,129	102.4	2,627,354	100.4	2,380,006	90.6	1,598,336	67.2	1,430,995	89.5
	上記のうち 超過相当分	463,925	101.6	471,210	101.6	423,232	89.8	316,675	74.8	585,426	184.9
	構成比	17.7	—	17.9	—	17.8	—	19.8	—	40.9	—

(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況

(単位:事業年度)

区分	法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)	超過課税対象法人等(①+②)	資本金額等が1億円以下の法人等	資本金額等が1億円を超える法人等	総法人(④+⑤)	超過課税対象割合			
							① — ④	② — ⑤	③ — ⑥	
普通法人	県内法人	386	86	472	17,787	139	17,926	2.2	61.9	2.6
	分割法人 本県本店	105	41	146	560	59	619	18.8	69.5	23.6
	他県本店	657	1,021	1,678	1,680	1,323	3,003	39.1	77.2	55.9
	分割計	762	1,062	1,824	2,240	1,382	3,622	34.0	76.8	50.4
公益法人等	計	1,148	1,148	2,296	20,027	1,521	21,548	5.7	75.5	10.7
	県内法人	6		6	411	1	412	1.5	—	1.5
	分割法人 本県本店				2		2	—	—	—
	他県本店	18		18	56	3	59	32.1	—	30.5
人社格の団な い等	分割計	18		18	58	3	61	31.0	—	29.5
	計	24		24	469	4	473	5.1	—	5.1
	県内法人				225		225	—	—	—
	分割法人 本県本店									
保険互業会法 の社	他県本店									
	分割計									
	計				225		225	—	—	—
	県内法人									
協同組合等	分割法人 本県本店									
	他県本店									
	分割計									
	計				5	5	5	5	100.0	100.0
計	県内法人	2	35	37	657	69	726	0.3	50.7	5.1
	分割法人 本県本店	1	1	2	11	1	12	9.1	100.0	16.7
	他県本店	6	12	18	15	14	29	40.0	85.7	62.1
	分割計	7	13	20	26	15	41	26.9	86.7	48.8
	計	9	48	57	683	84	767	1.3	57.1	7.4
	県内法人	394	121	515	19,080	209	19,289	2.1	57.9	2.7
	分割法人 本県本店	106	42	148	573	60	633	18.5	70.0	23.4
	他県本店	681	1,038	1,719	1,751	1,345	3,096	38.9	77.2	55.5
	分割計	787	1,080	1,867	2,324	1,405	3,729	33.9	76.9	50.1
	計	1,181	1,201	2,382	21,404	1,614	23,018	5.5	74.4	10.3

(注) 1 令和3年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。

2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。

3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

4 公益法人等及び人格のない社団等には、収益事業を営まないものは含まれていないものである。

(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況

(単位：事業年度)

区分		法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)	超過課税対象法人等(①+②)	資本金額等が1億円以下の法人等	資本金額等が1億円を超える法人等	総法人(④+⑤)	超過課税対象割合		
								①	②	③
農業	県内法人	10	1	11	648	1	649	1.5	100.0	1.7
	分割法人 本県本店	3	1	4	13	1	14	23.1	100.0	28.6
	他県本店	6		6	11		11	54.5		54.5
	分割計	9	1	10	24	1	25	37.5	100.0	40.0
計		19	2	21	672	2	674	2.8	100.0	3.1
林業	県内法人	3	1	4	104	1	105	2.9	100.0	3.8
	分割法人 本県本店	1		2	2	1	3	50.0	100.0	66.7
	他県本店		1	2		1	3	50.0	100.0	66.7
	分割計	1	1	2	2	1	3			
計		4	2	6	106	2	108	3.8	100.0	5.6
漁業	県内法人	3		3	95	1	96	3.2	-	3.1
	分割法人 本県本店			4	1		1	-		-
	他県本店			4	2	4	6	-	100.0	66.7
	分割計			4	3	4	7	-	100.0	57.1
計		3	4	7	98	5	103	3.1	80.0	6.8
鉱業	県内法人	4	1	5	59	1	60	6.8	100.0	8.3
	分割法人 本県本店			2	1		1	-		-
	他県本店			2	3	3	6	-	66.7	33.3
	分割計			2	4	3	7	-	66.7	28.6
計		4	3	7	63	4	67	6.3	75.0	10.4
建設業	県内法人	132	2	134	4,101	4	4,105	3.2	50.0	3.3
	分割法人 本県本店	21	2	23	99	2	101	21.2	100.0	22.8
	他県本店	80	139	219	147	151	298	54.4	92.1	73.5
	分割計	101	141	242	246	153	399	41.1	92.2	60.7
計		233	143	376	4,347	157	4,504	5.4	91.1	8.3
製造業	県内法人	43	18	61	1,407	28	1,435	3.1	64.3	4.3
	分割法人 本県本店	14	13	27	66	21	87	21.2	61.9	31.0
	他県本店	119	251	370	275	328	603	43.3	76.5	61.4
	分割計	133	264	397	341	349	690	39.0	75.6	57.5
計		176	282	458	1,748	377	2,125	10.1	74.8	21.6
卸・小売業	県内法人	83	16	99	4,896	24	4,920	1.7	66.7	2.0
	分割法人 本県本店	29	15	44	170	20	190	17.1	75.0	23.2
	他県本店	181	292	473	557	395	952	32.5	73.9	49.7
	分割計	210	307	517	727	415	1,142	28.9	74.0	45.3
計		293	323	616	5,623	439	6,062	5.2	73.6	10.2
金融業	県内法人	4	5	9	295	11	306	1.4	45.5	2.9
	分割法人 本県本店	1	2	3	3	2	5	33.3	100.0	60.0
	他県本店	9	40	49	31	41	72	29.0	97.6	68.1
	分割計	10	42	52	34	43	77	29.4	97.7	67.5
計		14	47	61	329	54	383	4.3	87.0	15.9

(単位：事業年度)

区分		法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)①	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)②	超過課税対象法人等(①+②)③	資本金額等が1億円以下の法人等④	資本金額等が1億円を超える法人等⑤	総法人(④+⑤)⑥	超過課税対象割合		
								①	②	③
不動産業	県内法人	13	10	23	1,401	16	1,417	0.9	62.5	1.6
	分割法人 本県本店	2		2	20		20	10.0		10.0
	他県本店	9	18	27	27	25	52	33.3	72.0	51.9
	分割計	11	18	29	47	25	72	23.4	72.0	40.3
計		24	28	52	1,448	41	1,489	1.7	68.3	3.5
運輸・通信業	県内法人	12	4	16	697	7	704	1.7	57.1	2.3
	分割法人 本県本店	12	2	14	38	4	42	31.6	50.0	33.3
	他県本店	39	53	92	101	71	172	38.6	74.6	53.5
	分割計	51	55	106	139	75	214	36.7	73.3	49.5
計		63	59	122	836	82	918	7.5	72.0	13.3
保険業	県内法人									
	分割法人 本県本店									
	他県本店		29	29		31	31		93.5	93.5
	分割計		29	29		31	31		93.5	93.5
計			29	29		31	31		93.5	93.5
電気・ガス業	県内法人	2	12	14	127	16	143	1.6	75.0	9.8
	分割法人 本県本店				4		4	-		-
	他県本店	4	20	24	6	26	32	66.7	76.9	75.0
	分割計	4	20	24	10	26	36	40.0	76.9	66.7
計		6	32	38	137	42	179	4.4	76.2	21.2
サービス業	県内法人	85	51	136	5,250	99	5,349	1.6	51.5	2.5
	分割法人 本県本店	24	7	31	158	10	168	15.2	70.0	18.5
	他県本店	233	189	422	589	269	858	39.6	70.3	49.2
	分割計	257	196	453	747	279	1,026	34.4	70.3	44.2
計		342	247	589	5,997	378	6,375	5.7	65.3	9.2
計	県内法人	394	121	515	19,080	209	19,289	2.1	57.9	2.7
	分割法人 本県本店	106	42	148	573	60	633	18.5	70.0	23.4
	他県本店	681	1,038	1,719	1,751	1,345	3,096	38.9	77.2	55.5
	分割計	787	1,080	1,867	2,324	1,405	3,729	33.9	76.9	50.1
計		1,181	1,201	2,382	21,404	1,614	23,018	5.5	74.4	10.3

- (注) 1 令和3年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人（清算予納に係る法人税額を含む）に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。
- 2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。
- 3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

4 個人事業税

(1) 調定状況(現年課税分)

(単位:千円、%)

区分	第一種			第二種			第三種			合計					
	5／100			4／100			5／100			3／100					
	所得 課 税 者 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者 者	所得 失 格 者	計			
調定額	723,529	12,451	735,980	7,121		7,121	294,234	2,882	297,116	1,171	2	1,173	1,026,055	15,335	1,041,390
前年比	105.1	158.7	105.7	416.9	皆減	416.5	114.1	81.7	113.7	115.1	66.9	109.0	108.1	133.9	108.4

(2) 定期賦課の状況

第一種事業

(単位:人、千円、%)

区分	分	調定		前年比	
		人員	税額	人員	税額
物 品 販 売 業		765	100,429	129.7	135.3
保 金 錢 貸 付 業		1	163	100.0	45.3
物 品 貸 付 業		13	1,594	144.4	115.7
不 動 產 貸 付 業		1,381	258,982	104.9	104.1
製 造 業		486	55,958	124.9	115.3
電 気 供 給 業		9	415	69.2	68.8
土 石 採 取 業					
電 気 通 信 事 業					
運 送 業		120	11,565	130.4	121.4
運 送 取 扱 業					
船 舶 て い け い 場 業					
倉 庫 業					
駐 車 場 業		12	954	120.0	101.5
請 請 業		1,530	205,251	116.3	104.8
印 刷 業		3	469	50.0	42.1
出 版 業					
写 真 業		13	918	108.3	161.1
席 貸 業					
旅 館 業		12	548	66.7	26.5
料 理 店 業		42	3,086	85.7	46.4
飲 食 店 業		243	21,639	88.0	80.9
周 旋 業		14	2,159	127.3	70.2
代 理 業		51	4,358	145.7	144.4
仲 立 業		11	1,856	137.5	63.8
問 屋 業		2	63	200.0	10.9
両 替 業					
公 衆 浴 場 業		2	403	66.7	60.9
演 劇 興 行 業					
遊 技 場 業		9	496	180.0	38.9
遊 覧 所 業					
商 品 取 引 業					
不 動 產 売 買 業		7	600	350.0	179.3
広 告 業		11	345	183.3	115.0
興 信 所 業					
案 内 業		4	759	66.7	48.6
冠 婚 葬 祭 業		8	2,160	133.3	129.1
第一種事業計		4,749	675,170	113.6	106.7

第二種事業

(単位：人、千円、%)

区分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
畜 産 業	5	2,355	500.0	546.4
水 産 業	11	4,329	137.5	361.8
薪 炭 製 造 業				
第 二 種 事 業 計	16	6,684	177.8	410.7

第三種事業

(単位：人、千円、%)

区分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
医 業	123	40,028	90.4	86.8
歯 科 医 業	51	16,596	91.1	113.7
薬 剤 師 業	1	115	100.0	60.9
あ ん 摩 等 の 事 業	19	1,197	95.0	124.0
獣 医 業	32	12,514	103.2	128.2
装 蹄 師 業	1	73	100.0	125.1
弁 護 士 業	61	30,815	115.1	112.4
司 法 書 士 業	63	21,044	114.5	113.6
行 政 書 士 業	21	6,447	175.0	135.4
公 証 人 業	2	486	66.7	92.1
弁 理 士 業	3	659	150.0	107.5
税 理 士 業	131	59,606	113.9	124.9
公 認 会 計 士 業	10	5,633	111.1	129.6
計 理 士 業				
社 会 保 険 労 務 士 業	59	15,617	120.4	145.1
コ ン サ ル タ ン ト 業	78	11,276	116.4	128.4
設 計 監 督 者 業	119	16,540	126.6	112.8
不 動 产 鑑 定 業	1	280	100.0	極大
デ ザ イ ン 業	35	3,867	140.0	139.8
諸 芸 師 匠 業	59	5,017	147.5	130.0
理 容 業	51	3,477	118.6	108.2
美 容 業	149	10,512	118.3	96.3
ク リ ー ニ ン グ 業	3	89	75.0	34.0
公 衆 浴 場 業	2	35	200.0	22.3
歯 科 衛 生 士 業				
歯 科 技 工 士 業	48	3,651	100.0	121.7
測 量 士 業	16	2,711	94.1	160.5
土 地 家 屋 調 査 士 業	54	12,042	117.4	110.4
海 事 代 理 士 業	1	15	50.0	11.4
印 刷 製 版 業				
第 三 種 事 業 計	1,193	280,342	112.9	113.6
全 事 業 合 計	5,958	962,196	113.6	109.2

5 不動産取得税

調定状況 (現年課税分)

(単位:千円、%)

区分		東青		中南		三八		西北		上北		下北		計		
		税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比	
承 繼 分	土 家 計	地 屋	160,946 223,619 384,565	84.4 96.3 90.9	112,315 117,556 229,871	81.4 83.4 82.4	164,839 126,651 291,490	104.2 112.8 107.8	41,605 41,339 82,944	87.7 88.8 88.2	83,832 62,801 146,633	81.2 66.9 74.4	16,964 15,662 32,626	102.4 77.8 88.9	580,501 587,628 1,168,129	88.7 91.0 89.8
建 築 分	木 造 小	専用住宅 その他 計	22,514 21,878 44,392	152.2 83.8 108.6	23,669 31,075 54,744	70.2 75.3 73.0	20,122 37,459 57,581	209.3 66.1 86.9	13,030 20,428 33,458	81.0 95.4 89.2	28,425 51,737 80,162	110.0 153.1 134.4	5,025 9,449 14,474	122.9 354.8 214.4	112,785 172,026 284,811	108.3 94.6 99.6
	非 木 造 小	専用住宅 その他 計	2,794 71,314 74,108	78.5 46.4 47.2	1,310 77,280 78,590	30.5 91.7 88.7	11,481 60,507 71,988	332.3 63.2 72.6	582 101,062 101,644	76.9 182.4 181.0	2,188 71,554 73,742	130.0 89.4 90.2	862 8,487 9,349	極大 46.3 51.0	19,217 390,204 409,421	139.6 80.1 81.7
	計		118,500	59.8	133,334	81.5	129,569	78.3	135,102	144.2	153,904	108.8	23,823	95.0	694,232	88.2
	合計		503,065	81.0	363,205	82.1	421,059	96.6	218,046	116.2	300,537	88.8	56,449	91.4	1,862,361	89.2

6 たばこ税

調定状況 (現年課税分)

(単位:千円、%)

税額		返還控除等		手持品課税		差引調定額	
金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
1,685,661	108.0	8,650	94.7	5,820	104.0	1,682,831	108.1

7 ゴ ル フ 場 利 用 税

調 定 状 況 (現年課税分)

区 分	東 青	中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	前年比
		前年比	%	前年比	%	前年比	%	前年比	%	前年比	%		
施 設 数	3	100.0	%	5	100.0	2	100.0	1	100.0	4	100.0	15	100.0
課 稅 標 準	63,165 人	106.7		77,949 人	106.1	45,568 人	108.6	11,594 人	109.6	79,075 人	102.5	277,351 人	105.7
非 課 税	14,481 人	114.1		16,571 人	114.0	15,120 人	128.5	1,372 人	112.4	15,054 人	114.2	62,598 人	117.2
税 額	44,305 千円	107.8		38,168 千円	105.7	20,427 千円	110.5	6,291 千円	110.0	36,317 千円	103.2	145,508 千円	106.5

8 自動車 稅環境性能割及び

調定状況 (現年課税分)

(単位:台、千円、%)

区分	新車				中古車				計			
	台数	税額	前年比		台数	税額	前年比		台数	税額	前年比	
			台数	税額			台数	税額			台数	税額
普通乗用車	5,107	321,471	86.8	96.7	1,454	37,130	87.0	97.8	6,561	358,601	86.9	96.8
小型乗用車	8,156	292,358	84.8	100.9	1,087	16,725	90.1	111.0	9,243	309,083	85.3	101.4
トラック	2,264	149,697	109.1	117.7	275	7,219	97.2	117.4	2,539	156,916	107.7	117.7
バス	25	2,266	86.2	48.4	11	280	61.1	87.0	36	2,546	76.6	50.9
特種用途車	626	59,133	102.0	98.5	108	2,685	109.1	166.8	734	61,818	102.9	100.3
軽自動車	10,057	186,569	104.7	105.9	1,100	9,302	141.2	136.8	11,157	195,871	107.4	107.0
計	26,235	1,011,494	94.3	102.2	4,035	73,341	99.5	108.0	30,270	1,084,835	94.9	102.5

9 自動車税種別割

(1) 調定状況(現年課税分)

(単位:台、千円、%)

区分	営業用				自家用				計			
	台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比	
			台数	税額			台数	税額			台数	税額
ト ラ ツ ク	7,962	249,421	98.7	99.8	40,618	674,587	99.4	99.7	48,580	924,008	99.2	99.7
バ 一 般 乗 合 ス	425	7,834	95.1	95.0					425	7,834	95.1	95.0
バ (そ の 他)ス	780	31,461	97.7	99.6	1,310	50,234	95.2	95.6	2,090	81,695	96.1	97.1
普 通 乗 用 車	624	7,406	96.4	99.9	176,234	7,338,356	101.6	101.4	176,858	7,345,762	101.5	101.4
小 型 乗 用 車	1,615	16,099	94.4	97.6	199,193	6,945,208	97.7	96.6	200,808	6,961,307	97.6	96.6
三 輪 車					16	108	114.3	103.8	16	108	114.3	103.8
ト レ 一 ラ 一	1,926	75,520	102.0	102.2	300	14,628	102.4	102.8	2,226	90,148	102.0	102.3
特 種 用 途 車	5,163	190,537	100.5	100.9	9,910	205,669	100.5	99.6	15,073	396,206	100.5	100.2
貨 客 兼 用 車	238	3,041	102.6	98.8	26,891	435,933	101.1	101.0	27,129	438,974	101.1	101.0
計	18,733	581,319	99.0	100.3	454,472	15,664,723	99.6	99.1	473,205	16,246,042	99.5	99.1

(注) 旧法の自動車税を含む

(2) 定期賦課の状況

(単位:台、千円、%)

区分	営業用				自家用				計			
	台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比	
			台数	税額			台数	税額			台数	税額
ト ラ ツ ク	12,587	425,012	99.7	100.1	47,625	802,424	98.9	99.4	60,212	1,227,436	99.1	99.6
バ 一 般 乗 合 ス	570	10,743	97.3	97.6					570	10,743	97.3	97.6
バ (そ の 他)ス	790	31,615	98.4	98.2	1,377	51,208	95.5	95.4	2,167	82,823	96.5	96.4
普 通 乗 用 車	647	7,497	99.5	100.5	175,342	7,570,723	102.0	101.2	175,989	7,578,220	102.0	101.2
小 型 乗 用 車	1,689	16,222	93.8	95.5	210,671	7,390,619	97.7	96.5	212,360	7,406,841	97.7	96.5
三 輪 車					14	104	100.0	100.0	14	104	100.0	100.0
ト レ 一 ラ 一	2,179	87,992	102.0	103.2	912	20,663	102.0	104.8	3,091	108,655	102.0	103.5
特 種 用 途 車	416	4,159	99.8	99.9	4,339	100,089	100.3	98.7	4,755	104,248	100.2	98.7
貨 客 兼 用 車	236	3,126	100.9	100.0	26,721	435,825	100.8	100.6	26,957	438,951	100.8	100.6
小 計	19,114	586,366	99.3	100.3	467,001	16,371,655	99.6	98.9	486,115	16,958,021	99.6	99.0
米 軍 構 成 員					3,231	46,675	93.2	94.7	3,231	46,675	93.2	94.7
計	19,114	586,366	99.3	100.3	470,232	16,418,330	99.6	98.9	489,346	17,004,696	99.6	99.0

(注) 旧法の自動車税を含む

(3) 自動車保有車両数の推移

(単位：台、%)

区分			令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
			台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
貨物車	普通車	自営	24,888	100.6	24,809	99.7	24,768	99.8	24,877	100.4
		計	8,713	100.9	8,735	100.3	8,756	100.2	8,643	98.7
		100.7	33,544	99.8	33,524	99.9	33,520	100.0		
	小型車	四輪	46,236	98.9	45,733	98.9	45,408	99.3	45,263	99.7
		自営	665	98.4	665	100.0	658	98.9	680	103.3
		計	46,901	98.9	46,398	98.9	46,066	99.3	45,943	99.7
	三輪	自営	5	83.3	5	100.0	5	100.0	7	140.0
		計	5	83.3	5	100.0	5	100.0	7	140.0
	被牽引	自営	171	103.6	176	102.9	186	105.7	194	104.3
		計	877	104.3	890	101.5	897	100.8	922	102.8
		104.2	1,048	1,066	101.7	1,083	101.6	1,116	103.0	
乗合車	普通車	自営	405	96.7	397	98.0	387	97.5	366	94.6
		計	1,342	100.4	1,335	99.5	1,302	97.5	1,281	98.4
		99.5	1,747	1,732	99.1	1,689	97.5	1,647	97.5	
	小型車	自営	1,722	98.2	1,717	99.7	1,652	96.2	1,587	96.1
		計	325	98.5	319	98.2	321	100.6	312	97.2
	98.3	2,047	2,036	99.5	1,973	96.9	1,899	96.2		
乗用車	普通車	自営	176,344	102.1	179,885	102.0	183,315	101.9	186,014	101.5
		計	648	103.7	650	100.3	648	99.7	623	96.1
		102.1	176,992	180,535	102.0	183,963	101.9	186,637	101.5	
	小型車	自営	230,895	98.1	225,598	97.7	220,435	97.7	215,236	97.6
		計	1,842	96.7	1,811	98.3	1,722	95.1	1,644	95.5
	98.1	232,737	227,409	97.7	222,157	97.7	216,880	97.6		
特種用途車	普通車	自営	13,277	99.7	13,237	99.7	13,282	100.3	13,236	99.7
		計	5,105	100.7	5,143	100.7	5,142	100.0	5,167	100.5
		100.0	18,382	18,380	100.0	18,424	100.2	18,403	99.9	
	小型車	四輪	1,416	100.1	1,406	99.3	1,415	100.6	1,378	97.4
		計	139	97.2	139	100.0	133	95.7	138	103.8
	99.8	1,555	1,545	99.4	1,548	100.2	1,516	97.9		
小計			515,015	99.7	512,650	99.5	510,432	99.6	507,568	99.4
軽自動車			456,130	100.3	455,279	99.8	456,882	100.4	456,788	100.0
大型特殊車			9,515	101.4	9,607	101.0	9,692	100.9	9,813	101.2
二輪車			25,789	97.3	25,652	99.5	26,347	102.7	27,055	102.7
計			1,006,449	99.9	1,003,188	99.7	1,003,353	100.0	1,001,224	99.8

(注) 各年3月31日現在

10 軽油引取税

調定状況(現年課税分)

(単位: kℓ、千円、%)

区分		東青 前年比	中南 前年比		三八 前年比		西北 前年比		上北 前年比		下北 前年比		計			
													前年比	前年比		
特別徵収によるもの	引渡しに係る軽油の納入数量	437,035	103.5	88,646	121.0	231,008	102.7	7,839	74.6	10,132	100.8	26,870	140.9	801,530	105.5	
	課税対象となるない数量	法第144条の2の規定によるもの 法第144条の5第1号の規定によるもの 法第144条の5第2号の規定によるもの 免税証による納入数量 合衆国軍隊への納入数量	156,094 18,662 44,784 23,561	108.1 106.7 89.9 96.9	28,998 4,672 3,423 28	183.7 82.1 107.4 148.3	26,476 28,490 19,837 74,831	104.7 109.0 111.8 108.1	1,195 86.5 352 1,547	578 88.9 62.5 79.6	834 88.9 81 1,493	3,618 109.3 169.3 96.1	57,215 57,215 84,713 23,670	114.1 104.7 104.2 97.0 109.1		
	計	243,101	103.0	37,093	150.4	74,831	108.1	1,547	79.6	1,493	96.1	19,101	153.4	377,166	109.1	
	差引計	193,934	104.0	51,553	106.1	156,177	100.3	6,292	73.5	8,639	101.7	7,769	117.6	424,364	102.4	
	欠減量	特約業者 元売業者	1.0/100 0.3/100	1,543 119	101.2 116.8	516	106.1	1,526 11 111.9	100.1 100.2	63	73.5	86	101.7	78 117.6 3,812	101.1 130 116.3	
	計	1,662	102.2	516	106.1	1,537	100.2	63	73.5	86	101.7	78	117.6	3,942	101.5	
	差引課税標準量	192,272	104.1	51,037	106.1	154,640	100.3	6,229	73.5	8,553	101.7	7,691	117.6	420,422	102.4	
	税額	6,171,931	104.1	1,638,284	106.1	4,963,947	100.3	199,954	73.5	274,550	101.7	246,877	117.6	13,495,543	102.4	
	法第144条の2第3項の規定によるもの (燃料炭化水素油販売)	課税標準量														
	法第144条の2第4項の規定によるもの (混和・販売店)	課税標準量											皆減	皆減	皆減	
申告納付によるもの	法第144条の2第5項の規定によるもの (保有者)	課税標準量														
	法第144条の2第6項の規定によるもの (所有者)	課税標準量														
	法第144条の3第1項第1号・第2号の規定によるもの (自己消費)	課税標準量	246	95.2	268	113.1	305	98.9	38	115.5	416	101.7	270	80.8	1,543	97.7
	税額	7,907	95.2	8,594	113.1	9,797	98.9	1,218	115.5	13,341	101.7	8,654	80.8	49,511	97.7	
	法第144条の3第1項第3号の規定によるもの (免税軽油の譲渡)	課税標準量	1	82.5					2	皆増			1	292.2	4	310.7
	税額	21	82.5						62	皆増			48	292.2	131	310.7
	法第144条の3第1項第4号の規定によるもの (免税軽油の用途外消費)	課税標準量	2	皆増									極小	皆増	2	皆増
	税額	73	皆増										6	皆増	79	皆増
	法第144条の3第1項第5号の規定によるもの (特別徵収義務者以外の製造軽油の消費・譲渡)	課税標準量														
	税額															
普通徵収	法第144条の3第1項第6号の規定によるもの (輸入した軽油)	課税標準量														
	税額															
計	課税標準量	192,521	104.0	51,305	106.2	154,945	100.3	6,269	73.7	8,969	101.7	7,962	115.7	421,971	102.4	
	税額	6,179,932	104.0	1,646,878	106.2	4,973,744	100.3	201,234	73.7	287,891	101.7	255,585	115.7	13,545,264	102.4	

11 徴 収 状 況

(1) 収入未済額の内訳

(単位:件、千円、%)

区分	東 青			中 南			三 八			西 北			上 北			下 北			計			
	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	
本 税	財 産 差 押	96	7,927	4.7	2	54	0.5	7	703	11.7			3	167	1.9				108	8,851	4.5	
	換 価 猶 予	37	18,963	11.3	2	780	6.9	2	77	1.3	4	1,246	67.7	4	111	1.2			49	21,177	10.7	
	滞 納 処 分 の 停 止	17	2,602	1.6									3	60	0.7				20	2,662	1.3	
	徵 収 猶 予	1	45		1	621	5.5						10	3,030	34.0				12	3,696	1.9	
	徵 収 嘱 託																					
	交 付 要 求	55	1,993	1.2				9	237	4.0	3	60	3.2	11	139	1.6	2	58	2.4	80	2,487	1.2
	交付要求のうち参加差押に係るもの	(10)	(292)	(0.2)															(10)	(292)	(0.1)	
	分 納 誓 約																					
	そ の 他	2,946	131,131	78.2	88	7,428	65.6	71	4,938	82.6	12	375	20.4	38	3,995	44.9	13	1,854	76.0	3,168	149,721	75.6
	小 計	3,152	162,661	97.0	93	8,883	78.5	89	5,955	99.6	19	1,681	91.3	69	7,502	84.3	15	1,912	78.4	3,437	188,594	95.2
	税外(加算金)	26	4,973	3.0	10	2,440	21.5	2	24	0.4	11	160	8.7	18	1,398	15.7	1	528	21.6	68	9,523	4.8
	計	3,178	167,634	100.0	103	11,323	100.0	91	5,979	100.0	30	1,841	100.0	87	8,900	100.0	16	2,440	100.0	3,505	198,117	100.0

(注) 個人県民税を除く

(2) 差押処分・換価処分の状況

(単位:件、%)

区分	動 产		不 动 产		電 話 加 入 権		債 權 等		自 動 車		計		備 考
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	
差 押	7	1.2					536	95.9	16	2.9	559	100.0	
換 価	2	0.5					436	99.5			438	100.0	

12 納税証明書等交付件数調

(単位：件)

区分	東 青				中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	合 計
	東 青	青森分室	八戸市駐在	計						
無 料	234	1,018	300	1,552	368	342	127	286	183	2,858
有 料	4,079				3,559	3,520	4,399	4,669	1,222	21,448

13 更正・決定の状況（間税関係）

調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：人、件、千円、%)

区 分	実 人 員	件 数		税 額	
		前 年 比	前 年 比	前 年 比	前 年 比
ゴルフ場利用税	皆減		皆減		皆減
軽油引取税	5 125.0	59	327.8	△ 2,357	-
産業廃棄物税	2 200.0	45	極大	186	極大
計	7 116.7	104	472.7	△ 2,171	-

第五 税 率 等

令和3年度県税の税率等

(3. 4. 1現在)

税目	課税標準等	税率	納期
県民税	<p>1 個人 (1) 県内に住所を有する個人…………… 均等割及び所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 ……………均等割</p> <p>2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 …均等割及び法人税割 (2) (イ) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの ……………均等割 (ロ) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの ……………法人税割</p>	<p>1 個人 (1) 均等割 1,500円 (2) 所得割 4%</p> <p>※東日本大震災からの復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年500円引上げ</p> <p>2 法人 (1) 均等割 イ 次に掲げる法人 ………………年額2万円 a 法人税法第2条第5号の公共法人及び第24条第5項に規定する公益法人等のうち、第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) b 人格のない社団等(収益事業を行うものに限る。) c 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ※平成20年12月1日以後に開始する事業年度分から適用 d 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(aからcまでに掲げる法人を除く。) e 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びdに掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもの ロ 資本金等の額が1千万円を超える法人 ………………年額5万円 ハ 資本金等の額が1億円を超える法人 ………………年額13万円 ニ 資本金等の額が10億円を超える法人 ………………年額54万円 ホ 資本金等の額が50億円を超える法人 ………………年額80万円 (2) 法人税割 平成3年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 5.8% (4.0%) 【1.8%】 ただし、次に掲げる法人で法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの 5.0% (3.2%) 【1.0%】 イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ロ 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。) ハ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの ※()中の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用</p>	<p>1 個人 (1) 賦課徵収は市町村が市町村民税の賦課徵収と併せて行う (2) 納付(納入)期限は市町村民税と同じ</p> <p>2 法人 (1) 確定申告 各事業年度終了日の翌日から2月以内(会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは3月以内。また、定期総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超える6月を超えない月数の期間内または3月を超える月数の期間内) (2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人(新設内国法人を除く。)で一定のものについては当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内 (3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われ)</p>

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
	【】中の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用		れるときは、その行われる前日まで) (4) 公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものは4月30日まで
県民税	<p>3 利子割 支払を受けるべき利子等(特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益の分配等)の額</p> <p>4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等(一定の上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募の収益の分配、特定目的信託の社債的受益証券の剩余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金、特定投資法人の投資口の配当等)の額</p> <p>5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額(源泉徴収口座(=所得税において源泉徴収を選択した特定口座)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益、源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益)</p>	<p>3 利子割 5 %</p> <p>4 配当割 (平成25年12月31日以前は3%)</p> <p>5 株式等譲渡所得割 (平成25年12月31日以前は3%)</p>	<p>3 利子割 前月分を毎月10日まで</p> <p>4 配当割 前月分を毎月10日まで</p> <p>5 株式等譲渡所得割 前年分を毎年1月10日まで</p>

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
事業税	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険業…… 各事業年度の収入金額</p> <p>(2) 付加価値割 外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）…… 各事業年度の収益配分額（報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料）+単年度損益</p> <p>(3) 資本割 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の資本金等の額</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ロ 特別法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ハ その他の法人… 各事業年度の所得及び清算所得 (※平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する所得割が廃止となっている)</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業、特定卸供給事業（以下「小売電気・発電事業等」という。）を除く）、ガス供給業及び保険業を行う法人…………【0.9%】（1.0%） ロ 小売電気・発電事業等を行う法人…………<0.75%> ※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度分から適用</p> <p>(2) 付加価値割 イ 電気供給業（小売電気・発電事業等を除く）・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人…0.48%《0.72%》[1.2%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人…………<0.37%></p> <p>(3) 資本割 イ 電気供給業（小売電気・発電事業等を除く）・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人…0.2%《0.3%》[0.5%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人…………<0.15%></p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.3%】《3.1%》[0.7%]（1.0%） b a以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【2.2%】《1.6%》[0.3%]（0.4%） ……所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 【3.2%】《2.3%》[0.5%]（0.7%） ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【4.3%】《3.1%》[0.7%]（1.0%） ロ 特別法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……………【4.6%】（4.9%） b 小売電気・発電事業等を行う法人…………<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】（3.5%） ……所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 【4.6%】（4.9%） ハ その他の法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……………【6.7%】（7.0%） b 小売電気・発電事業等を行う法人…………<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】（3.5%） ……所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 【5.1%】（5.3%） ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【6.7%】（7.0%）</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 確定申告 各事業年度終了日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内。また、定時総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超える月数の期間内または3月を超える月数の期間内）</p> <p>(2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内</p> <p>(3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで）</p>

税目	課税標準等	税率	納期
事業税		<p>※【】中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 《》中の税率は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分に適用 [] 中の税率は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 (()) 中の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 < > 中の税率は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p>	
	2 個人 令和 2 年中の所得 事業主控除 年額 290 万円 事業専従者控除 青色 支払った給与の額 白色 年額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	2 個人 (1) 第 1 種事業 5 % (2) 第 2 種事業 4 % (3) 第 3 種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 5 % (4) 第 3 種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 3 %	2 個人 1 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日 2 期 11 月 15 日～ 11 月 30 日 ただし、年の中途中で事業を廃止した場合は隨時
地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	22/78% (消費税率 (7.8%) 換算で 2.2%)	納付期限は消費税と同じ。 賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。
不動産取得税	不動産の取得時の価格 (1) 特例適用住宅の建築については 1 戸につき 1,200 万円 (新築の「認定長期優良住宅」である特例適用住宅を平成 21 年 6 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した場合には 1,300 万円) を控除 (2) 耐震基準適合既存住宅の取得については 1 戸につき、その新築時に控除することとされていた額を控除 ◎ 免税点 土地 10 万円未満 家屋 建築 (新・増・改築) 23 万円未満 その他 (売買等) 12 万円未満	3 % (ただし住宅以外の家屋について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの取得については 4 %) 次のいずれかの条件に該当する特例適用 (新築) 住宅用の土地を取得した場合、土地の税額が減額される。 (1) 土地と住宅の取得者が同一の場合 イ 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に住宅を新築した場合 (同時取得を含む) ロ 土地を取得した日前 1 年の期間内にその土地の上に住宅を新築していた場合 (2) 土地と住宅の取得者が異なる場合 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に住宅が新築された場合で、次の条件のいずれかに当たるとき イ 土地の取得者が、その土地の上に住宅が新築された時まで引き続きその土地を所有している場合 ロ 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者が、その土地の上に住宅を新築した場合 特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成 8 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合については、課税標準額を価格の 2 分の 1 の額とする。	随時
たばこ税	小売販売業者に売渡し等した製造たばこの本数	<p>喫煙用の紙巻たばこ等 $\frac{1,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$</p> <p>旧 3 級品の紙巻たばこ $\frac{1,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$</p>	前月分を毎月末日まで

税目	課 税 標 準 等		税 率		納 期	
ゴルフ場利用税	基 準 項 目		税 率		前月分を毎月末日まで	
	当該ゴルフ場の会員以外の者の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日)の利用料金。 当該利用料金が二以上定められている場合には、これらのうち最も高い金額。	1 15,000円以上のゴルフ場		1,200円		
		2 12,000円以上15,000円未満のゴルフ場		1,100円		
		3 10,000円以上12,000円未満のゴルフ場		1,000円		
		4 8,500円以上10,000円未満のゴルフ場		900円		
		5 7,000円以上8,500円未満のゴルフ場		800円		
		6 6,000円以上7,000円未満のゴルフ場		700円		
		7 5,000円以上6,000円未満のゴルフ場		600円		
		8 4,500円以上5,000円未満のゴルフ場		550円		
		9 4,000円以上4,500円未満のゴルフ場		500円		
		10 3,500円以上4,000円未満のゴルフ場		450円		
		11 3,500円未満のゴルフ場		400円		
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りの数量		軽油1キロリットルにつき 32,100円		前月分を毎月末日まで	
自動車税	1 自動車税環境性能割 ◎自動車の取得価額 免 税 点 取得価額50万円以下		営 業 用 0.5~2.0% 自 家 用 1.0~3.0% (令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車は臨時的軽減により税率1%軽減)		登録、届出時申告納付 6月15日から 6月30日まで	
	2 自動車税種別割					
	自動車の台数	区 分		営 業 用	自 家 用	
		乗 用 車		1 ℥ 以下	7,500円	25,000円
		総排気量(ロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積をいう。以下同じ。) ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車		1 ℥ 超 1.5 ℥ 以下	8,500円	30,500円
		1.5 ツ 2 ツ		9,500円	36,000円	
		2 ツ 2.5 ツ		13,800円	43,500円	
		2.5 ツ 3 ツ		15,700円	50,000円	
		3 ツ 3.5 ツ		17,900円	57,000円	
		3.5 ツ 4 ツ		20,500円	65,500円	
		4 ツ 4.5 ツ		23,600円	75,500円	
		4.5 ツ 6 ツ		27,200円	87,000円	
		6 ツ		40,700円	110,000円	
	電 气		7,500円		25,000円	
	ト ラ ツ ク	最大積載量1トン以下		6,500円	8,000円	
		1 ト ン 超 2 ト ン 以 下		9,000円	11,500円	
		2 ト ン 3 ト ン		12,000円	16,000円	
		3 ト ン 4 ト ン		15,000円	20,500円	
		4 ト ン 5 ト ン		18,500円	25,500円	
		5 ト ン 6 ト ン		22,000円	30,000円	
		6 ト ン 7 ト ン		25,500円	35,000円	
		7 ト ン 8 ト ン		29,500円	40,500円	

税目	課 税 標 準 等	税 率			納 期
自動車の台数	トラック	区分		営 業 用	自 家 用
		最大積載量8トン超(8トンを超える1トンまでごとの加算額)		4,700円	6,300円
		小型自動車に属するけん引車		7,500円	10,200円
		普通自動車〃		1,5100円	20,600円
		小型自動車に属する被けん引車		3,900円	5,300円
		普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車		7,500円	10,200円
	最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの(ライトバン等)に対する加算額	最大積載量が8トン超の被けん引車(8トンを超える1トンまでごとの加算額)		3,800円	5,100円
		最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの(ライトバン等)に対する加算額		3,700円	5,200円
		〃 10超 1.50以下		4,700円	6,300円
		〃 1.50超		6,300円	8,000円
	型三自輪動の車小	電 気		3,700円	5,200円
		最大積載量1トン以下		4,500円	6,000円
		〃 〃 超		6,800円	9,100円
車種用途	バス	区分		営 業 用	自 家 用
		一般乗合用		その 他	
		乗車定員30人以下		12,000円	26,500円
		〃 30人超 40人以下		14,500円	32,000円
		〃 40〃 50〃		17,500円	38,000円
		〃 50〃 60〃		20,000円	44,000円
		〃 60〃 70〃		22,500円	50,500円
		〃 70〃 80〃		25,500円	57,000円
		〃 80〃		29,000円	65,500円
	区分		営 業 用	自 家 用	
	特種	主として人の乗用に供する自動車(医療保健用の自動車を除く。)		乗車定員10人以下	
		〃 10人超		バスの区分に応じ、それぞれに定める額	
	主として物の運搬の用に供する自動車(医療保健用の自動車及び靈柩車を除く。)	普通自動車及び四輪以上の小型自動車に属するもの		トラックの区分に応じ、それぞれに定める額	
		三輪の小型自動車に属するもの		三輪の小型自動車の区分に応じ、それぞれに定める額	
	医療保健用の自動車(消毒車及び寝具乾燥車を除く。)及び靈柩車	普通自動車に属するもの		10,000円	13,700円
		小型自動車に属するもの		5,300円	6,800円
	車	1ℓ以下		6,000円	20,000円
		1ℓ超 1.5ℓ以下		6,800円	24,400円
		1.5〃 2〃		7,600円	28,800円
		2〃 2.5〃		11,000円	34,800円
		2.5〃 3〃		12,500円	40,000円
		3〃 3.5〃		14,300円	45,600円

6月15日から

6月30日まで

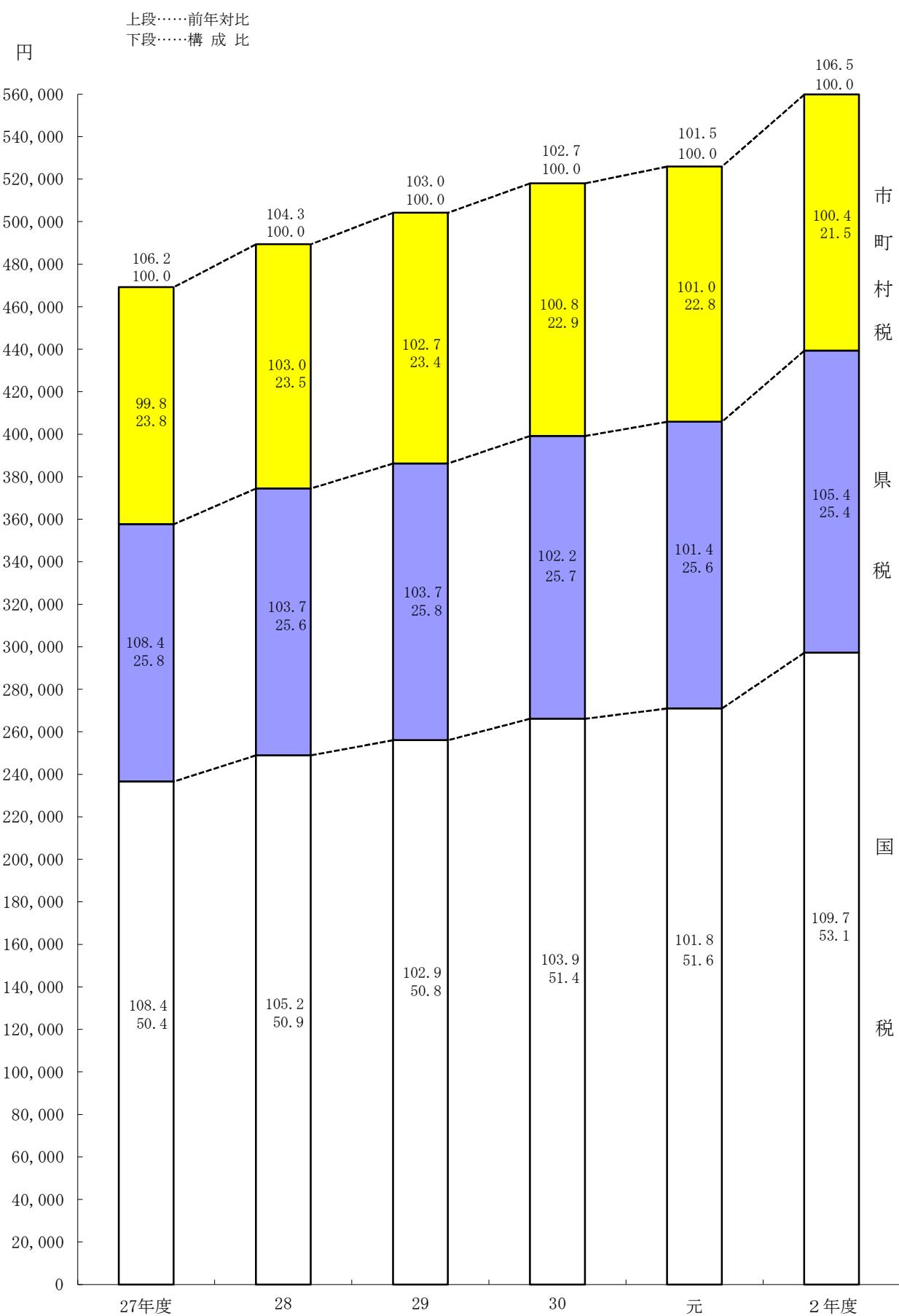
税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	<p>(1) 加工事業者の行う濃縮 課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量</p> <p>(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 課税標準の算定期間の末日における実用発電用原子炉の熱出力</p> <p>(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料の挿入に係る核燃料の価額</p> <p>(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量</p> <p>(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量</p> <p>(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量</p> <p>(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量</p>	<p>(1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量 1キログラムにつき 36,500 円</p> <p>(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 実用発電用原子炉の熱出力千キロワットにつき 38,250 円</p> <p>(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料（既に核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額の 8.5%</p> <p>(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 19,400 円</p> <p>(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,300 円（当分の間 8,300 円）</p> <p>(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量 1立方メートルにつき 52,400 円</p> <p>(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量 1本につき 1,614,600 円</p>	課税標準の算定期間（原子炉設置者の行う核燃料物質等取扱税にあっては、核燃料の挿入がなされた日の属する月）の末日の翌日から起算して2月以内

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
狩 猎 稅	狩 猎 者 の 登 錄	<p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者(次の③又は④に該当する者を除く。) 16,500 円</p> <p>② 所得割額の納付を要しない者(同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。)</p> <p>③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者</p> <p>④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 11,000 円</p> <p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者(次の③又は④に該当する者を除く。) 8,200 円</p> <p>② 所得割額の納付を要しない者(同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。)</p> <p>③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者</p> <p>④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 5,500 円</p> <p>第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 5,500 円</p> <p>対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録 課税免除</p> <p>許可捕獲者又は許可捕獲従事者に係る狩猟者の登録 上記の区分に応じた税率に2分の1を乗じた税率</p>	随 時
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000 円	前月分を毎月末日まで

税目	課 税 標 準 等	譲 与 の 基 準	譲与の時期
特別法人事業譲与税	特別法人事業税（国税） (1) 外形標準課税の対象法人 基準法人所得割額×260/100 (2) 特別法人 基準法人所得割額×34.5/100 (3) 資本金1億円以下の普通法人等 基準法人所得割額×37/100 (4) 電気供給業（小売電気事業・発電事業等を除く）、ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (5) 小売電気事業・発電事業等を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (40/100) ※1 基準法人所得（収入）割額とは、地方税法の規定によって計算した所得（収入）割額をいう。 ※2 ()中の税率は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用	特別法人事業税の収入額に相当する額の総額から財源超過団体調整額を控除した額の1/2に相当する額を各都道府県の人口で、残り1/2に相当する額を各都道府県の従業者数あん分した額の合計額を譲与	5月、8月、11月及び2月
地方揮発油譲与税	地方揮発油税（国税） 製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から政令で定める一定数量を控除した数量で、1キロリットルにつき 5,200 円	地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
石油ガス譲与税	石油ガス税（国税） 石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量で、1キログラムにつき 17 円 50 銭	石油ガス税の収入額の1/2に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
自動車重量譲与税	自動車重量税（国税） 自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量	自動車重量税の収入額の422/1,000に相当する額を各都道府県の自家用乗用車（登録者）の課税台数にあん分して譲与 ※自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和元～3年度は348/1,000（当分の間は422/1,000）、令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は416/1,000（当分の間490/1,000）とされている	6月、11月及び3月
航空機燃料譲与税	航空機燃料税（国税） 航空機に積み込まれた航空機燃料の数量で、1キロリットルにつき 9,000 円	航空機燃料税の調査決定額の4/9等に相当する額の1/5に相当する額を空港関係都道府県に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る着陸料の収入額又は世帯数にあん分して譲与	9月及び3月
森林環境譲与税	森林環境税（国税） 国内に住所を有する個人に対して、一人あたり 年額 1,000 円 （令和6年度から課税開始）	森林環境税収入相当額の3/20に相当する額を各都道府県の私有林人工林面積で5割、林業就業者数で2割、人口で3割にあん分して譲与	9月及び3月

第六 參考計數等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較



2 県民の租税負担に関する調

(1) 全 国

区 分	人 口	国民所得	租 税 負 担 額						租 税 負 担 率						一 人 当 た り 負 担 額					
			地 方 税			地 方 税			地 方 税			地 方 税			地 方 税					
			総 額	国 税	都道府県税	市町村税	計	総 額	国 税	都道府県税	市町村税	計	総 額	国 税	都道府県税	市町村税	計			
千人	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	円	円	円	円	円			
23	126,167	3,574,735	793,468	451,754	137,940	203,774	341,714	22.2	12.6	3.9	5.7	9.6	628,903	358,060	109,331	161,512	270,843			
24	125,933	3,581,562	815,100	470,492	141,456	203,152	344,608	22.8	13.2	3.9	5.7	9.6	647,249	373,605	112,326	161,318	273,644			
25	125,684	3,725,700	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	23.2	13.7	4.0	5.5	9.5	689,043	407,589	117,548	163,906	281,454			
26	125,410	3,766,776	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	25.1	15.4	4.1	5.6	9.7	754,602	461,281	125,058	168,264	293,322			
27	127,111	3,926,293	990,679	599,694	180,222	210,764	390,986	25.2	15.3	4.6	5.3	9.9	779,381	471,788	141,783	165,811	307,594			
28	126,937	3,922,939	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	25.1	15.0	4.6	5.5	10.1	774,783	464,453	142,701	167,629	310,330			
29	126,714	4,005,164	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	25.5	15.6	4.6	5.3	9.9	807,209	492,292	145,183	169,734	314,917			
30	126,453	4,022,687	1,049,756	642,241	183,280	224,234	407,514	26.1	16.0	4.6	5.5	10.1	830,155	507,889	144,939	177,326	322,265			
元	126,161	4,006,470	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	25.8	15.5	4.6	5.7	10.3	819,481	492,823	145,399	181,259	326,658			
2	125,669	3,756,954	1,057,586	649,330	183,687	224,569	408,256	28.2	17.3	4.9	6.0	10.9	841,565	516,699	146,167	178,699	324,866			
3	125,443	3,835,000	1,098,828	684,925	198,868	215,035	413,903	28.7	17.9	5.2	5.6	10.8	875,958	546,005	158,533	171,420	329,953			

(資料) 1 国民所得、租税負担額（国税、地方税）…総務省自治税務局「令和4年度地方税に関する参考計数資料」

2 租税負担額（都道府県税）…地方行財政調査会「地方行財政調査資料（都道府県版）」

(注) 1 人口…3年度は国勢調査人口を基礎として算出した推計人口（R3.11.1現在）である。

2 国民所得…3年度は見込数値である。

3 国 税…租税及び印紙収入決算額であり、国税徴収に係る地方消費税相当額を除いた額である。なお、3年度は決算見込額である。

4 地 方 税…3年度は決算見込額である。

(2) 青 森 県

区 分	人 口	県 民 所 得	租 税 負 担 額						租 税 負 担 率						一 人 当 た り 負 担 額					
			地 方 税			地 方 税			地 方 税			地 方 税			地 方 税					
			総 額	国 税	県 税	市町村税	計	総 額	国 税	県 税	市町村税	計	総 額	国 税	県 税	市町村税	計			
千人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%	%	円	円	円	円	円			
23	1,381	3,272,568	(535,680)	(256,665)	(130,579)	(491,246)	(225,042)	117,768	148,436	266,204	15.0	6.9	3.6	4.5	8.1	355,718	162,956	85,277	107,485	192,762
24	1,367	3,253,790	(522,409)	(239,345)	(135,486)	(473,349)	(203,268)	122,503	147,578	270,081	14.5	6.2	3.8	4.5	8.3	346,268	148,696	89,614	107,958	197,572
25	1,353	3,264,191	(530,044)	(244,792)	(134,944)	(480,779)	(208,216)	122,255	150,308	272,563	14.7	6.4	3.7	4.6	8.3	355,343	153,892	90,359	111,092	201,451
26	1,338	3,227,050	(590,910)	(291,994)	(149,350)	(515,067)	(238,824)	126,677	149,566	276,243	16.0	7.4	3.9	4.7	8.6	384,953	178,493	94,677	111,783	206,460
27	1,323	3,425,689	(620,738)	(313,073)	(160,134)	(551,735)	(263,684)	140,520	147,531	288,051	16.1	7.7	4.1	4.3	8.4	417,033	199,307	106,213	111,513	217,726
28	1,308	3,295,252	(640,115)	(325,715)	(164,158)	(741,944)	(448,793)	142,909	150,242	293,151	22.5	13.6	4.3	4.6	8.9	567,235	343,113	109,258	114,864	224,122
29	1,291	3,350,081	(650,974)	(330,653)	(168,045)	(613,948)	(277,411)	184,261	152,276	336,537	18.3	8.3	5.5	4.5	10.0	475,560	214,881	142,727	117,952	260,679
30	1,274	3,284,907	(659,991)	(339,097)	(169,462)	(571,837)	(277,475)	142,930	151,432	294,362	17.4	8.4	4.4	4.6	9.0	448,852	217,798	112,190	118,863	231,053
元	1,258	3,291,805	(661,604)	(340,928)	(169,648)	(581,825)	(284,922)	145,875	151,028	296,903	17.7	8.7	4.4	4.6	9.0	462,500	226,488	115,958	120,054	236,012
2	1,242	(695,327)	(369,189)	(176,494)	(602,092)	(306,257)	146,191	149,644	295,835	484,776	246,584	117,706	120,486	238,192
3	1,225	152,436	151,058	303,494</										

3令和2年度国税徴収表

(1) 青森県分

(単位:千円、%)

区分	徴収決定済額 ①	収納済額 ②	収納未済額 ③	収納割合 ②/①
源泉所得税 申告所得税 税 計	59,542,899	59,229,464	286,196	99.5
	20,739,229	19,373,121	1,330,410	93.4
	80,282,128	78,602,585	1,616,606	97.9
法人税	35,058,286	34,767,073	283,845	99.2
相続税	7,088,869	6,822,654	265,047	96.2
消費税	297	-	297	-
消費税及地方消費税	156,944,106	151,893,652	4,918,694	96.8
酒税	626,875	604,583	22,292	96.4
たばこ税及たばこ特別税	-	-	-	-
揮発油税及地方揮発油税	32,014,325	29,359,622	2,654,703	91.7
その他の	4,227,984	4,207,137	20,687	99.5
総計	316,242,869	306,257,305	9,782,172	96.8

(注) 国税庁HP(令和2年度)による。
 「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。
 収納割合は本県において計算したものである。

※ 「源泉所得税」欄には、源泉所得税及び復興特別所得税を含んでいる。
 ※ 「申告所得税」欄には、申告所得税及び復興特別所得税を含んでいる。

(2) 税務署別実績調

(単位:千円、%)

署別	区分	科目別		総計	源泉所得税	申告所得税	法人税	相続税	消費税	消費税及 地方消費税	酒税	たばこ税及 たばこ特別税	揮発油税及 地方揮発油税	その他
		徴収決定済額	収納割合	徴収決定済額	収納割合	徴収決定済額	収納割合	徴収決定済額	収納割合	徴収決定済額	収納割合	徴収決定済額	収納割合	徴収決定済額
青森	徴収決定済額	101,812,443	18,595,556	4,861,301	6,961,734	1,956,728	-	49,920,542	102,396	-	X	X		
	収納済額	98,297,238	18,508,259	4,593,225	6,862,824	1,852,318	-	48,434,635	102,396	-	X	X		
	収納割合	96.5	99.5	94.5	98.6	94.7	-	97.0	100.0	-	-	-		
弘前	徴収決定済額	33,649,740	7,444,779	3,097,173	4,829,733	998,537	297	16,549,546	260,678	-	-	468,997		
	収納済額	32,439,197	7,410,377	2,915,602	4,777,876	926,636	-	15,704,848	238,387	-	-	465,472		
	収納割合	96.4	99.5	94.1	98.9	92.8	0.0	94.9	91.4	-	-	99.2		
八戸	徴収決定済額	86,439,369	14,656,511	5,782,303	11,853,573	2,008,834	-	36,869,173	X	-	X	1,198,684		
	収納済額	83,694,008	14,539,973	5,442,655	11,789,754	1,953,491	-	35,894,087	X	-	X	1,194,129		
	収納割合	96.8	99.2	94.1	99.5	97.2	-	97.4	-	-	-	99.6		
黒石	徴収決定済額	11,389,132	2,264,269	855,402	1,201,524	488,039	-	6,469,305	X	-	-	X		
	収納済額	11,028,925	2,248,931	795,655	1,188,525	486,763	-	6,198,933	X	-	-	X		
	収納割合	96.8	99.3	93.0	98.9	99.7	-	95.8	-	-	-	-		
五所川原	徴収決定済額	17,741,105	3,388,192	1,777,197	2,149,752	245,090	-	9,837,414	6,798	-	-	336,663		
	収納済額	17,049,636	3,364,617	1,660,956	2,131,178	238,089	-	9,312,210	6,798	-	-	335,787		
	収納割合	96.1	99.3	93.5	99.1	97.1	-	94.7	100.0	-	-	99.7		
十和田	徴収決定済額	54,080,658	10,490,456	3,523,828	6,581,979	1,007,817	-	31,726,044	160,175	-	-	590,359		
	収納済額	53,035,288	10,466,775	3,203,541	6,559,404	982,394	-	31,073,978	160,175	-	-	589,021		
	収納割合	98.1	99.8	90.9	99.7	97.5	-	97.9	100.0	-	-	99.8		
むつ	徴収決定済額	11,130,422	2,703,136	842,024	1,479,992	383,825	-	5,572,081	9,258	-	-	140,105		
	収納済額	10,713,013	2,690,531	761,486	1,457,512	382,962	-	5,274,962	9,258	-	-	136,301		
	収納割合	96.2	99.5	90.4	98.5	99.8	-	94.7	100.0	-	-	97.3		

(注) 国税庁HP(令和2年度)による。

「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。

表中の「X」は、仙台国税局統計情報において情報を保護する観点から計数を秘匿されたものである。

収納割合は本県において計算したものである。

4 令和3年度都道府県税決算見込額調

(単位:千円)

区分	調定額	収入額	調定額前年比(%)	収入歩合(%)
北海道	627,621,831	618,826,842	104.2	98.6
青森県	153,932,428	152,435,844	103.9	99.0
岩手県	135,668,951	134,247,827	104.2	99.0
宮城県	312,667,472	309,785,742	105.3	99.1
秋田県	100,586,298	99,633,779	107.8	99.1
山形県	118,154,316	117,072,750	105.5	99.1
福島県	250,060,926	246,395,807	102.2	98.5
茨城県	401,684,290	397,288,752	103.9	98.9
栃木県	258,070,347	255,383,664	104.7	99.0
群馬県	264,710,636	262,171,451	106.6	99.0
埼玉県	821,061,011	811,194,889	104.1	98.8
千葉県	1,154,812,936	1,142,164,455	111.2	98.9
東京都	4,843,909,460	4,807,926,370	112.8	99.3
神奈川県	1,222,525,361	1,210,053,791	103.6	99.0
新潟県	274,549,110	272,742,060	105.2	99.3
富山県	156,835,552	154,762,375	103.9	98.7
石川県	161,490,166	159,524,392	104.2	98.8
福井県	130,057,701	129,021,800	110.5	99.2
山梨県	98,432,072	97,593,794	104.9	99.1
長野県	245,890,725	244,153,345	105.7	99.3
岐阜県	263,159,412	259,223,997	105.5	98.5
静岡県	491,805,943	487,431,442	105.2	99.1
愛知県	1,210,028,176	1,198,330,728	103.0	99.0
三重県	270,837,163	267,937,913	105.4	98.9
滋賀県	179,777,850	176,745,180	105.7	98.3
京都府	294,623,003	291,429,211	109.5	98.9
大阪府	1,614,532,785	1,603,090,727	108.0	99.3
兵庫県	784,446,481	776,865,095	109.0	99.0
奈良県	129,279,920	127,264,341	104.4	98.4
和歌山県	100,335,906	99,438,712	104.4	99.1
鳥取県	57,470,117	57,043,087	105.7	99.3
島根県	73,926,895	73,470,861	104.6	99.4
岡山県	253,439,649	251,182,127	108.1	99.1
広島県	342,026,948	337,499,388	102.5	98.7
山口県	193,838,556	192,122,919	109.8	99.1
徳島県	83,685,912	82,938,628	106.5	99.1
香川県	131,063,530	129,867,229	103.8	99.1
愛媛県	163,874,590	162,975,760	108.7	99.5
高知県	70,786,998	70,305,876	109.1	99.3
福岡県	698,263,456	690,806,818	108.8	98.9
佐賀県	95,148,112	94,293,066	105.7	99.1
長崎県	127,531,275	126,333,274	106.2	99.1
熊本県	169,371,997	167,622,517	108.1	99.0
大分県	133,444,462	132,016,044	109.4	98.9
宮崎県	108,739,224	107,645,196	106.8	99.0
鹿児島県	161,861,605	160,328,591	107.7	99.1
沖縄県	142,107,940	140,242,984	104.6	98.7
合計	20,078,129,494	19,886,831,440	107.6	99.0

(注) 出納閉鎖日現在地方行財政調査会調べ

5 令和3年度東北六県県税税目別調定収入状況調

(単位:千円、%)

区分	県民税					事業税			地方消費税			不取 得 利 用 割	動 産 税	たばこ税 利 用 税	自 動 車 税	軽 引 取 税	自動車税			鉱区税 自 動 車 税 (~2019.9)	固資 産 定 税	定 法 普 通 外 税	狩 獵 税	法定 外 税	旧法 による 税	県税合計
	個人		法 人	利 子 割	個 人	法 人	譲 渡 割	貨 物 割	13,545,264	53,976	888,964	16,291,799					13,545,264	14,601	888,948	16,223,576						
	均等割及 所得割	配当割	株式等譲渡 所得割						13,545,264	14,601	888,948	16,223,576					13,545,264	14,601	888,948	16,223,576						
青森	調定額	35,260,624	646,288	604,925	2,739,071	137,963	1,054,303	27,451,393	29,117,986	2,356,812	1,921,428	1,682,831	149,795		13,545,264	53,976	888,964	16,291,799	2,228	547,735	19,390,894	3,971	84,178		153,932,428	
	収入額	33,965,374	646,288	604,925	2,728,605	137,963	1,032,459	27,407,369	29,117,986	2,356,812	1,904,042	1,682,831	149,795		13,545,264	14,601	888,948	16,223,576	2,228	547,735	19,390,894	3,971	84,178		152,435,844	
	収入歩合	96.3			100.0	99.6	100.0	97.9	99.8	100.0	99.1	100.0	100.0		100.0	27.1	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0		
岩手	調定額	36,827,539	682,657	794,068	3,477,737	134,450	1,188,201	28,397,105	26,313,130	194,748	2,670,848	1,447,301	298,101		14,757,286	37,087	842,922	17,479,425	17,843			13,981	94,522		135,668,951	
	収入額	35,902,871	682,657	794,068	3,460,119	134,450	1,156,957	28,315,325	26,313,130	194,748	2,629,691	1,447,301	298,101		14,497,737	14,278	842,922	17,437,126	17,843			13,981	94,522		134,247,827	
	収入歩合	97.5	100.0	100.0	99.5	100.0	97.4	99.7	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0		98.2	38.5	100.0	99.8	100.0		100.0	100.0	100.0	99.0		
宮城	調定額	61,638,207	2,033,779	2,333,411	8,983,231	221,436	3,375,641	80,720,163	69,959,635	13,656,982	6,601,195	2,836,841	676,995		24,567,688		1,631,321	32,803,867	2,498		181,020	11,220	432,284	58	312,667,472	
	収入額	59,452,121	2,033,779	2,333,411	8,929,719	221,436	3,251,997	80,517,668	69,959,635	13,656,982	6,481,761	2,836,841	676,995		24,567,688		1,631,103	32,607,584	2,498		181,020	11,220	432,284		309,785,742	
	収入歩合	96.5	100.0	100.0	99.4	100.0	96.3	99.7	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0		100.0		100.0	99.4	100.0		100.0	100.0	100.0	99.1		
秋田	調定額	26,460,705	517,014	713,987	2,387,288	102,442	870,288	21,266,717	20,116,316	1,731,157	1,692,411	1,128,435	156,633		9,342,945	13,611	669,616	13,194,230	8,938			1,734	210,789	1,042	100,586,298	
	収入額	25,680,492	517,014	713,987	2,378,229	102,442	858,981	21,246,210	20,116,316	1,731,157	1,580,075	1,128,435	156,633		9,342,631	1,583	669,616	13,188,475	8,678			1,734	210,789	303	99,633,779	
	収入歩合	97.1	100.0	100.0	99.6	100.0	98.7	99.9	100.0	100.0	93.4	100.0	100.0		100.0	11.6	100.0	100.0	97.1		100.0	100.0	29.1	99.1		
山形	調定額	32,538,736	706,460	911,698	2,806,594	137,838	1,236,506	24,609,603	24,469,100	1,086,578	2,114,055	1,123,704	126,675		9,549,507		742,689	15,781,553	2,289			4,436	177,324	28,971	118,154,316	
	収入額	31,597,842	706,460	911,698	2,792,640	137,838	1,209,129	24,590,919	24,469,100	1,086,578	2,081,139	1,123,704	126,675		9,549,507		742,689	15,758,366	2,289			4,436	177,324	4,417	117,072,750	
	収入歩合	97.1	100.0	100.0	99.5	100.0	97.8	99.9	100.0	100.0	98.4	100.0	100.0		100.0		100.0	99.9	100.0		100.0	100.0	15.2	99.1		
福島	調定額	61,990,865	1,751,368	1,851,792	5,920,639	246,683	2,091,837	61,730,387	42,931,516	2,354,031	4,012,894	2,470,949	563,930		25,087,228	312,147	1,314,466	30,141,011	10,338	4,848,461		13,583	416,801		250,060,926	
	収入額	59,611,214	1,751,368	1,851,792	5,830,408	246,683	1,966,370	61,208,046	42,931,516	2,354,031	3,893,948	2,470,949	553,395		25,083,910	57,976	1,314,466	29,980,552	10,338	4,848,461		13,583	416,801		246,395,807	
	収入歩合	96.2	100.0	100.0	98.5	100.0	94.0	99.2	100.0	100.0	97.0	100.0	98.1		100.0	18.6	100.0	99.5	100.0		100.0	100.0		98.5		

6 令和3年度市町村税の決算状況調

(1) 県 計

(単位: 千円、%)

区 分	調 定 濟 額				取 入 濟 額				徴 収 率				収入済額Gの対前年度増減率	徴収率G/Cの対前年度増減			
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100 前年度	F/B×100 前年度	G/C×100 前年度						
一 普 通 税	149,279,774	6,501,244	155,781,018	7,054,531	148,021,311	1,648,797	149,670,108	7,000,468	99.2	98.6	25.4	21.1	96.1	95.3	1.0	0.8	
1 法定普通税	149,279,774	6,501,244	155,781,018	7,054,531	148,021,311	1,648,797	149,670,108	7,000,468	99.2	98.6	25.4	21.1	96.1	95.3	1.0	0.8	
(1) 市町村民税	61,650,295	2,156,041	63,806,336	1,784,938	61,183,129	592,818	61,775,947	1,790,616	99.2	99.0	27.5	26.7	96.8	96.3	1.6	0.5	
①個人均等割	2,112,343	79,516	2,191,859		2,096,756	20,927	2,117,683		99.3	99.1	26.3	26.9	96.6	96.2	△ 0.1	0.4	
②所得割	49,588,035	1,914,119	51,502,154		49,117,708	499,173	49,616,881		99.1	99.0	26.1	26.6	96.3	96.0	0.4	0.3	
上記のうち退職所得分	428,845		428,845		428,845		428,845		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	22.7	0.0	
①法人均等割	3,568,703	82,813	3,651,516	229,625	3,566,230	36,220	3,602,450	228,888	99.9	98.8	43.7	26.0	98.7	97.5	2.9	1.2	
②法人税割	6,381,214	79,593	6,460,807	1,555,313	6,402,435	36,498	6,438,933	1,561,728	100.3	99.2	45.9	28.0	99.7	98.6	12.0	1.1	
(2) 固定資産税	73,042,586	4,121,164	77,163,750	5,269,593	72,309,857	1,014,422	73,324,279	5,209,852	99.0	98.2	24.6	17.9	95.0	94.0	△ 0.6	1.0	
(ア)純固定資産税	72,161,879	4,121,164	76,283,043	5,269,593	71,429,150	1,014,422	72,443,572	5,209,852	99.0	98.2	24.6	17.9	95.0	93.9	△ 0.5	1.1	
①土地	17,899,321	1,176,401	19,075,722	1,600,884	17,691,258	297,379	17,988,637	1,582,799	98.8	97.9	25.3	17.9	94.3	93.1	0.1	1.2	
②家屋	33,880,489	2,022,588	35,903,077	2,501,685	33,522,744	497,960	34,020,704	2,473,077	98.9	98.1	24.6	18.2	94.8	93.6	△ 4.4	1.2	
③償却資産	20,382,069	922,175	21,304,244	1,167,024	20,215,148	219,083	20,434,231	1,153,976	99.2	98.6	23.8	17.1	95.9	95.1	5.9	0.8	
(イ)交付金	880,707		880,707		880,707		880,707		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	△ 1.5	0.0	
(3) 軽自動車税	4,267,658	207,844	4,475,502		4,209,145	41,557	4,250,702		98.6	98.6	20.0	23.3	95.0	94.7	2.4	0.3	
環境性能割	194,073		194,073		194,073		194,073		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	7.1	0.0	
種別割	4,073,585	207,844	4,281,429		4,015,072	41,557	4,056,629		98.6	98.6	20.0	23.3	94.7	94.4	2.2	0.3	
(4) 市町村たばこ税	10,303,335		10,303,335		10,303,280		10,303,280		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	8.1	0.0	
(5) 鉱産税	15,900		15,900		15,900		15,900		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	10.0	0.0	
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(ア)保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(イ)取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(ウ)遊休土地分																	
2 法定外普通税																	
二 目 的 税	1,372,861	118,623	1,491,484		1,358,658	28,900	1,387,558		99.0	97.5	24.4	19.0	93.0	91.6	△ 2.6	1.4	
1 法定目的税	1,372,861	118,623	1,491,484		1,358,658	28,900	1,387,558		99.0	97.5	24.4	19.0	93.0	91.6	△ 2.6	1.4	
(1) 入湯税	97,143	11,870	109,013		96,734	10,790	107,524		99.6	88.7	90.9	64.8	98.6	87.9	28.9	10.7	
(2) 事業所税		421	421			120	120				28.5	36.3	28.5	36.3	△ 50.0	△ 7.8	
(3) 都市計画税	1,275,718	106,332	1,382,050		1,261,924	17,990	1,279,914		98.9	98.1	16.9	17.6	92.6	91.9	△ 4.6	0.7	
(ア)土地	551,254	46,790	598,044		545,169	7,819	552,988		98.9	98.1	16.7	15.9	92.5	91.7	△ 0.6	0.8	
(イ)家屋	724,464	59,542	784,006		716,755	10,171	726,926		98.9	98.1	17.1	18.8	92.7	92.0	△ 7.4	0.7	
(4)水利地益税																	
(5)共同施設税																	
(6)宅地開発税																	
2 法定外目的税																	
三 旧法による税	合 計 (一~三)	150,652,635	6,619,867	157,272,502	7,054,531	149,379,969	1,677,697	151,057,666	7,000,468	99.2	98.6	25.3	21.0	96.0	95.3	0.9	0.7
	国民健康保険税	24,045,730	7,813,479	31,859,209		22,591,205	1,499,695	24,090,900		94.0	93.3	19.2	20.1	75.6	73.5	△ 1.1	2.1
	国民健康保険料	4,113,785	690,505	4,804,290		3,863,252	197,162	4,060,414		93.9	92.9	28.6	31.1	84.5	82.6	1.7	1.9

(2) 市 計

(単位:千円、%)

区分	調定済額				収入済額				徴収率				収入済額Gの対前年度増減率	徴収率G/Cの対前年度増減率		
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	標準税率超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合計 G	標準税率超過収入済額 H	E/A×100 前年度	F/B×100 前年度	G/C×100 前年度					
一 普通税	113,580,579	5,231,247	118,811,826	7,039,079	112,601,371	1,350,039	113,951,410	6,985,038	99.1	98.5	25.8	21.3	95.9	95.1	0.7	0.8
1 法定普通税	113,580,579	5,231,247	118,811,826	7,039,079	112,601,371	1,350,039	113,951,410	6,985,038	99.1	98.5	25.8	21.3	95.9	95.1	0.7	0.8
(1) 市町村民税	50,360,513	1,771,260	52,131,773	1,769,486	49,990,293	489,412	50,479,705	1,775,186	99.3	98.9	27.6	26.3	96.8	96.3	1.7	0.5
①個人均等割	1,652,251	61,823	1,714,074		1,641,171	16,174	1,657,345		99.3	99.1	26.2	26.5	96.7	96.3	△ 0.1	0.4
②所得割	40,387,910	1,563,217	41,951,127		40,006,390	407,212	40,413,602		99.1	98.9	26.0	26.3	96.3	96.0	0.2	0.3
上記のうち退職所得分	358,652		358,652		358,652		358,652		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	17.0	0.0
①法人均等割	2,906,416	69,103	2,975,519	226,257	2,907,384	30,592	2,937,976	225,535	100.0	98.8	44.3	25.2	98.7	97.4	1.9	1.3
②法人税割	5,413,936	77,117	5,491,053	1,543,229	5,435,348	35,434	5,470,782	1,549,651	100.4	99.0	45.9	28.2	99.6	98.3	15.3	1.3
(2) 固定資産税	52,002,196	3,304,828	55,307,024	5,269,593	51,436,685	829,125	52,265,810	5,209,852	98.9	98.0	25.1	18.3	94.5	93.4	△ 1.4	1.1
(ア) 純固定資産税	51,567,648	3,304,828	54,872,476	5,269,593	51,002,137	829,125	51,831,262	5,209,852	98.9	97.9	25.1	18.3	94.5	93.3	△ 1.4	1.2
① 土地	15,286,502	984,958	16,271,460	1,600,884	15,116,451	247,610	15,364,061	1,582,799	98.9	98.0	25.1	18.1	94.4	93.3	0.2	1.1
② 家屋	24,451,705	1,614,099	26,065,804	2,501,685	24,177,570	402,209	24,579,779	2,473,077	98.9	97.9	24.9	18.7	94.3	93.2	△ 5.0	1.1
③ 債却資産	11,829,441	705,771	12,535,212	1,167,024	11,708,116	179,306	11,887,422	1,153,976	99.0	98.1	25.4	17.8	94.8	93.7	4.9	1.1
(イ) 交付金	434,548		434,548		434,548		434,548		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	△ 3.1	0.0
(3) 軽自動車税	3,178,909	155,159	3,334,068		3,135,487	31,502	3,166,989		98.6	98.6	20.3	23.5	95.0	94.7	2.6	0.3
環境性能割	143,334		143,334		143,334		143,334		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	7.5	0.0
種別割	3,035,575	155,159	3,190,734		2,992,153	31,502	3,023,655		98.6	98.6	20.3	23.5	94.8	94.5	2.4	0.3
(4) 市町村たばこ税	8,032,299		8,032,299		8,032,244		8,032,244		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	7.8	0.0
(5) 鉱産税	6,662		6,662		6,662		6,662		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	13.0	0.0
(6) 特別土地保有税																
(ア) 保有分																
(イ) 取得分																
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目的税	1,339,897	114,393	1,454,290		1,326,090	26,764	1,352,854		99.0	97.5	23.4	17.8	93.0	91.6	△ 1.6	1.4
1 法定目的税	1,339,897	114,393	1,454,290		1,326,090	26,764	1,352,854		99.0	97.5	23.4	17.8	93.0	91.6	△ 1.6	1.4
(1) 入湯税	64,179	9,179	73,358		64,166	8,940	73,106		100.0	84.0	97.4	16.8	99.7	83.6	55.4	16.1
(2) 事業所税		421	421			120	120				28.5	36.3	28.5	36.3	△ 50.0	△ 7.8
(3) 都市計画税	1,275,718	104,793	1,380,511		1,261,924	17,704	1,279,628		98.9	98.1	16.9	17.7	92.7	91.9	△ 3.6	0.8
(ア) 土地	551,254	46,257	597,511		545,169	7,725	552,894		98.9	98.1	16.7	15.9	92.5	91.7	0.3	0.8
(イ) 家屋	724,464	58,536	783,000		716,755	9,979	726,734		98.9	98.1	17.0	18.9	92.8	92.0	△ 6.3	0.8
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一~三)	114,920,476	5,345,640	120,266,116	7,039,079	113,927,461	1,376,803	115,304,264	6,985,038	99.1	98.5	25.8	21.2	95.9	95.0	0.7	0.9
国民健康保険税	16,165,613	6,011,334	22,176,947		15,083,795	1,109,602	16,193,397		93.3	92.6	18.5	19.0	73.0	71.0	△ 1.7	2.0
国民健康保険料	4,113,785	690,505	4,804,290		3,863,252	197,162	4,060,414		93.9	92.9	28.6	31.1	84.5	82.6	1.7	1.9

(3) 町 村 計

(単位:千円、%)

区分	調定済額				収入済額				徴収率						収入済額Gの対前年度増減率	徴収率G/Cの対前年度増減	
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100 前年度	F/B×100 前年度	G/C×100 前年度						
一 普通税	35,699,195	1,269,997	36,969,192	15,452	35,419,940	298,758	35,718,698	15,430	99.2	98.9	23.5	20.2	96.6	95.9	1.9	0.7	
1 法定普通税	35,699,195	1,269,997	36,969,192	15,452	35,419,940	298,758	35,718,698	15,430	99.2	98.9	23.5	20.2	96.6	95.9	1.9	0.7	
(1) 市町村民税	11,289,782	384,781	11,674,563	15,452	11,192,836	103,406	11,296,242	15,430	99.1	99.1	26.9	28.2	96.8	96.3	1.3	0.5	
①個人均等割	460,092	17,693	477,785		455,585	4,753	460,338		99.0	99.0	26.9	28.1	96.3	95.9	△ 0.4	0.4	
②所得割	9,200,125	350,902	9,551,027		9,111,318	91,961	9,203,279		99.0	99.0	26.2	28.2	96.4	95.9	1.5	0.5	
上記のうち退職所得分	70,193		70,193		70,193		70,193		100.0	100.0			100.0	100.0	63.5	0.0	
①法人均等割	662,287	13,710	675,997	3,368	658,846	5,628	664,474	3,353	99.5	99.1	41.1	29.0	98.3	97.6	7.0	0.7	
②法人税割	967,278	2,476	969,754	12,084	967,087	1,064	968,151	12,077	100.0	99.8	43.0	24.9	99.8	99.6	△ 3.6	0.2	
(2) 固定資産税	21,040,390	816,336	21,856,726		20,873,172	185,297	21,058,469		99.2	98.8	22.7	16.3	96.3	95.5	1.5	0.8	
(ア) 純固定資産税	20,594,231	816,336	21,410,567		20,427,013	185,297	20,612,310		99.2	98.8	22.7	16.3	96.3	95.4	1.6	0.9	
① 土地	2,612,819	191,443	2,804,262		2,574,807	49,769	2,624,576		98.5	97.7	26.0	17.2	93.6	92.1	△ 0.6	1.5	
② 家屋	9,428,784	408,489	9,837,273		9,345,174	95,751	9,440,925		99.1	98.6	23.4	16.4	96.0	95.0	△ 2.6	1.0	
③ 債却資産	8,552,628	216,404	8,769,032		8,507,032	39,777	8,546,809		99.5	99.3	18.4	15.1	97.5	97.1	7.4	0.4	
(イ) 交付金	446,159		446,159		446,159		446,159		100.0	100.0			100.0	100.0	0.2	0.0	
(3) 軽自動車税	1,088,749	52,685	1,141,434		1,073,658	10,055	1,083,713		98.6	98.6	19.1	22.9	94.9	94.6	1.7	0.3	
環境性能割	50,739		50,739		50,739		50,739		100.0	100.0			100.0	100.0	5.9	0.0	
種別割	1,038,010	52,685	1,090,695		1,022,919	10,055	1,032,974		98.5	98.5	19.1	22.9	94.7	94.4	1.5	0.3	
(4) 市町村たばこ税	2,271,036		2,271,036		2,271,036		2,271,036		100.0	100.0			100.0	100.0	9.0	0.0	
(5) 鉱産税	9,238		9,238		9,238		9,238		100.0	100.0			100.0	100.0	7.8	0.0	
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	
(ア) 保有分	11,993		11,993								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	
(イ) 取得分	4,202		4,202								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	
(ウ) 遊休土地分																	
2 法定外普通税																	
二 目的税	32,964	4,230	37,194		32,568	2,136	34,704		98.8	96.4	50.5	49.0	93.3	92.4	△ 31.5	0.9	
1 法定目的税	32,964	4,230	37,194		32,568	2,136	34,704		98.8	96.4	50.5	49.0	93.3	92.4	△ 31.5	0.9	
(1) 入湯税	32,964	2,691	35,655		32,568	1,850	34,418		98.8	96.0	68.7	70.5	96.5	94.2	△ 5.4	2.3	
(2) 事業所税																	
(3) 都市計画税		1,539	1,539			286	286			97.3	18.6	13.9	18.6	88.3	△ 98.0	△ 69.7	
(ア) 土地		533	533			94	94			97.3	17.6	13.6	17.6	87.5	△ 98.2	△ 69.9	
(イ) 家屋		1,006	1,006			192	192			97.3	19.1	14.0	19.1	88.7	△ 97.9	△ 69.6	
(4) 水利地益税																	
(5) 共同施設税																	
(6) 宅地開発税																	
2 法定外目的税																	
三 旧法による税	合計(一~三)	35,732,159	1,274,227	37,006,386	15,452	35,452,508	300,894	35,753,402	15,430	99.2	98.9	23.6	20.3	96.6	95.9	1.9	0.7
	国民健康保険税	7,880,117	1,802,145	9,682,262		7,507,410	390,093	7,897,503		95.3	94.9	21.6	23.5	81.6	79.3	0.1	2.3

7 徴收取扱費及び県交付金市町村別交付状況

区 分	個人 徴 収 取 扱 費	利 子 付 金	県 民 税 交 付	割 金	配 当 付	割 得 金	株式等 譲渡所 得 金	法 人 事 業 税 金	地方消費税 交 付 金			ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	環 境 性 付 金	自 動 車 取 得 税 金	計
									一般財源	社会保障財源	計				
市 部	青森市	418,781	20,133	92,484	86,551	579,311	3,175,886	3,689,436	6,865,322	20,275	63,157				8,146,014
	弘前市	246,993	11,637	53,342	49,885	238,690	1,962,283	2,271,173	4,233,456	8,266	42,556				4,884,825
	八戸市	355,873	17,186	79,016	73,968	456,513	2,650,578	2,973,618	5,624,196	2,338	52,147				6,661,237
	黒石市	48,315	1,694	7,739	7,229	34,841	336,009	436,799	772,808		9,041				881,667
	五所川原市	74,795	2,975	13,655	12,777	63,592	583,299	703,032	1,286,331		17,071				1,471,196
	十和田市	96,534	4,219	19,414	18,179	91,995	690,339	812,506	1,502,845	12,388	25,747				1,771,321
	三沢市	63,320	3,363	15,490	14,509	59,183	445,474	517,955	963,429		11,160				1,130,454
	むつ市	83,324	3,966	18,090	16,891	64,500	616,092	743,861	1,359,953		14,397				1,561,121
	つがる市	41,168	1,397	6,445	6,040	27,889	301,837	424,088	725,925		13,856				822,720
	平川市	44,806	1,437	6,610	6,187	27,260	306,177	411,286	717,463	13,438	17,138				834,339
市部計		1,473,909	68,007	312,285	292,216	1,643,774	11,067,974	12,983,754	24,051,728	56,705	266,270				28,164,894
東津 軽 郡	平内町	16,424	842	3,599	3,284	6,287	96,976	141,074	238,050	10,739	3,842				283,067
	今別町	3,016	98	442	410	2,294	23,913	34,307	58,220		1,338				65,818
	蓬田村	3,725	133	601	559	1,229	25,205	36,351	61,556		2,447				70,250
	外ヶ浜町	7,840	298	1,307	1,204	5,791	58,676	77,678	136,354		2,588				155,382
	計	31,005	1,371	5,949	5,457	15,601	204,770	289,410	494,180	10,739	10,215				574,517
西津 軽 郡	鰺ヶ沢町	12,070	417	1,909	1,785	6,616	97,862	127,665	225,527	4,934	4,584				257,842
	深浦町	9,446	278	1,282	1,199	6,051	83,250	105,643	188,893		3,475				210,624
	計	21,516	695	3,191	2,984	12,667	181,112	233,308	414,420	4,934	8,059				468,466
中津 軽 郡	西目屋村	1,681	46	216	202	1,011	14,072	17,842	31,914		1,236				36,306
	計	1,681	46	216	202	1,011	14,072	17,842	31,914		1,236				36,306
南津 軽 郡	藤崎町	21,530	753	3,455	3,233	12,792	141,316	194,864	336,180		5,550				383,493
	大鷦町	12,650	375	1,708	1,592	4,892	83,000	122,070	205,070	7,274	4,138				237,699
	田舎館村	11,365	361	1,659	1,553	4,850	64,657	99,412	164,069		3,315				187,172
	計	45,545	1,489	6,822	6,378	22,534	288,973	416,346	705,319	7,274	13,003				808,364

(単位：千円)

区分		個人県民税 徴収取扱費	利 交	予 付	割 金	配 交	当 付	割 得	株式等譲渡所 交	法 人 事 業 税 金	地方消費税 交 付 金			ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	環 境 性 付 金	能 制 付 金	自 動 車 取 得 税 交 付 金	計
											一般財源	社会保障財源	計					
北 津 輕 郡	板柳町	18,314	593	2,703	2,522		8,392		119,538	176,562	296,100			4,673			333,297	
	鶴田町	16,108	550	2,525	2,362		8,469		113,601	169,230	282,831			4,735			317,580	
	中泊町	13,821	482	2,221	2,080		7,725		98,316	139,892	238,208			4,943			269,480	
	計	48,243	1,625	7,449	6,964		24,586		331,455	485,684	817,139			14,351			920,357	
上 北 郡	野辺地町	20,453	830	3,763	3,506		24,047		132,885	171,520	304,405			3,706			360,710	
	七戸町	23,173	835	3,816	3,564		17,608		156,471	199,861	356,332			12,425			417,753	
	六戸町	16,630	687	3,112	2,898		13,260		95,075	135,319	230,394			8,936	5,788		281,705	
	横浜町	6,482	335	1,443	1,322		12,937		45,957	57,788	103,745			1,884			128,148	
	東北町	24,836	959	4,317	4,014		16,113		166,988	227,717	394,705			12,831			457,775	
	六ヶ所村	17,037	971	4,544	4,277		112,417		174,707	136,122	310,829			4,098	4,958		459,131	
	おいらせ町	38,791	1,636	7,517	7,035		28,076		235,703	314,455	550,158			9,895			643,108	
計		147,402	6,253	28,512	26,616		224,458		1,007,786	1,242,782	2,250,568			13,034	51,487		2,748,330	
下 北 郡	大間町	7,696	333	1,565	1,475		15,203		55,119	66,069	121,188			1,692			149,152	
	東通村	8,852	377	1,759	1,654		30,678		64,054	83,484	147,538			3,084			193,942	
	風間浦村	2,377	71	322	300		874		17,695	24,469	42,164			797			46,905	
	佐井村	2,525	83	386	361		1,041		19,302	26,631	45,933			872			51,201	
計		21,450	864	4,032	3,790		47,796		156,170	200,653	356,823			6,445			441,200	
三 戸 郡	三戸町	13,394	469	2,144	2,003		10,561		97,880	127,881	225,761			5,859			260,191	
	五戸町	24,050	908	4,098	3,813		16,440		161,546	221,412	382,958			8,995			441,262	
	田子町	8,079	258	1,182	1,104		6,995		54,792	70,048	124,840			6,398			148,856	
	南部町	26,179	877	4,023	3,762		10,543		155,831	232,432	388,263			10,533			444,180	
	階上町	19,932	806	3,712	3,477		9,664		118,079	180,155	298,234			12,122	6,179		354,126	
	新郷村	3,206	98	443	412		1,467		23,369	31,480	54,849			3,377			63,852	
計		94,840	3,416	15,602	14,571		55,670		611,497	863,408	1,474,905			12,122	41,341		1,712,467	
県計		1,885,591	83,766	384,058	359,178		2,048,097		13,863,809	16,733,187	30,596,996			104,808	412,407		35,874,901	

※ 令和4年3月31日現在

8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調

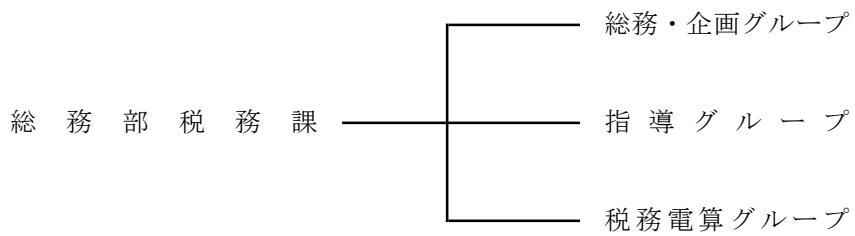
区分		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
市	青森市	◇							○					○	
	弘前市													○	
	八戸市													○	
	黒石市													○	
	五所川原市														
	十和田市														
	三沢市														
東津軽郡	むつ市				○				○						
	つがる市														
	平川市	◇	○												
	平内町														
西津軽郡	今別町														
	蓬田村				○	○		○			○				
	外ヶ浜町														
中津軽郡	鰺ヶ沢町	◇				○			○					○	
	深浦町														
	西目屋村	◇									○				
南津軽郡	藤崎町														
	大鰐町														
	田舎館村														
北津軽郡	板柳町														
	鶴田町														
	中泊町														
上北郡	野辺地町								○						
	七戸町							○							
	六戸町														
	横浜町														
	東北町														
	六ヶ所村		○												
下北郡	おいらせ町														
	大間町														
	東通村														
	風間浦村			○											
三戸郡	佐井村												○		
	三戸町														
	五戸町														
完納市町村合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
表彰年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3

凡例 { ◇ 徴収成績優秀表彰市町村
○ 協力市町村

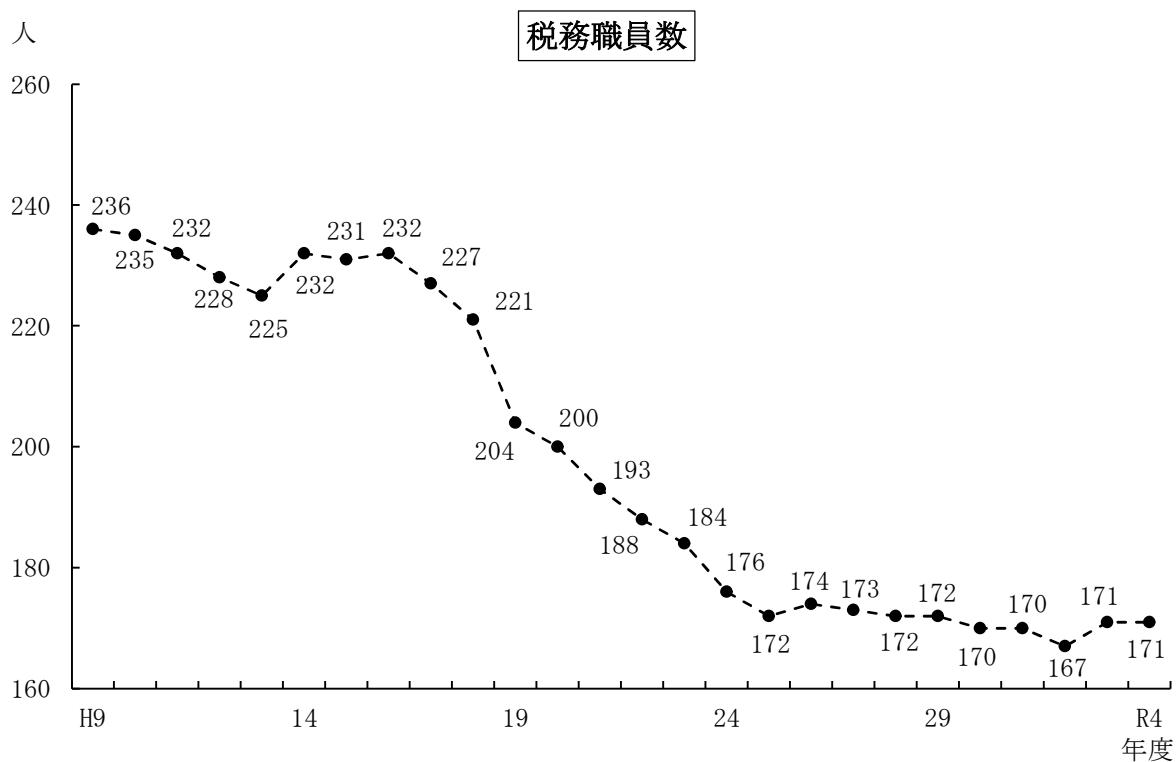
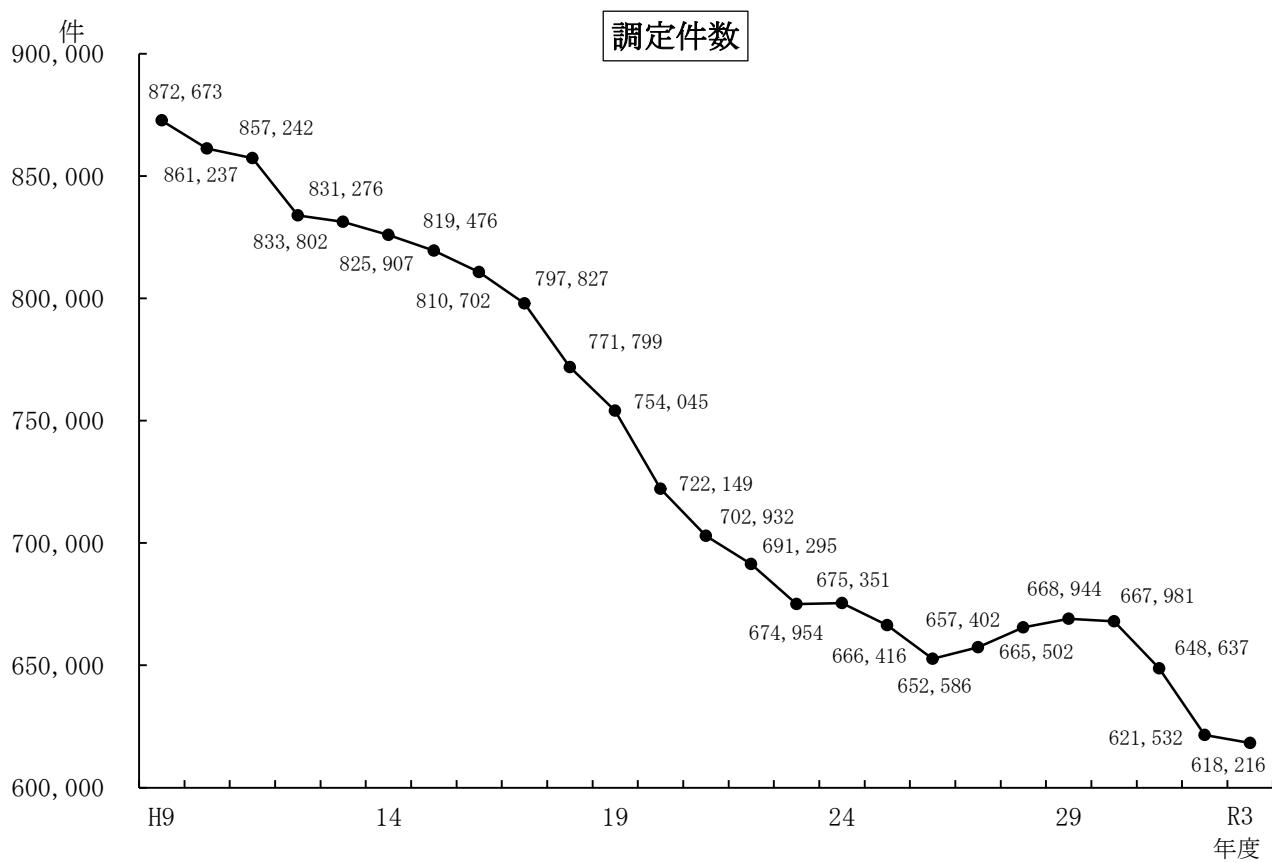
第七 稅務機構

1 稅務機構

(4. 4. 1現在)



2 県税調定件数・税務職員数年度別推移



3 税務職員数調

(1) 職種別

(4.4.1現在)

(単位:人)

区分	税務課	東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
課長	1							1
県税部長		1	1	1	1	1	1	6
次長		1	1	1	1	1	1	6
課長代理	1							1
総括主任幹	4	6	3	3	1	1	1	19
課長幹					1			1
主任幹	5	8	4	6	3	3	2	31
主任査	1	10	7	3	3	2	2	28
主任事	10	20	8	12	5	11	6	72
主任専門員		1	1	1	2			5
専門員				1				1
計	22	47	25	28	17	19	13	171

(2) グループ(課)別

(単位:人)

区分	税務課	東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
課長	1							1
県税部長		1	1	1	1	1	1	6
次長		1	1	1	1	1	1	6
課長代理	1							1
グループ	7							7
指導グループ	6							6
税務電算グループ	7							7
納税管理課		19	10	11	9	11	7	67
課税第一課		11	5	6				22
課税第二課		8	8	9				25
課税第三課		7			6	6	4	7
課税課								16
計	22	47	25	28	17	19	13	171

4 稅務職員年齢別調

(4.4.1現在)

(単位：人)

区分	税務課	東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
20歳未満		2						2
20歳以上24歳以下	2	1	3	4	3	4	4	21
25〃29〃	4	8	3	6	1	4	2	28
30〃34〃	5	10	2	2	2	4		25
35〃39〃		5	1					6
40〃44〃		2	2	3	2	1	1	11
45〃49〃	7	6	7	4	2	2	3	31
50〃54〃	3	7	3	5	3	3	1	25
55歳						1		1
56歳		1	1	1	1			4
57歳	1						1	2
58歳		3	1		1		1	6
59歳		1	1	1				3
60歳		1			2			3
61歳～			1	2				3
職員数	22	47	25	28	17	19	13	171
年齢合計	849	1,867	1,050	1,122	727	670	493	6,778
平均年齢	38.6	39.7	42.0	40.1	42.8	35.3	37.9	39.6

5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域

(4.4.1現在)

配置別	所在地	とりまとめ指定 金 融 機 関	管轄区域
税務課	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9064		県内一円
東青地域県民局 県税部	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (県庁舎北棟1階) (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9970	青森銀行県庁支店	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 分割法人関係、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、個人事業税、たばこ税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、鉱区税及び固定資産税については、県内一円
中南地域県民局 県税部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 (代表) 0172(32)1131 (直通) 0172(32)4341	青森銀行弘前支店	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
三八地域県民局 県税部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (代表) 0178(27)5111 (直通) 0178(27)4455	青森銀行八戸支店	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北地域県民局 県税部	〒037-0046 五所川原市字栄町10 (代表) 0173(34)2111 (直通) 0173(34)3141	青森銀行五所川原支店	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町
上北地域県民局 県税部	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (代表) 0176(22)8111 (直通) 0176(23)4241	青森銀行十和田支店	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町
下北地域県民局 県税部	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (代表) 0175(22)8581 (直通) 0175(22)3105	青森銀行むつ支店	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村